

2020 年度

# 文学部 便覧



國士館大学

2020 年度

# 文学部便覧

## (履修要項)

この学部便覧は、みなさんが学業を進めていく上で  
必要不可欠な、学部の基本的な事項を  
収録したものです。

卒業まで紛失しないように大切に保管して下さい。  
ただし、日程、金額、その他については  
変更される場合があります。

# 目 次

建学の由来と理念	iv
文学部の教育研究上の目的	vi
教育研究上の目的と 3 つのポリシー	viii
関連施設窓口案内	xiv
学生ポータルサイト「Kaede-i」	xvi

## I 単位・授業・試験・進級及び卒業

① 授業と単位制	2
(1)授業	2
(2)単位算定の基準	2
(3)出席・欠席・公欠	3
(4)休講	3
(5)補講	3
② 履修登録	4
(1)履修登録の流れ	4
(2)履修上の注意事項	5
③ 試験	6
(1)定期試験	6
(2)レポート・小試験等	6
(3)追試験	6
(4)再試験	7
(5)試験に関する諸注意	7
④ 成績評価	8
(1)成績と単位の認定	8
(2)GPA 制度	8
⑤ 進級・留年及び卒業	10

## II 授業科目と履修要領

① 授業科目と履修要領	12
(1)総合教育科目	13
(2)外国語科目	17
(3)専門科目	25
(4)科目ナンバリングについて	46
(5)首都圏西部大学単位互換	46
(6)世田谷 6 大学コンソーシアム連携授業	46
(7)入学前に他大学等で修得した単位について	47
② 文学部で取得できる教員免許状	48
③ 諸資格取得のための科目履修要領	52
(1)社会教育主事の資格	53
(2)博物館学芸員の資格	54
(3)考古調査士の資格	56
(4)測量士補の資格	57
(5)GIS 学術士の資格	58
(6)地域調査士の資格	60
(7)図書館司書・学校司書・学校図書館司書教諭の資格	62

<b>III 学籍と学費</b>	
① 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学	66
(1)休学	66
(2)復学	66
(3)退学	66
(4)除籍	67
(5)復籍	67
(6)再入学	67
② 学費の納入	68
(1)振込依頼書の発送時期と納入内訳	68
(2)納入期限	68
(3)納入方法	69
(4)延納制度について	69
<b>IV 学則及び諸規程</b>	
① 国士館大学学則	72
② 国士館大学学籍管理規程	89
③ 国士館大学学籍管理規程施行細則	95
④ 国士館大学科目等履修生規程	97
⑤ 国士館大学聴講生規程	99
⑥ 国士館大学研究生規程	101
⑦ 国士館大学納入金規程	110
⑧ 諸資格取得のための受講料等に関する内規	114
⑨ 公欠に関する取扱要領	116
⑩ 自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ	117
⑪ 国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	118
<b>V キャンパス案内</b>	
建物配置図	124
<b>VI 付 錄</b>	
① 文学部学部長及び主任一覧	150
② 掲示について	151
③ 諸届および各種証明書手続料等について	152
(1)諸届等	152
(2)教職及び諸資格課程受講料	153
(3)各種実習費等	153
(4)各種証明書及び手数料	154
④ 学生保険	155
⑤ 学会費について	155
⑥ 専任教員研究室一覧	156

# 大学の歴史、教育研究上の理念

## 建学の由来と理念

日本は明治維新後、西洋文明を積極的に受容し、社会の近代化を急速に推進してきました。このため社会はおおいに伸張を遂げましたが、あまりに急激な近代化であったため、伝統文化を破壊し、軽視する風潮さえ生じました。日露戦争後には、国内問題が悪化し国民意識が変化するなかで、さまざまな社会問題が発生し、深刻な社会不安が引き起こされました。

このような当時の社会状況を憂い、柴田徳次郎ら有志は、日本の「革新」をはからんと、「社会改良」と「青年指導」を目的として1913（大正2）年「青年大民団」を組織し、1917（大正6）年「活学を講ず」の宣言とともに、私塾「國士館」を創立するに至りました。

創立者たちのねらいは、吉田松陰の精神を範とし、教学の適地として世田谷の松陰神社隣接地に学舎を建設し、「國士館設立趣旨」でうたわれているように、日々の「実践」のなかから心身の鍛錬と人格の陶冶をはかり、国家社会に貢献する智力と胆力を備えた人材「國士」を養成することにありました。

以来、「國士」養成を理念として、学ぶ者みずからが不断の「読書・体験・反省」の三綱領を実践しつつ、「誠意・勤労・見識・気魄」の四徳目を涵養することを教育理念に掲げ、さまざまな分野で活躍する人材を世に輩出してきました。

今日、國士館は、このような建学の志を大切に継承しながら、新たに発展を遂げた研究教育の諸領域でも、知識と実践の水準を高めつつ、世界の平和と進運を目指し、現代社会に積極的に貢献する真摯な努力を続けています。

## 建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『國士』の養成」を目指す。

## 教育理念

「國士」養成のため、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと

「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をすること

「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと

「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

## 教育指針

四徳目を備えるには、不斷の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

「読書」とは、書き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること

「体験」とは、智恵を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること

「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること

「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

## 【文学部の歴史

### I. 1966～1975年：はじめの10年

國士館創立49年目にあたる1966年に、文学部は産声を上げました。当時は、総長柴田徳次郎による週1回の館長訓話、学生による学園警備、学生監制度、制服の着用など、いわゆる國士館独自の校風が根強く残っていた時代でした。世の中は1970年の大阪万博開催に象徴される経済高度成長の絶頂期と、それに続く72年の浅間山荘事件やオイルショックといった事件によって価値観の転換を迫られた時期であり、戦前・戦中の時代の空気が国民の意識の中から次第に遠ざかっていく時代でもありました。

### II. 1976～1985年：変革の時代

1973年に始まった改革は國士館大学の近代化に一定の成果を上げましたが、必ずしも順調に進んだわけではありません。1984年文部省の指導のもと大学に新体制が導入され、翌年には初の学長選挙が実施されるなど國士館の新体制が始まります。この頃の中には成田空港開港（1978）、東京ディズニーランド開園、ファミコン発売（ともに1983年）など、昭和元禄からバブル時代へと移り変わりつつある時代でした。

### III. 1986～1995年：昭和から平成へ

いわゆる第2次ベビーブーム世代の成長に伴う大学進学者の大幅増加に対応するため、1991年より文学部の入学者定員は300人から390人へと増員されました。1989年に昭和天皇が崩御し、時代が昭和から平成へと大きく動きました。世の中はバブル経済の狂乱から、一転その後20年以上も続く不況の時代へと向かっていたのですが、多くの人はまだそのことに気づいていなかった頃です。

### IV. 1996～2005年：変わる世田谷キャンパス

この時期に大きく様変わりしたのは、世田谷校舎です。1996年に10号館の全面改修が実施され、1998年創立80周年事業のシンボルとして中央図書館と体育・武道館が竣工しました。これにより、それまで相部屋だった文学部教員の研究室は、現在見るようなほぼ個室となり、その後プロジェクトなどの教室設備も徐々に整備されていくことになりました。2002年には1号館と建学の森が整備され、それまで学内を囲んでいた塀をすべて撤去することで、従来の閉鎖的な大学のイメージを払拭し、1号館食堂を地域住民にも開放するなど、地域に開かれた國士館のイメージを積極的に広げていくことになります。この間、2001年には大学院人文科学研究科修士課程が開設され、2003年には博士課程も開設されました。この時期の最も大きなニュースは2001年9月に起きたアメリカ同時多発テロでしょう。

### V. 2006～：50年目を迎え、そしてこれから…

2008年都立明正高校の跡地に、梅ヶ丘校舎が新しく建設されました。その完成により、1977年から続いている1・2年は鶴川キャンパス、3・4年は世田谷キャンパスという分裂状態が30年ぶりに解消され、2008年度からは文学部の1～4年の授業が、すべて世田谷キャンパスで行われるようになりました。2016年に文学部は創設50周年を迎えました。一方世の中では、地震・記録的大雨・台風・猛暑・洪水・豪雪と毎年のように自然災害が続くようになり、2011年3月に発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、今に至るまで大きな爪痕を残しています。2019年に平成から令和へと時代は大きくかわりつつあります。

# 文学部の教育研究上の目的

文学部の理念と目的は、「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する」ことにある。これは単に専門的な知識や技術の伝授にとどまることなく、教養科目を重視する大学の伝統を踏まえて「心の教育」と「人間形成」を根幹として「人を育成する」ものである。その理念・目的を達成するために学部内に「教育学科」・「史学地理学科」・「文学科」の3学科を置く。「教育学科」には教育学コース、初等教育コースの2コースを、「史学地理学科」には考古・日本史学コース、地理・環境コースの2コースを、「文学科」には日本文学・文化コースの1コースを置いている。学科・コース間でそれぞれ有機的・発展的に広く基礎を学び、深く専門領域を極め、現代社会に寄与する徳と睿智を涵養できるよう、綿密なカリキュラムを編成している。

## 教育学科

教育学科は、教育学コース、初等教育コースの2コースによって構成されている。本学科では、各コースそれぞれの専門性を「人を育成する」ということから直結させ、教育学コースでは「人間形成」の学としての教育学の追求を、初等教育コースでは教員として「豊かな人間性、社会性や実践的能力を備えた人材の養成」を、それぞれ目的としている。根本的な判断力と能力の育成を実現するという本学科各コース共通の理念・目的は、学部における大学教育の根本でもあり、これを達成するべく、各コースは熟慮された専門カリキュラムを編成している。

## 教育学コース

教育学コースは、教育の果たすべき社会的役割を認識しつつ、広く人間形成の学という展望にたった諸学問の研究と教授、社会に貢献できる人材の育成を理念・目的にしている。本コースの専門教育では、教育に関する理論的研究を行うとともに、教育の実践的な経験に基づく知見や教育技術を積み、その知識と方法論を体系的に学べるよう、カリキュラムを編成している。教育学の関連分野として、心理学、社会学や運動生理学などの視点や方法論を取り入れ、幅広く学習できるようにしている。教育関係の職を志望する学生のために、中等教育課程として、中学校の社会科、保健体育科、高等学校の地理歴史科、公民科、保健体育科の教員や養護教諭および特別支援学校教諭の育成、また社会教育主事の資格取得などにも力を入れ、常に変化していく社会や教育現場に柔軟に対応し、高度な知的探求ができる人材を育成する。

## 初等教育コース

初等教育コースは、初等教員としての実践的指導力を備えた人材の育成を目的としている。本コースでは、教科・教職に関する専門的な知識と技能を段階的に身につけ、理論と実践に関する教育研究を進める。同時に、教育実践に関する科目を通して、教育者としての責任に加え、豊かな人間性や社会性を身につけた初等教員を育成する。

## 史学地理学科

史学地理学科は、考古・日本史学コース、地理・環境コースの2コースによって構成されている。本学科では、本大学における建学の理念や文学部における教育・研究理念を共通の目的として、各コースの独自性を尊重しながら、各コース相互の専門科目を取り入れ、有機的連関性を持ったコースのカリキュラムを編成している。また、本学科は、実証的な教育・研究を各コース共通の柱とし、さらに、教育・研究理念ならびに教育目標を達成させるために卒業論文の準備・作成を

重視し、入念な指導を実施している。このほか、考古・日本史学コースにおいては、考古学と日本史学の両者によって日本文化の探究を実践している。地理・環境コースにおいても、現実社会の状況を判断し対処できる人材育成を念頭に置き「環境」や「防災」という現代社会が直面している課題に挑戦し、実践している。

### 考古・日本史学コース

考古・日本史学コースの目的は、日本の歴史研究をとおして日本文化の特色を把握し、国際社会との協調と発展に貢献しうる有為な人材を育成することにある。この目的を実現するための教育方針として以下の3点を立てている。①世界史のなかで、日本史をとらえる視点の養成 ②文献史料・考古資料を調査・収集して、分析・表現する能力の養成 ③社会に通じる、総合的な実務能力の養成

### 地理・環境コース

地理・環境コースでは、史学地理学科の教育の目的を、地理・環境分野における地域調査に根ざした実践的カリキュラムを中心に学ばせることによって達成することを、教育の目的としている。この目的を実現するための基本方針は、「人間と自然に関する幅広い視野をもった上で、地理・環境分野における科学的な地域調査に根ざした学びを通して自ら調査・研究を実践できる力を身につけた学生を育てる」というものである。

### 文学科

文学科は、日本文学・文化コース1コースによって構成されている。本学科では、本大学の建学の理念および文学部の教育研究上の目的に基づき、古代から現代に至る日本の文学・文化現象について幅広く学ぶという知的な作業を通じて、人間的な成長を遂げ、社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。

本学科では、日本語で創作された言語文化を中心に、思想、芸能、映像文化などを、研究教育の対象領域とする。

日本には古代以来、永きにわたる文化の積み重ねがあり、それらは我が國のみならず、広く世界に開かれた資産としての価値をもっている。また日本語で表現された文学・文化は、日本人のみならず人間全体に通じうる営みや思索を表出した貴重な資産である。本学科では、文学部に開講された幅広いカリキュラムの学習を踏まえ、これら日本の文化的資産の理解・読解という作業を通じて、人間の営みへの知的な理解力、および共感へと至る感性を磨き、高めるのみならず、現代を生きる社会人に必須な表現力・情報発信能力を備えた知的総合能力を鍛えることによって、日本文学を中心とした、総合的な教養人として社会に有為な人材を育てる教育を行う。また資格科目としては、教職免許に関わる「国語科教育」に特に力を入れ、実践的な教育を行っている。

### 日本文学・文化コース

日本文学・文化コースは、日本語および日本文学・文化を多面的に学ぶことを通して、日本文学・日本文化に関する幅広く体系的な教養を身に付け、現実の様々な問題についての明晰な判断力・想像力を獲得し、現代の社会生活に活用できる人材を育成することを目標にしている。

# 文学部の3つのポリシー

## 卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」(DP)

文学部では、大学の卒業認定の方針に加えて、教育学、歴史学および地理学、文学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、学科が求める次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

### 【教育学科】

教育学科では、教育学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

- DP1. 専門領域において学んだ人間形成と教育に関する基礎的な知識と幅広い教養および関連する諸情報を収集・分析・整理する能力を有し、学びに対する真摯な態度と困難に立ち向かう強い意志を身に付けている。
- DP2. 社会に生きる人間として、とりわけ初等・中等教育課程の教員として、課題の意味を理解・吟味し、その課題解決へ向けた適切な意思決定・行動選択をするとともに、自らの意思を表現する力を持っている。
- DP3. 教職をはじめとして、教育に携わる人間に求められる責任感と倫理観を持ち、謙虚に学び続け自らを高めようとする姿勢とその学びを活かして主体的に社会に貢献しようとする意欲を持っている。
- DP4. 教育学の学修を通じて、他者を尊重しつつ、責任ある行動を取ることのできる豊かな人間性を身に付け、協働的に社会や他者と関わろうとする意欲を有している。

### 【史学地理学科】

史学地理学科では、歴史学および地理学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

- DP1. 歴史学および地理学の深い専門的知識と幅広い教養および世界的視野と総合的判断力を有し、学びに対する真摯な態度と困難に立ち向かう強い意志を身に付けている。
- DP2. 歴史学および地理学の知識・技能を活用し、諸課題について調査・研究することができ、学術的諸問題を体系化して論理的に相手に伝えるとともに相手の意見を理解する能力を身に付けている。
- DP3. 歴史学および地理学を将来にわたって不斷に研鑽し、そこから得た知識・技能と独創的な発想力をもとに積極的に社会に貢献する意欲と行動力を有している。
- DP4. 歴史学および地理学の学修を通じて、他者を尊重しつつ、責任ある行動を取ることのできる豊かな人間性を身に付け、協働的に社会や他者と関わろうとする意欲を有している。

### 【文学科】

文学科では、文学の素養を備え、所定の課程を経て所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

- DP1. 古代から現代に至る日本の文学や文化現象、および日本語について、深い専門知識と幅広い教養を有し、学びに対する真摯な態度と困難に立ち向かう強い意志を身に付けている。
- DP2. 日本の文学・文化現象、および日本語に関わる理解を核とした知識を総合し、社会人としての思考力や判断力、コミュニケーション能力を身に付けている。

- DP3. 歴史の中ではぐくまれてきた文学作品や文化、および日本語を理解する感性と、それを筋道立てて組み立てる論理性を生かして、社会の中で能動的に活動する意欲と行動力を有している。
- DP4. 文学の学修を通じて、他者を尊重しつつ、責任ある行動を取ることのできる豊かな人間性を身に付け、協働的に社会や他者と関わろうとする意欲を有している。

## ■ 教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」(CP)

文学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成します。

教育内容、教育方法、学修成果の評価については、次のように定めます。

### 【教育学科】

#### 1 教育課程と内容

- (1)幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
- (2)「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。
- (3)「専門科目」は、「教育学コース」と「初等教育コース」の2コースにより、体系的に専門性を高める課程の編成をしています。

##### ① 教育学コース

人間形成と教育に関する洞察力を身に付ける科目を設置し、「教育学の基礎」や「人間と教育」、「教育学研究」、「教育学演習」は必修としています。また、中等教育課程の教職と教育に関連する科目を有機的に配置しています。

##### ② 初等教育コース

小学校教諭、幼稚園教諭の免許取得を目指した専門教育を行うため、教職基礎、授業実践、生徒指導、学校・学級運営、現場実習、教育動向の6つの柱を体系的に学修する必修科目及び選択科目を設けています。

#### 2 教育方法

- (1)即戦力として社会で活躍するための基礎的能力の育成を目的に、講義による知識や技能の教授を行っています。
- (2)専門性を高め、課題解決へ向けた実践的能力をつけるために、実習や模擬授業は、アクティブ・ラーニング形式で授業を展開しています。

#### 3 学修成果の評価

- (1)各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。
- (2)学生の4年間の学修成果は、必修の「卒業論文」によって行い、提出された卒業論文等をもとに総合的評価を行います。

### 【史学地理学科】

#### 1 教育課程

- (1)幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
- (2)「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。
- (3)「専門科目」は、「考古・日本史学コース」と「地理・環境コース」の2コースにより、体系的に専門性を高める課程の編成をしています。

##### ① 考古・日本史学コース

歴史学の概説的な知識や方法論を学び、研究の基礎を固める必修科目をはじめ、幅広い文献史料や考古資料に触れる実習科目等を多く設けています。

## ② 地理・環境コース

地域における実践的な学びを重視した人文地理系科目と自然地理系科目を体系的に配置しており、特に「地理学野外実習」では、野外における科学的な地域調査を行いその成果をまとめ、調査・分析能力を高める必修科目としています。

### 2 教育内容と方法

(1)行動力及び責任ある意識決定ができる思考力や判断力を育成する一つとして、フィールドワークによる調査・分析能力の養成など学外研修を多く取り入れています。

(2)演習科目や卒業論文の指導では、少人数でのきめの細かい指導を行っています。

### 3 学修成果の把握

(1)各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

(2)学生の4年間の学修成果は、必修の「卒業論文」によって行い、提出された卒業論文等をもとに総合的評価を行います。

## 【文学科】

### 1 教育課程と内容

(1)幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。

(2)「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。

(3)「専門科目」は、「日本文学・文化コース」として、日本の文学と文化を幅広く、古代から現代にいたる文学・文化現象について幅広く学ぶ多彩な科目群を配置しています。「日本文学・文化入門」は、各時代領域のエッセンスを集中的に教示する必修科目として設けています。

### 2 教育方法

(1)演習科目は専門分野をより深く研究でき、主体的に学修にとりくめるように、少人数制で実施しています。

(2)講義、分析、調査、実地踏査、発表、討論などをバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。

### 3 学修成果の評価

(1)各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

(2)学生の4年間の学修成果は、必修の「卒業論文」によって行い、提出された卒業論文等をもとに総合的評価を行います。

## ■ 入学者受入れの方針 「アドミッション・ポリシー (AP)

文学部では、教育学、歴史学および地理学、文学と関連諸科学の知識・技能を習得し、それを基礎とする思考力、判断力と表現力を身に付け、さらに主体性を持って広く社会に貢献することを目指す学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、教育学科・史学地理学科・文学科のそれぞれにおいて、学科ごとに掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

### 【教育学科】

教育学科では、教育学と関連諸科学の知識・技能を習得し、それを基礎とする思考力、判断力と表現力を身に付け、さらに主体性を持って広く社会に貢献することを目指す学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入

学者選抜を実施します。

#### AP1. [知識・理解・技能]

教育学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識を有していること、あるいは秀でた実技能力を有している。

(AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身に付けるべき標準的な知識を有している。

(AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

#### AP2. [思考力・判断力・表現力]

人文・社会の諸問題について関心を持ち、学んだ知識や得られた経験から思考し、判断し、自分の考えを的確に表現できるようになるための、人間としての成長に対する真摯な姿勢を有している。

#### AP3. [主体性・多様性・協働性]

自ら進んで行動する能力を有するとともに、他者の多様な価値観を受け入れ尊重し、他者とともに生きることの大切さを理解している。

入学前に身に付けておくべきこと

1. 英語、国語、地理歴史、公民、数学など、高等学校等で身に付けるべき基礎的な能力を身につけていること。

2. 教育問題に関するニュースを見る習慣、地理や歴史に関して興味を持った事柄を調べる習慣や小説や随筆などの文学作品を読む習慣を身に付けていていること。

### 【史学地理学科】

史学地理学科では、歴史学および地理学と関連諸科学の知識・技能を習得し、それを基礎とする思考力、判断力と表現力を身に付け、さらに主体性を持って広く社会に貢献することを目指す学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

#### AP1. [知識・理解・技能]

史学地理学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識を有していること、あるいは秀でた実技能力を有している。

(AP1-1) 国語、英語、地理歴史、公民、数学、理科など、高等学校等で身に付ける標準的知識を有している。

(AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

#### AP2. [思考力・判断力・表現力]

人文・社会の諸問題について関心を持ち、学んだ知識や得られた経験から思考し、判断し、自分の考えを的確に表現できるようになるための、人間としての成長に対する真摯な姿勢を有している。

#### AP3. [主体性・多様性・協働性]

自ら進んで行動する能力を有するとともに、他者の多様な価値観を受け入れ尊重し、他者とともに生きることの大切さを理解している。

入学前に身に付けておくべきこと

1. 英語、国語、地理歴史、公民、数学など、高等学校等で身に付けるべき基礎的な能力を身につけていること。

2. 教育問題に関するニュースを見る習慣、地理や歴史に関して興味を持った事柄を調べる習慣

や小説や隨筆などの文学作品を読む習慣を身に付けていること。

### 【文学科】

文学科では、文学と関連諸科学の知識・技能を習得し、それを基礎とする思考力、判断力と表現力を身に付け、さらに主体性を持って広く社会に貢献することを目指す学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

#### AP1. [知識・理解・技能]

文学科の教育を受けるために必要な基礎学力としての知識を有していること、あるいは秀でた実技能力を有している。

(AP1-1) 国語、英語、地理歴史、公民、数学、理科など、高等学校等で身に付ける標準的知識を有している。

(AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

#### AP2. [思考力・判断力・表現力]

人文・社会の諸問題について関心を持ち、学んだ知識や得られた経験から思考し、判断し、自分の考えを的確に表現できるようになるための、人間としての成長に対する真摯な姿勢を有している。

#### AP3. [主体性・多様性・協働性]

自ら進んで行動する能力を有するとともに、他者の多様な価値観を受け入れ尊重し、他者とともに生きることの大切さを理解している。

入学前に身に付けておくべきこと

1. 英語、国語、地理歴史、公民、数学など、高等学校等で身に付けるべき基礎的な能力を身につけていること。
2. 教育問題に関するニュースを見る習慣、地理や歴史に関して興味を持った事柄を調べる習慣や小説や隨筆などの文学作品を読む習慣を身に付けていること。



# 関係施設窓口案内

学生生活を過ごすにあたって各種情報や注意事項は、『国士館大学手帳』（学生部発行）に記載されているのによく確認すること。

## ■関係施設窓口案内

窓口	受付内容	場所	電話	受付時間			
				月～金	土・授業休講日		
教務課	学生証・学費・証明書担当 教室担当 教職担当	教職課程、介護等体験、単位互換、学生証に関するごと、学費等納入依頼書再発行、教室貸出などの手続き、相談等を行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3202 (学費・証明書) 03-5481-3203 (教室) 03-5481-3204 (教職)	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	鶴川メイプルホール1階	042-736-2331	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	政経学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3151	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	理工学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3251	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	法学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3322	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	文学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3231	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
21世紀アジア学部 事務課	経営学部担当	修学に関する各種届出、申込、手続きや履修等に関する相談などを行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3147	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	30号館1階	042-736-1050	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	14号館1階	042-736-2330	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			多摩	教室・管理棟(A棟)1階	042-339-7202	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
学生・厚生課	学生生活全般をサポートする手続、指導、相談等を行っています。 課外活動、奨学金（奨学生制度）、遺失物・拾得物、アルバイト情報、学生保険、掲示、学生寮、アパート関係など	34号館A棟1階	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8114	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	13号館1階	042-736-2316	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			多摩	教室・管理棟(A棟)2階	042-339-7225	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
学生相談室	教職員、家族、友人等に相談しにくい問題など、専門のカウンセラーが直接相談に応じます。電話での相談や家族からの相談も受け付けています。	34号館A棟1階	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8116	※カウンセラーの在室日は学生相談室入口の掲示板でお知らせします。確認の上、相談に来てください。	原則として閉室
			町田	11号館1階	042-736-5498		
			多摩	教室・管理棟(B棟)1階	042-339-7365		

窓口	受付内容	場所		電話	受付時間	
					月～金	土・授業 休講日
国際交流センター	海外研修や交換留学など、海外へ留学を希望する学生へのアドバイスや外国人留学生への留学生サポートを行っています。	世田谷	7号館 1階	03-5481-3206	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	鶴川メイプルホール 2階	042-736-2317	9:00～17:00	9:00～17:00
		ホームページ <a href="http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/">http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/</a>				
キャリア形成支援センター	学生の進路に関する各種支援を行っています。業種別企業ファイルや就職情報誌等の資料を自由に閲覧できるほか、求人票及び各種セミナーの案内等を行っています。また、就職活動における悩みを相談できるスタッフも常時待機しています。	世田谷	8号館 1階	03-5481-3308	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	12号館 1階	042-736-2318	9:00～17:00	9:00～17:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 2階	042-339-7230	9:00～17:00	9:00～17:00
		ホームページ <a href="http://www.kokushikan.ac.jp/career/">http://www.kokushikan.ac.jp/career/</a>				
		Eメールアドレス (全キャンパス共通)		career@kokushikan.ac.jp		
健康管理室	校医や看護師等を配置して、応急処置や健康相談、健康診断証明書の発行、健康情報の発信等を行っています。なお、校医の健康相談や診察を希望する場合は、各キャンパスの健康管理室にお問い合わせください。	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8115	9:00～21:00	9:00～19:00
		町田	11号館 1階	042-736-2319	9:00～18:00	9:00～17:00
		多摩	教室・研究棟(B棟) 1階	042-339-7206	9:00～18:00	9:00～17:00
図書館・情報メディアセンター	蔵書はもちろん、学外情報検索のための各種データベースや電子デバイス等の設備、視聴覚や閲覧・学習施設等が完備されています。蔵書は3キャンパスどこでも貸出・返却ができます。なお、図書館入館の際には学生証が必要です。	世田谷	中央図書館1～5階	03-5481-3216	8:30～21:00	8:30～21:00
		町田	鶴川メイプルホール 2～4階	042-736-2341	8:30～20:00	8:30～20:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 1階	042-339-7204	8:30～20:00	8:30～20:00
		ホームページ <a href="http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/">http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/</a>				
生涯学習センター	学生のスキルアップと就職のための資格講座を実施しています。	世田谷	梅ヶ丘校舎地域交流文化センター1階	03-5451-1921	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	鶴川メイプルホール 1階	042-736-2327	10:00～17:00	10:00～17:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 1階	042-339-7372	10:00～17:00	10:00～17:00
		ホームページ <a href="http://www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/">http://www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/</a>				

※受付時間は、大学行事開催日等は閉室または時間が変更となる場合があります。

※詳しい内容は、各部署まで直接お問い合わせいただくか、各部署発行のパンフレット等をご覧ください。

# 学生ポータルサイト「Kaede-i」

授業に関する情報など、大学生活に必要な情報については「Kaede-i」から確認することができる。Kaede-i の ID 及びパスワードは、入学後のオリエンテーションに出席することで配布され、ID と大学が発行したメールアドレスは卒業するまでの間、原則として変わらない。紛失しないように注意すること。

- ・授業の休講、補講、教室変更などの情報
- ・大学からのお知らせ（※掲示板にも掲示される）
- ・履修登録（履修登録期間のみ）
- ・My 時間割（履修科目の一覧）の確認
- ・プロファイル（学生情報）の確認・変更（住所、電話番号、学費納入者の変更など）
- ・成績確認（春期成績は 9 月中旬、秋期成績は 3 月下旬から）
- ・証明書等自動発行機のパスワード変更 など

## ◆ Kaede-i へのアクセス方法

大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→「学生ポータルサイト（Kaede-i）」をクリック



QR コード  
(Kaede-i)

URL : <https://kaedei.kokushikan.ac.jp/>

## ◆ プロファイル（学生情報）の確認・変更方法

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロファイル」→「プロファイル（学生情報）」欄の「確認・変更する」をクリック。変更箇所を修正し、最後に「登録」ボタンをクリック。なお、学生本人だけでなく、保証人や学費納入者の住所、緊急連絡先等の変更ができる。

※住所・電話番号は、怪我や病気をした時や災害時の連絡など緊急時に連絡する際に必要となるため、変更が生じた場合には速やかに最新の情報に変更すること。

## ◆ メールアドレスの登録方法

Kaede-i 上に個人のメールアドレスを登録することで、大学のお知らせや休講情報等を指定したアドレスに送信するように設定できる。（メール受信にかかる通信料は個人負担）

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロファイル」→「メールアドレス」欄の「確認・変更する」をクリック。メールアドレスを入力後、「通知を受け取る」を選択し、「登録」ボタンをクリック。

なお、メール配信に関する詳細や Q&A は、図書館・情報メディアセンター 情報システム課のホームページ (<http://www.kokushikan.ac.jp/research/cis/>) にも記載があるので参考にすること。

# I

# 単位・授業・試験・ 進級及び卒業

## ① 授業と単位制

1. 授業
2. 単位算定の基準
3. 出席・欠席・公欠
4. 休講
5. 补講

## ② 履修登録

1. 履修登録の流れ
2. 履修上の注意事項

## ③ 試験

1. 定期試験
2. レポート・小試験等
3. 追試験
4. 再試験
5. 試験に関する諸注意

## ④ 成績評価

1. 成績と単位の認定
2. GPA 制度

## ⑤ 進級・留年及び卒業

# 授業と単位制

大学における学修は「単位制」によって行われている。

単位制とは、一定の基準により単位を付与された各授業科目を履修要領等にしたがって履修し、所定の試験またはこれにかわるものに合格することによって単位を修得していく制度である。

授業科目の履修は、すべて単位制による。卒業は、休学期間を除いて 4 年以上 8 年まで在学し、履修要領に従って所定の単位を修得することによって認められ、卒業により学士の学位が授与される。(学則第 52・53 条参照)

## 1 授業

授業科目は、各科目とも 1 時間に 1 回 1 時限(継続 90 分)が配当されている。

1 年は、「春期」15 週、「秋期」15 週に区別され、年間の授業日数(週数)は、原則として、1 科目につき 15 週(半期科目: 週 1 回 × 15 時限)、または 30 週(通年科目: 週 1 回 × 30 時限)実施される。

授業時間は次の通りである。

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時間	09：00～10：30	10：45～12：15	12：55～14：25	14：40～16：10	16：25～17：55

※副免許に関する授業は 6 時限目(18：05～19：35)に開講する場合がある。

## 2 単位算定の基準

授業は、「講義」「実習」「実技」等の方法で行われ、各科目には単位が付与されている。大学において「1 単位」と計算される学修時間は 45 時間であり、この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習(予習・復習等)時間を含め計算される。

各科目には次の基準により単位が付与されている

		授業時間	授業時間外に必要な学修	単位数
講義科目	半期科目	毎週 1 時限 2 時間 × 15 週	4 時間 × 15 週	計 6 時間 × 15 週 ÷ 45 時間 = 2 単位
	通年科目	毎週 1 時限 2 時間 × 30 週	4 時間 × 30 週	計 6 時間 × 30 週 ÷ 45 時間 = 4 単位
演習科目 ※科目によって単位数等が異なります。	半期科目	毎週 1 時限 2 時間 × 15 週	4 時間 × 15 週	計 6 時間 × 15 週 ÷ 45 時間 = 2 単位
		毎週 1 時限 2 時間 × 15 週	1 時間 × 15 週	計 3 時間 × 15 週 ÷ 45 時間 = 1 単位
	通年科目	毎週 1 時限 2 時間 × 30 週	4 時間 × 30 週	計 6 時間 × 30 週 ÷ 45 時間 = 4 単位
		毎週 1 時限 2 時間 × 30 週	1 時間 × 30 週	計 3 時間 × 30 週 ÷ 45 時間 = 2 単位
外国語科目	半期科目	毎週 1 時限 2 時間 × 15 週	1 時間 × 15 週	計 3 時間 × 15 週 ÷ 45 時間 = 1 単位
	通年科目	毎週 1 時限 2 時間 × 30 週	1 時間 × 30 週	計 3 時間 × 30 週 ÷ 45 時間 = 2 単位
実験・実習・実技科目等		体育実技、実験及び実習については、学修はすべて体育館や実験室等で行われるものとし、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。		

\*時間割上の 1 時限は 1 時間 30 分であるが、制度上 2 時間とみなされている。

## 3 出席・欠席・公欠

### ○出席

履修登録したすべての授業に原則として出席しなければならない。総授業数（試験を含む）の3分の2以上の出席がなければ単位が付与されない。

授業の出席の確認は、出席管理システム（学生証を使用）により行われる。また、出席カードの提出または点呼等により行われる場合もある。

### ○欠席

病気・怪我等、やむを得ない理由により7日以上欠席する（した）時は、教務課学部担当窓口にその旨を報告し、欠席届を各科目担当教員へ提出すること。また、正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した場合、除籍（学則第20条）の対象となる。

### ○公欠（公認欠席）

次の場合は公欠となるので、「公欠願」に必要事項を記入し認印を受けたうえで各科目担当教員へ願い出るものとする。公欠は欠席として取り扱われるが、科目担当教員の判断により、配慮が受けられる場合がある。（「公欠に関する取扱要領」参照）

公欠事由		認印をもらう人	添付書類
1	大学・学部行事	教務課：学部担当 学部教員	
	学生・厚生課関連	学生・厚生課	
2	教育実習・介護等体験	教務課：教職担当	
	他の学外実習	教務課：学部担当 学部教員	
3	対外公式試合・コンクール等登録出場者として出場する場合	学生・厚生課	(学生・厚生課への大会参加願の事前提出が必要)
4	学生の親族が死亡した場合 (※忌引基準による)	教務課：学部担当	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
5	裁判員制度によって従事した場合	教務課：学部担当	従事したことを証明する書類
6	その他特に学部長が必要と認めた事由	学部長 (教務課学部担当経由)	関連資料、証明書等

## 4 休講

大学の行事または科目担当教員の都合等により授業が休講になることがある。休講情報はWebサイト（学生ポータルサイト「Kaede-i」）で確認すること。なお、Kaede-iでメールアドレスを登録すれば、メールで休講情報を得ることができる。なお、授業開始後30分を経過しても科目担当教員もしくは教務課からの連絡、指示がない場合は、教務課各学部担当窓口まで連絡し、指示があるまで待機すること。

## 5 補講

休講等により授業時間数の不足を補う必要が生じた場合は、補講を行うことがある。この場合、メールまたは学生ポータルサイト「Kaede-i」で連絡するので、指示に従い出席すること。

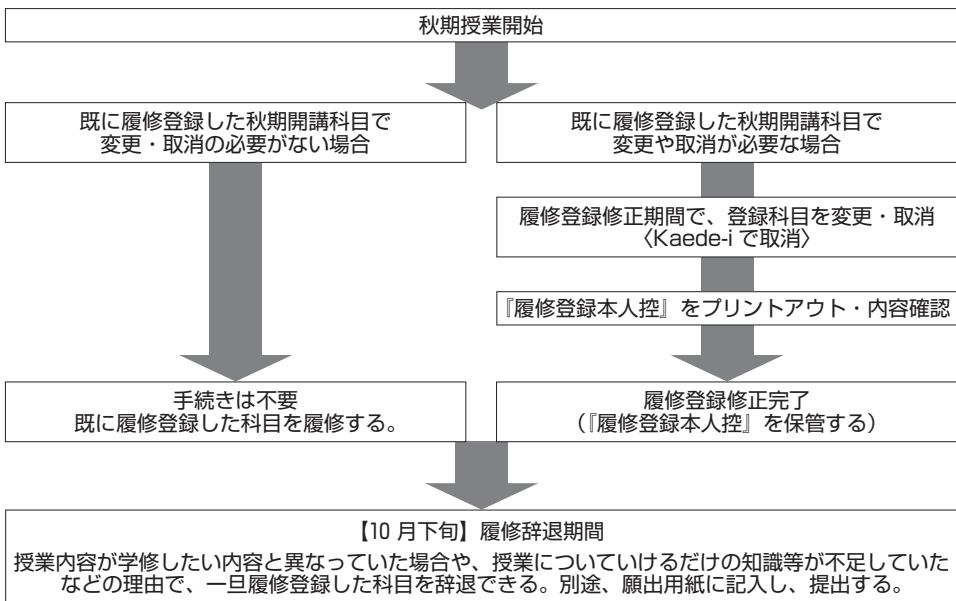
大学では、授業計画表（シラバス）や時間割表を参考に、自分自身で1年間の履修計画（時間割）を作成し、これに基づき履修登録を行い、授業に出席し、卒業に必要な単位を修得していく。（学則第46条参照）

## 1 履修登録の流れ

【春期】



## 【秋期】

**2 履修上の注意事項**

## ①上級年次配当の科目履修について

自分より下級年次に配当されている科目は履修できるが、上級年次に配当されている科目を履修することはできない。

## ②重複履修について

次に示すような履修は重複履修と呼ばれ、登録することができない。

- ・同一时限の他の科目を履修すること。
- ・同一科目を同一年度内に並行履修すること。
- ・既に単位を修得した科目を再び履修すること。

## ③世田谷キャンパスと町田・多摩両キャンパス間における履修について

町田または多摩キャンパスの科目を履修し、同日に世田谷キャンパスでも科目を履修する場合、最低1时限分の移動時間を設けなければならない。昼休みをはさみ、2时限と3时限の履修も認められない。

## ④抽選科目

授業科目の中で定員の定まっている科目について、履修希望者が多数の場合は抽選によって履修者を決定することがある。

# 3

# 試験

## 1 定期試験

定期試験は、春期及び秋期それぞれの学期末に実施される。各科目の具体的試験日程は、試験前に掲示等で発表される。この試験結果等により評価されるが、演習（ゼミ）等の一部科目については、試験に代えてレポート、論文または平常の成績により評価される。

なお、正当な理由が無く試験を欠席した場合は、該当科目を放棄したものとみなされる。

## 2 レポート・小試験等

定期試験以外に、授業時に小試験が実施される場合やレポートの提出が指示される場合がある。いずれも通常は、授業時に担当教員からの指示によって実施される。また、同様に掲示板で指示される場合があるので、あわせて留意すること。

## 3 追試験

追試験は、次の表に該当する事由により、やむを得ず定期試験を受験できなかった場合にのみ実施される。ただし、担当教員の判断により、出席不良等の事由で追試験を受験できない場合がある。また、定期試験において30分を超える遅刻、日程表の見間違え等本人の不注意により受験できなかった場合は、追試験は一切認められない。

### ◆追試験が認められる事由

事由	必要書類
病気・怪我	医療機関発行の診断書等 学校感染症の場合は、学校感染症治療証明書（大学ホームページからダウンロード可能）または医療機関発行の診断書
忌引き	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
公共交通機関の遅延等	鉄道会社等で発行する遅延証明書又は事故証明書
その他	その他正当な事由がある場合は、教務課学部担当窓口へ申出

### ◆追試験の手続き方法

- ①電話等により、欠席した試験当日中に教務課学部担当窓口（5号館1階）に連絡する。
- ②後日、定められた期限までに、「試験欠席届（追試験受験願）」を教務課学部担当窓口で受け取り必要事項を記入のうえ、事由に伴う「必要書類」を添えて教務課学部担当窓口に提出する。

## 4 再試験

文学部においては、再試験は原則として実施しない。ただし、履修している専門科目のうちには第2年次生においては4単位、第4年次生においては8単位について、進級または卒業（9月卒業候補者は除く）に抵触する者から受験希望の願いが提出され、当該科目的担当教員がその必要を認めた場合にかぎり、実施することがある。

## 5 試験に関する諸注意

### ◆受験資格（文学部内規一部抜粋）

各授業科目について出席すべき時間数（試験時間を含む）の3分2以上出席した者でなければ受験することができず、当該授業科目的単位の認定を受けることができない。

実験・実習（体育実技を含む）、演習等の単位認定は平常の成績で行うことができる。  
その期の学費、その他納入金の未納者及び文学部内規第4条規定の出席すべき時間数に満たない者は受験することができない。

### ◆受験上の注意（心得）（文学部内規一部抜粋）

1. 試験は公正に行われるべきであり、不正な行為は厳に慎まなければならない。
2. 受験者は試験開始10分前に試験場に入場し指定された座席に着席の上、常に学生証を机上の通路側見やすいところにおくものとする。
3. 受験者は試験中、次の各事項を守らなければならない。
  - (1)試験開始後30分を経過した遅参者は受験することはできない。
  - (2)ノート、書籍等の参考資料を机上においてはならない。ただし、当該担当教員において特に認めた参考資料は除く。
  - (3)試験開始後30分を経過しなければ退場できない。
  - (4)当該試験の終了者は答案提出後ただちに試験場から退場しなければならない。
  - (5)前号の場合において白紙答案であってもこれを持ち帰ることはできない。

### ◆不正行為者に対する処置（文学部内規一部抜粋）

1. 試験監督者は、試験中、不正行為が行われたと認めたときには、ただちに学生証及び答案を取り上げ退場を命じ、試験終了後、すみやかに学部長に報告する。
2. 学部長は、ただちに学生主任に指示し、試験監督者及びコース主任・事務課長等を通じ事実の確認を行い、不正行為が認められれば、次の処置をとる。
  - (1)定期試験の場合は、当該試験科目と当期の全受験科目の成績を無効とし、同試験期間の追試、再試を含む、事後の試験を受けさせない。
  - (2)追試験、再試験の場合も、前号に準ずるものとする。
  - (3)学部長が必要と認めれば、不正行為者に対し教授会の議に基づき懲戒を行う。
3. 不正行為の疑いを受けた者が、これを不服とする場合、学部長に対し、ただちに弁明の機会を求めることができる。

試験中、態度不良もしくは試験監督者の注意に従わない者については、前条に準じて取り扱うものとする。

# 4

# 成績評価

## 1 成績と単位の認定

①成績は100点法をもって評価され、60点～100点を合格、59点以下を不合格とする。不合格の場合、単位は認定されない。

なお、「成績証明書」は優・良・可・認で表示され、点数との関係は下表のとおり。(成績証明書には不合格の科目は記載されない)

点数	100～80	79～70	69～60	59以下	－
成績証明書の表示	優	良	可		認
合否		合格		不合格	認定

②再試験の評価は、良、可または不可となる。(再試験が行われる場合のみ)

③成績については、成績通知書を9月と3月上旬にそれぞれ保証人(父母)宛に郵送する。

## 2 GPA制度

本学では、学生の学修意欲を高めることを目的としてGPA(Grade Point Average:成績点平均値)を導入している。このGPAとは、科目ごとの評価をそれぞれ点数化することにより、学修状況を客観的にみられるようにするための数値であり、全履修科目の平均を算出したものである。

### ◆ GPAの計算方法

① GPA計算式

$$GPA = \frac{\text{(評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{履修登録科目単位数の合計}}$$

※四捨五入して小数第2位まで表します。

② GP(Grade Point)

GPは、履修登録した科目の成績(優・良・可・不可)を数値に置き換えたもの。

区分	評価	評点	GP(グレードポイント)
合格	優	90点～100点	4.0
		80点～89点	3.0
	良	70点～79点	2.0
	可	60点～69点	1.0
不合格	不可	59点以下	0.0
対象外	認定	(認定科目の合格)	－

「認定」…編転入などにより、他大学等で修得した科目を本学の単位として認めたもの。

GPAの算出には含めない。

※不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総GPAには算入しない。

## ◆ GPA の対象と種類

次の科目は GPA の対象とはならない。

①成績評価が「認定」の科目（編転入した際の単位認定科目等）

②卒業要件の対象とならない科目（教職科目や随意科目など）

## ◆ GPA の利用

GPA によって、年間もしくは半期の学修成果を自分自身で把握することが可能となり、卒業するために必要な単位だけを取得するだけではなく、主体的かつ充実した学修成果をあげることを目的としている。履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用する。

原則として、単年度 GPA が 1.0 未満の時は、個別面談等修学指導を実施する場合がある。また、単年度の GPA が 3.5 以上のときは、年間成績優秀者として表彰する。

## ◆ GPA の通知

学期末に各家庭に郵送する「成績通知書」には、学期（春期・秋期）GPA・年間 GPA・これまでの総 GPA の 3 種類を表記する。

## ◆ GPA の注意点

GPA をできるだけ高く維持するために、履修登録した科目は必ず出席し、高い評価で単位の修得に努めること。

## ◆ 履修登録の修正・辞退

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていく知識が不足していたなどの理由で、一旦履修登録した科目を辞退することができる。春・秋の年 2 回の指定された期間において、履修「辞退」の手続きをとることにする。なお、辞退した科目は GPA の計算対象から除外される。

期間内に手続きを行わずに自ら履修を放棄した場合は、評価が「不可」になり、GPA の値が下がるので注意すること。

また、年間履修上限単位数以下であれば、抽選対象科目を除いて履修の修正ができる。

## ◆ GPA の計算の一例

次のような成績の場合について、GPA 算出のサンプルを示す。

科目名	単位数	評価（点数）	GP
政治学 A	2	優 (92)	4.0
情報処理 A	2	優 (84)	3.0
英語 1	1	良 (78)	2.0
政治学原論 A	2	可 (60)	1.0
基礎ゼミナール	1	優 (94)	4.0
憲法 A	2	不可 (20)	0.0

計算式に当てはめると次のようになる。

$$\frac{2 \times 4.0 + 2 \times 3.0 + 1 \times 2.0 + 2 \times 1.0 + 1 \times 4.0 + 2 \times 0.0}{2 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2} = 2.20$$

この学生の GPA は、2.20 となる。

# 5

# 進級・留年及び卒業

卒業所要単位は124単位であり、4年間で卒業するためには、各年次に計画的に科目を履修し、単位を取得することが必要である。

出席不足、成績不良により取得単位が著しく少ない学生には、必要に応じて面接等を行う。

なお、休学期間を除き、8年を超えて在学することはできない（学則第41条）。休学期間は在学年数に算入されない（学則第18条）。休学者は、休学期間が満了する次の期に復学することができるが、半期休学者が次学年へ復学する場合には、学部が定めた単位数を修得していなければならぬ（学籍管理規程第7条第6項）。

## 進級・留年

4月に入学して、次年度の4月には通常1学年進級し、4年間で卒業する。

1年間の修得単位数が少ない場合、当該学年に留年になる。

## 各学年の留年について

- ・1年から2年 12単位 原級に留め置くことがある。
- ・2年から3年 54単位 原級に留め置くこととする。
- ・3年から4年 76単位 原級に留め置くことがある。

## 卒業

卒業には、8セメスター修了することと、124単位が必要である。

なお、各コースごとの必要な単位数を下表に示す。

授業科目区分及び 最小単位数		授業科目区分				自由 選択枠	卒業 所要 単位			
		総合教育 科目	外国語科目		専門科目					
			18	8	90					
学 科	コース	選択	必修	選択	必修	選択 (選択必修 を含む)				
教育学科	教育学	18	4	4	26	64	8	124		
	初等教育				43	47				
史学地理 学科	考古・日本史学				16	74				
	地理・環境				29	61				
文学科	日本文学・文化				32	58				

## 卒業論文

文学部では、大学教育の成果のしめくくりとして卒業論文の提出を義務づけている（ただし、初等教育コース「卒業研究Ⅱ」（2単位）は別要領で実施する）。

卒業論文提出までの手続きについては、別に定めるところに従う。

# II

# 授業科目と履修要領

## 1 授業科目と履修要領

1. 総合教育科目
2. 外国語科目
3. 専門科目
4. 科目ナンバリングについて
5. 首都圏西部大学単位互換
6. 世田谷 6 大学コンソーシアム連携授業
7. 入学前に他大学等で修得した単位について

## 2 文学部で取得できる教員免許状

## 3 諸資格取得のための科目履修要領

1. 社会教育主事の資格
2. 博物館学芸員の資格
3. 考古調査士の資格
4. 測量士補の資格
5. GIS 学術士の資格
6. 地域調査士の資格
7. 図書館司書・学校司書・学校図書館司書教諭の資格

# 授業科目と履修要領

## 各学年の履修の目安

大学生活を送るにあたって履修の目安を例示する。

各年次の履修上限単位は 48 単位（再履修科目を含む）とする。ただし教員免許状取得のための科目および諸資格取得のための科目で、卒業所要単位にならない科目を除く。

### ● 1・2 年次

1 年次は、これから大学生活を送るにあたって重要な学年となるので、履修にあたっては細心の注意を必要とする。特に、卒業単位以外に教職・資格などの受講も影響してくるので、便覧や授業等を通して 4 年間全体を見通した履修をするよう心掛ける。

1・2 年次においては、主に総合教育科目（保健体育科目を含む）18 単位、外国語科目 8 単位、及び各専門科目 90 単位の一部が配当されている。受講内容としては、2 年次以降専門科目が多くなることを考慮して、総合教育・外国語等の科目について、できるだけ低学年（特に 1 年次）に比重をおいて履修しておくことが望ましい。

自由選択枠 8 単位は、それぞれの科目群からオーバーした単位で卒業に必要単位である。

授業科目の履修にあたっては、学年とクラス指定された授業があり、この場合は必ず指定された授業を履修登録し受講すること。

総合教育科目・体育・スポーツ実習科目、外国語科目、情報関連科目等については、事前に抽選が行われるため、ガイダンス計画やシラバスを確認しておくこと。

2 年次から 3 年次への進級にあたっては、卒業所要単位になる科目 54 単位以上を修得していない場合は、留年となるので未修得が無いよう、しっかりとした履修計画を立てる必要がある。

### ● 3・4 年次

1・2 年次に比べより高度な専門科目が多く配当される上、就職活動や卒業論文作成、諸資格受講などで学習が制約されることから、4 年次配当の科目以外は、できるだけ 3 年次に履修しておくことが望ましい。特に 4 年次においては、卒業単位に不足を生じないように履修しておくこと。

また、資格受講者では、3 年次までに指定された科目を修得していないと 4 年次の実習への参加ができない科目もあるので注意すること。

上述の科目のほかに、自由選択枠が設けられている。これは、1～4 年次の間でそれぞれの科目枠を超えて履修できるもので、幅広い教養を身につけたい場合は総合教育科目を、外国语を極めたい場合は外国语科目を、保健体育の理論や技能を身につけたい場合は体育・スポーツ実習科目を、自分の専門を深めたい場合は、専門科目をそれぞれ自由に履修出来る。自由選択枠は、最低卒業所要合計 124 単位のうち 8 単位が認められている。

### ◆他学部履修制度

他学部履修制度は、文学部以外の授業科目を他学部で履修することにより、学習・研究の達成度を高めるための制度である。履修申し出の理由が正当であると文学部教授会が判断した科目についてのみ他学部履修が可能（無料）である。

## (1)他学部授業科目の確認

他学部で開講されている授業科目は、各学部の時間割表・シラバス等で確認する。

## (2)履修制限

教職・資格・実験・実習・演習科目等、開放していない授業科目があるので、各学部担当窓口で確認をする。また、文学部での各年度における上限 48 単位を越えて履修することはできない。

## (3)単位について

文学部では他学部で開放された授業科目を自由選択枠（8 単位）の範囲で認定する。

## (4)履修方法

履修制限科目でないことを確認した上で、Web 履修登録し、「他学部・他学科履修申込書」を定められた期日までに教務課学部担当窓口に提出する。提出が無いと履修が認められず、削除される。

# 1 総合教育科目

①総合教育科目とは、幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和、発展させる授業科目である。

人文科学・社会科学・自然科学・情報・保健体育および防災教育の分野があり、いろいろな科目が用意されている。総合教育科目は、1 年次から 4 年次に配当されており、卒業所要に 18 単位必要である。なお、18 単位を超えて修得した単位は、8 単位まで自由選択枠の単位となる。

②小学校、中学校、高等学校、養護教諭及び幼稚園の教員免許を取得するためには以下の科目的修得が必要である。「日本国憲法」、「体育実習」および「情報科学」、「コンピュータシステム」、「情報処理 A」、「情報処理 B」、「情報処理 C」、「情報処理 D」のうち 1 科目以上

③「日本事情 A（日本の歴史）」、「日本事情 A（日本の現代文化）」、「日本事情 B（近代日本の歩み）」、「日本事情 B（日本の国際化）」、「日本事情 C（自然環境）」、「日本事情 C（地方地誌）」は外国人留学生対象の科目である。

④情報処理関係資格修得者は、次の要領により「情報処理 A」2 単位の単位認定を受けることができる。

対象者：独立法人情報処理推進機構（IPA）主催の IT に関する基礎知識を測る資格試験（基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、IT パスポート試験、IT ストラテジスト試験）の合格者

条件：単位認定申請時に、認定の対象となる試験のいずれかに合格していること。

要領：単位認定を希望する学生は、「情報処理 A」の履修登録を行い、「履修登録本人控」と試験の合格証のコピーを当該年度の 4 月末日までに、教務課文学部担当窓口へ提出し、認定を受ける。

⑤保健体育科目は、身体や身体運動に関する幅広い知識を授け、学問的な思考態度を養うとともに、身体や身体運動の合理的実践を通して知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

## ●体育実習（実技と理論）

主に実技を中心として行われる授業であり、開講されている各種目の合理的実践を通して、身体や身体運動の幅広い知識を享受するとともに、知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身とともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。なお、教員免許状を取得する場合は、必ず履修しなければならない。

いろいろな種目が用意されている。

## ●スポーツ実習（実技と理論）

主に実技を中心として行われるもので、「体育実習」の発展コースと言える授業であり、授業科

目としては「スポーツ実習 A（第2年次）」「スポーツ実習 B（第3年次）」「スポーツ実習 C（第4年次）」がある。開講されている各種目の合理的実践を通して身体や身体運動、特に各スポーツ項目特有の技術の仕組みやその理論を深めるとともに、技能の向上を図ることをねらいとしている。

### ●身体と運動 A・B（講義）

講義を中心として行われる授業であり、身体や身体運動の基本的な方法論とその機能的側面や、歴史的・社会的・文化的側面に関する理論を教授し、それを通して学問的な思考態度を養うことを探りたいとしている。

### ●体育実習・スポーツ実習種目選択の方法

体育実習・スポーツ実習時間割（別途配布）の中から、シラバス等を参考にし、各個人の希望により自由に1種目選択する。各種目に定員が在り抽選するので、第1希望の種目が履修できるとは限らない。

## ■総合教育科目配当表

(2018年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 期別	必 修	選 択	年次及び単位数					備考
					1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
RPL01001	防災リーダー養成論	半		2	2				2	18単位以上必修
RPL01002	防災リーダー養成論実習	半		2	2				2	
LAH01001	哲学A	半		2	2				2	
LAH01002	哲学B	半		2	2				2	
LAH01005	論理学A	半		2	2				2	
LAH01006	論理学B	半		2	2				2	
LAH01007	宗教学A	半		2	2				2	
LAH01008	宗教学B	半		2	2				2	
LAH01003	倫理学A	半		2	2				2	
LAH01004	倫理学B	半		2	2				2	
LAH01301	国文学A	半		2	2				2	
LAH01302	国文学B	半		2	2				2	
LAH01303	漢文学A	半		2	2				2	
LAH01304	漢文学B	半		2	2				2	
LAH01305	外国文学A	半		2	2				2	
LAH01306	外国文学B	半		2	2				2	
LAH01103	日本史A	半		2	2				2	
LAH01104	日本史B	半		2	2				2	
LAH01105	東洋史A	半		2	2				2	
LAH01106	東洋史B	半		2	2				2	
LAH01107	西洋史A	半		2	2				2	
LAH01108	西洋史B	半		2	2				2	
LAH01101	歴史学A	半		2	2				2	
LAH01102	歴史学B	半		2	2				2	
LAH01201	地理学A	半		2	2				2	
LAH01202	地理学B	半		2	2				2	
LAH01009	美学A	半		2	2				2	
LAH01010	美学B	半		2	2				2	
LAH01307	日本語表現法A	半		2	2				2	
LAH01308	日本語表現法B	半		2	2				2	

科目 ナンバー	授業科目	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LAH01501	日本事情 A (日本の歴史)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAH01502	日本事情 A (日本の現代文化)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAS01001	法学	半		2	2				2	
LAS01004	日本国憲法	半		2	2				2	教免要件
LAS01101	政治学 A	半		2	2				2	
LAS01102	政治学 B	半		2	2				2	
LAS01201	経済学 A	半		2	2				2	
LAS01202	経済学 B	半		2	2				2	
LAS01301	社会学 A	半		2	2				2	
LAS01302	社会学 B	半		2	2				2	
LAS01401	心理学 A	半		2	2				2	
LAS01402	心理学 B	半		2	2				2	
LAS01501	教育学 A	半		2	2				2	
LAS01502	教育学 B	半		2	2				2	
LAS01701	社会科学概論 A	半		2	2				2	
LAS01702	社会科学概論 B	半		2	2				2	
LAS01601	文化人類学 A	半		2	2				2	
LAS01602	文化人類学 B	半		2	2				2	
LAS01801	日本事情 B (近代日本の歩み)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAS01802	日本事情 B (日本の国際化)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAN01007	自然科学 (生物系 A)	半		2	2				2	
LAN01008	自然科学 (生物系 B)	半		2	2				2	
LAN01009	自然科学 (地学系 A)	半		2	2				2	
LAN01010	自然科学 (地学系 B)	半		2	2				2	
LAN01001	文系数学 (基礎)	半		2	2				2	
LAN01002	文系数学 (応用)	半		2	2				2	
LAN01005	自然科学 (化学系 A)	半		2	2				2	
LAN01006	自然科学 (化学系 B)	半		2	2				2	
LAN01003	自然科学 (物理系 A)	半		2	2				2	
LAN01004	自然科学 (物理系 B)	半		2	2				2	
LAN01011	統計学 (基礎統計)	半		2	2				2	
LAN01012	統計学 (推定・仮説検定の実務)	半		2	2				2	
LAN01013	人間と地球環境	半		2	2				2	
LAN01014	かけがえのない地球環境	半		2	2				2	
LAN01201	科学技術の現代史 A	半		2	2				2	
LAN01202	科学技術の現代史 B	半		2	2				2	
LAN01203	科学・技術・社会論 A	半		2	2				2	
LAN01204	科学・技術・社会論 B	半		2	2				2	
LAN01205	日本事情 C (自然環境)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAN01206	日本事情 C (地方地誌)	半		2	2				2	外国人留学生のみ履修
LAI01001	情報科学	半		2	2				2	□
LAI01002	コンピュータシステム	半		2	2				2	
LAI01003	情報処理 A	半		2	2				2	教免要件 2 単位
LAI01004	情報処理 B	半		2	2				2	以上必修
LAI01005	情報処理 C	半		2	2				2	
LAI01006	情報処理 D	半		2	2				2	□

科目 ナンバー	授業科目	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LAI01010	Web デザインの基礎	半		2	2				2	
LAI01011	コンピュータネットワーク	半		2	2				2	
LAH01601	現代人間論 A	半		2	2				2	
LAH01602	現代人間論 B	半		2	2				2	
LAH01603	異文化の理解 A	半		2	2				2	
LAH01604	異文化の理解 B	半		2	2				2	
LAP01101～731	体育実習	通		2	2				2	教免要件
LAP02101～734	スポーツ実習 A	通		2		2			2	
LAP03101～734	スポーツ実習 B	通		2			2		2	
LAP04101～734	スポーツ実習 C	通		2				2	2	
LAP01901	身体と運動 A	半		2	2				2	
LAP01901	身体と運動 B	半		2	2				2	

## ■随意科目（卒業所要単位にならない）

科目 ナンバー	授業科目	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
OTH01001	ボランティア実践 I	半		2	←	2	→		2	
OTH01002	ボランティア実践 II	半		2	←	2	→		2	
OTH01003	ボランティア実践 III	半		2	←	2	→		2	
OTH01004	ボランティア実践 IV	半		2	←	2	→		2	

## ■ボランティア活動に対する単位認定

大学又は学部が認めた「ボランティア活動」に対して、年度ごとに指定された期日までに所定の手続きを行ったうえで活動を行うことにより、単位を認定する。

### (1)認定する科目名と成績評価・単位

「ボランティア実践 I」「ボランティア実践 II」

「ボランティア実践 III」「ボランティア実践 IV」 各 1 単位

※認定できる単位数は、年間 1 単位とし、在籍期間中最大 4 単位までとする。

※数字の I ～IV は、活動申請回数によって付加する。

※履修上限単位からは除外する。

※成績評価は「認定」とする。なお、卒業所要単位には含まれない。

### (2)認定の対象となる活動

①大学が組織的取組として参加を認める活動：「災害関連」及び「オリンピック関連」

②学部が認める活動

※活動の詳細は、掲示やホームページ等で確認すること。

### (3)認定にあたっての注意事項

①当年度 4 月から 1 月末までの期間に参加した活動を対象とする。なお、2 月から 3 月末までの期間に参加した活動については、次年度に単位認定するため、次年度に手続きを行うこと。

また、4 年次学年末（春学期休業期間中）に参加した活動については、単位認定しない。

②指定の手続きが完了しなければ、単位認定はされないので注意すること。

詳細の活動内容や具体的な手続き方法・期限については、年度ごとに掲示またはホームページを通じて周知するので、希望者は必ず確認すること

## 2 外国語科目

### 外国語科目のねらい

外国の言葉を知ることは、自分の国やその中で育った自分を違った角度から見つめることとなる。大学に入学したのを機に、さらに英語の力に研ぎをかけると共に、ぜひもう一つの新たな外国語にも触れることを強く勧める。それによって、より一層、多角的な視点を身につけることができよう。また、外国語の力を養うことは、外国のさまざまな文献を読むことにもつながり、専門領域における知識を深めることにもなる。

これらのことを頭に入れ、どの言語を学びたいかよく考え、以下の外国語の履修要領やシラバスを参考に、履修する科目を選んでほしい。1年次から4年次に至るまで、学生諸君の様々なニーズに応えうる科目編成がなされているが、履修する科目に迷った場合には、外国語担当教員に相談すること。

### ●単位

外国語科目を最低8単位取得することが、卒業の条件となる。

そのうち4単位は、英語科目の単位（留学生の場合は日本語科目）を取得することが必修となる。なお、8単位を超えて自由選択枠内の単位数（8単位以内）で履修した場合は、その修得単位卒業に必要な単位に通算される。また1年間で履修できる単位数に制限はないが、無理のない履修計画を立てるよう心がけること。

必修単位	+	選択単位	=
「英語1・2・3・4」※ 計4単位 留学生：「アカデミック日本語 1A・1B・2A・2B」計4単位	+	4単位	8単位

※4月のオリエンテーション／ガイダンス期間に実施される選抜試験を受けて合格した履修希望者は、レベルがより高く設定された「英語1～4 (Advanced)」の履修をもって、クラス指定の必修の「英語1～4」に代えることができる。

### ●言語コース

どの言語を学びたいかを考え、次の言語コースの中から選択する。言語コースに指定した以外の言語（例えば、英語1言語コースの場合、ドイツ語やフランス語）も、言語コースの8単位を修得し終えれば履修することができるが、その単位は自由選択枠の単位となる。また、1年次に登録した言語コースは、原則として変更できない。

## 1 言語コース

1つの言語のみで、8単位を取得する。

言語コース	必修科目	選択科目
英語	英語 1・2・3・4	選択英語 4 単位
日本語（留学生のみ）	アカデミック日本語 1A・1B・2A・2B	選択日本語 4 単位

## 2 言語コース

英語 4 単位と第二外国語 4 単位で、計 8 単位を取得する。第二外国語には、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国語の 5 力国語があり、その中からひとつを選択する。ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の場合は、2 年間で 4 単位を取得する通常クラスと 1 年間で 4 単位を取得する速修クラスの 2 種類のクラスがあり、いずれかを選択できる。スペイン語の場合は、各言語の「1・2・3・4」を順次すべて履修して 4 単位を取得する。それぞれの言語を 4 単位を超えて履修した場合は、自由選択枠の単位として扱われる。また、英語選択科目を履修した場合も、自由選択枠の単位として扱われる。

語学 8 単位の内訳			
第 1 言語	第 2 言語		
必修 4 単位	必修 2 単位	選択 2 単位	
英語 必修科目 英語 1・2・3・4	ドイツ語	ドイツ語 1・2 ドイツ語インтенシヴ 1（速修）	ドイツ語 3・4、会話、他 ドイツ語インтенシヴ 2（速修）
	フランス語	フランス語 1・2 フランス語インтенシヴ 1（速修）	フランス語 3・4、会話、他 フランス語インтенシヴ 2（速修）
	中国語	中国語 1・2 中国語インтенシヴ 1（速修）	中国語 3・4、会話、他 中国語インтенシヴ 2（速修）
	スペイン語	スペイン語 1・2	スペイン語 3・4
	韓国語	韓国語 1・2 韓国語インтенシヴ 1（速修）	韓国語 3・4、会話、他 韓国語インтенシヴ 2（速修）

留学生の場合は、日本語必修科目 4 単位ともうひとつの言語 4 単位で計 8 単位を取得する。その際、母語を選択することはできない。

語学 8 単位の内訳			
第 1 言語	第 2 言語		
必修 4 単位	必修 2 単位	選択 2 単位	
日本語 必修科目 アカデミック 日本語 1A・1B 2A・2B	英語	英語選択科目 4 単位	
	ドイツ語	ドイツ語 1・2 ドイツ語インтенシヴ 1（速修）	ドイツ語 3・4、会話、他 インтенシヴ 2（速修）
	フランス語	フランス語 1・2 フランス語インтенシヴ 1（速修）	フランス語 3・4、会話、他 インтенシヴ 2（速修）
	中国語	中国語 1・2 中国語インтенシヴ 1（速修）	中国語 3・4、会話、他 中国語インтенシヴ 2（速修）
	スペイン語	スペイン語 1・2	スペイン語 3・4
	韓国語	韓国語 1・2 韓国語インтенシヴ 1（速修）	韓国語 3・4、会話、他 韓国語インтенシヴ 2（速修）

## ●言語別履修方法

### ■英語

#### 〈必修科目〉

1年次に「英語1」と「英語2」、2年次に「英語3」と「英語4」が必修となる。これらの必修科目は、コース・学籍番号により、クラス分けがされるので、指定されたクラスを履修する。履修の順番は、「英語1」「英語2」「英語3」「英語4」となるが、いずれかの科目的単位を落とした場合は、上位の科目と並行で再履修することができる。(例:「英語1」を落とした場合、次の学期に「英語1(再)」と「英語2」を同時に履修することができる。

#### 〈選択科目〉

英語1言語コースの場合は、選択科目を4科目4単位履修する。2言語コースの場合は、英語選択科目を履修する必要はない。2言語コースで英語選択科目を履修した場合は、自由選択枠の単位となる。なお、いずれの英語科目にも、先修条件(履修するために必要な条件)はない。

### ■ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語

#### 〈必修科目〉

通常クラスでは「○○語1」と「○○語2」、速修クラスでは「インテンシブ1」が必修となる。両方のクラスを共に履修することはできない。また、「○○語2」は、「○○語1」の単位を取得済みであることが、履修の条件となる。「○○語1」が不合格となると、「○○語2」を履修できないので、充分に注意すること。

#### 〈選択科目〉

2言語コースでドイツ語、フランス語、中国語、韓国語を選択した場合は、必修科目以外に選択科目を2科目2単位履修する。

#### 〈先修条件〉

ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の一部の科目には、履修するために必要な条件(先修条件)が、次のように設定されている。履修の際には充分に気をつけること。

科目名	先修条件
「○○語2」	「○○語1」
「○○語3」※	「○○語2」または「○○語インテンシブ1」
「○○語4」	「○○語3」
「○○語インテンシブ2」	「○○語インテンシブ1」
「○○語会話3・4」	「○○語会話2」
「中級○○語A・B・C・D」	必修科目を含む合計4単位

※「○○語3」再履修に限り「○○語4」との並行履修可

#### 〈再履修〉

「○○語1・2・3・4」のいずれかが不合格となった場合、改めて履修登録を行えば、次の学期にその科目を再履修することができる。秋期には「○○語1・3」、春期には「○○語2・4」の再履修クラスが設置されている。「○○語1・3」は、秋期のはじめに登録できる。

### ■スペイン語

必修科目は、「スペイン語1」と「スペイン語2」だが、設置科目が少ないため、選択科目の「スペイン語3」と「スペイン語4」も全員が履修することとなる。スペイン語に先修条件はない。

## ■日本語（留学生対象）

### 〈必修科目〉

1年次に「アカデミック日本語1A」「アカデミック日本語1B」「アカデミック日本語2A」「アカデミック日本語2B」の4科目4単位が必修となる。

### 〈選択科目〉

日本語1言語コースの場合は、さらに日本語選択科目を4科目4単位履修する。2言語コースの場合は、日本語選択科目を履修する必要はない。2言語コースで日本語選択科目を履修した場合は、自由選択枠の単位となる。

## ■海外演習

国際交流センターが実施する「海外研修」に参加し所定の成績を修めた場合、2単位を自由選択枠（3単位）の卒業所要単位として認定する。

研修先は、履修している言語に合わせて、カナダ、オーストラリア、アメリカ、イギリス（以上、英語）、中国（中国語）、韓国（韓国語）の中から選択する。ただし、オーストラリア研修、イギリス研修は、春季休業期間に実施されるため、4年次では履修できない。

研修回数に応じて科目末尾番号を追加する（例、2回目は「海外演習2」）。

## ●学年別配当科目

### 英語

#### ■1年次配当科目

	授業科目	単位
必修	英語1※	1
	英語2※	1
選択	英会話1	1
	英会話2	1
	TOEIC英語1	1
	TOEIC英語2	1
	英文講読1	1
	英文講読2	1

※クラス指定あり

#### ■1～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	マルチメディア英語A	1
	マルチメディア英語B	1
	マルチメディア英語C	1
	マルチメディア英語D	1
自由選択枠	海外演習1	2

#### ■2年次配当科目

	授業科目	単位
必修	英語3※	1
	英語4※	1
選択	英会話3	1
	英会話4	1
	TOEIC英語3	1
	TOEIC英語4	1
	英文講読3	1
	英文講読4	1

#### ■2～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	英語ワークショップA	1
	英語ワークショップB	1
	英語ワークショップC	1
	英語ワークショップD	1

## ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語

## ■ 1年次配当科目

	授業科目	単位
必修	○○語 1	1
	○○語 2	1
	○○語インテンシブ 1 ※	2
選択	○○会話 1	1
	○○会話 2	1
	○○語インテンシブ 2 ※	2

## ■ 2年次配当科目

	授業科目	単位
必修	○○語 3	1
	○○語 4	1
選択	○○語会話 3 ※※	1
	○○語会話 4 ※※	1

## ■ 1～4年次配当科目

	授業科目	単位
自由選択枠	海外演習 1	2

## ■ 2～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	中級○○語 A	1
	中級○○語 B	1
	中級○○語 C	1
	中級○○語 D	1

※通常クラスは、週1回の授業で1年間かけて必修科目2単位を取得できる。

速修クラスは、週2回で1セットの授業になっており、半期で必修科目2単位が取得できる。引き続き「○○語インテンシブ2」を履修すれば、1年間で4単位が取得できる。

※※「韓国語会話3」「韓国語会話4」は設置されていない。

## スペイン語

## ■ 1年次配当科目

	授業科目	単位
必修	スペイン語 1	1
	スペイン語 2	1

## ■ 2年次配当科目

	授業科目	単位
選択	スペイン語 3	1
	スペイン語 4	1

## 日本語

### ■ 1年次配当科目

	授業科目	単位
必修	アカデミック日本語 1A	1
	アカデミック日本語 1B	1
	アカデミック日本語 2A	1
	アカデミック日本語 2B	1

### ■ 2年次配当科目

	授業科目	単位
選択	アカデミック日本語 3A	1
	アカデミック日本語 3B	1

### ■ 1～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	日本語スキルアップ A	1
	日本語スキルアップ B	1

### ■ 2～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	ビジネス日本語 A	1
	ビジネス日本語 B	1

### ■ 3～4年次配当科目

	授業科目	単位
選択	アカデミック日本語 4A	1
	アカデミック日本語 4B	1

## ■ 外国語科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
										2力国語以内8単位以上選択必修
FLE01101	英語1	半	1		1				1	
FLE01102	英語2	半	1		1				1	教免要件
FLE02103	英語3	半	1			1			1	2単位以上必修
FLE02104	英語4	半	1			1			1	
FLE01201	英会話1	半		1	1				1	
FLE01202	英会話2	半		1	1				1	
FLE02203	英会話3	半		1		1			1	
FLE02204	英会話4	半		1		1			1	
FLE01211	TOEIC英語1	半		1	1				1	
FLE01212	TOEIC英語2	半		1	1				1	
FLE02213	TOEIC英語3	半		1		1			1	
FLE02214	TOEIC英語4	半		1		1			1	
FLE01221	マルチメディア英語A	半		1	←	1	→		1	
FLE01222	マルチメディア英語B	半		1	←	1	→		1	
FLE01231	マルチメディア英語C	半		1	←	1	→		1	
FLE01232	マルチメディア英語D	半		1	←	1	→		1	
FLE02301	英語ワークショップA	半		1		←	1	→	1	
FLE02302	英語ワークショップB	半		1		←	1	→	1	
FLE02311	英語ワークショップC	半		1		←	1	→	1	
FLE02312	英語ワークショップD	半		1		←	1	→	1	
FLE01491	英文講読1	半		1	1				1	
FLE01492	英文講読2	半		1	1				1	
FLE02493	英文講読3	半		1		1			1	
FLE02494	英文講読4	半		1		1			1	
FLG01101	ドイツ語1	半		1	1				1	ドイツ語履修者必修
FLG01102	ドイツ語2	半		1	1				1	
FLG02103	ドイツ語3	半		1		1			1	
FLG02104	ドイツ語4	半		1		1			1	
FLG01401	ドイツ語インテンシヴ1	半		2	2				2	ドイツ語1・2の代替必修
FLG01402	ドイツ語インテンシヴ2	半		2	2				2	
FLG01201	ドイツ語会話1	半		1	1				1	
FLG01202	ドイツ語会話2	半		1	1				1	
FLG02203	ドイツ語会話3	半		1		1			1	
FLG02204	ドイツ語会話4	半		1		1			1	
FLG03301	中級ドイツ語A	半		1	←	1	→		1	
FLG03302	中級ドイツ語B	半		1	←	1	→		1	
FLG03311	中級ドイツ語C	半		1	←	1	→		1	
FLG03312	中級ドイツ語D	半		1	←	1	→		1	
FLF01101	フランス語1	半		1	1				1	フランス語履修者必修
FLF01102	フランス語2	半		1	1				1	
FLF02103	フランス語3	半		1		1			1	
FLF02104	フランス語4	半		1		1			1	
FLF01401	フランス語インテンシヴ1	半		2	2				2	フランス語1・2の代替必修
FLF01402	フランス語インテンシヴ2	半		2	2				2	
FLF01201	フランス語会話1	半		1	1				1	
FLF01202	フランス語会話2	半		1	1				1	
FLF02203	フランス語会話3	半		1		1			1	
FLF02204	フランス語会話4	半		1		1			1	
FLF03301	中級フランス語A	半		1		←	1	→	1	

科目 ナンバー	授業科目	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
FLF03302	中級フランス語B	半		1		←	1	→	1	
FLF03311	中級フランス語C	半		1		←	1	→	1	
FLF03312	中級フランス語D	半		1		←	1	→	1	
FLC01101	中国語1	半		1	1				1	中国語履修者必修
FLC01102	中国語2	半		1	1				1	
FLC02103	中国語3	半		1		1			1	
FLC02104	中国語4	半		1		1			1	
FLC01401	中国語インテンシヴ1	半		2	2				2	中国語1・2の代替必修
FLC01402	中国語インテンシヴ2	半		2	2				2	
FLC01201	中国語会話1	半		1	1				1	
FLC01202	中国語会話2	半		1	1				1	
FLC02203	中国語会話3	半		1		1			1	
FLC02204	中国語会話4	半		1		1			1	
FLC03301	中級中国語A	半		1		←	1	→	1	
FLC03302	中級中国語B	半		1		←	1	→	1	
FLC03311	中級中国語C	半		1		←	1	→	1	
FLC03312	中級中国語D	半		1		←	1	→	1	
FLS01101	スペイン語1	半		1	1				1	スペイン語履修者必修
FLS01102	スペイン語2	半		1	1				1	
FLS02103	スペイン語3	半		1		1			1	
FLS02104	スペイン語4	半		1		1			1	
FLK01101	韓国語1	半		1	1				1	韓国語履修者必修
FLK01102	韓国語2	半		1	1				1	
FLK02103	韓国語3	半		1		1			1	
FLK02104	韓国語4	半		1		1			1	
FLK01401	韓国語インテンシヴ1	半		2	2				2	韓国語1・2の代替必修
FLK01402	韓国語インテンシヴ2	半		2	2				2	
FLK01201	韓国語会話1	半		1	1				1	
FLK01202	韓国語会話2	半		1	1				1	
FLK03301	中級韓国語A	半		1		←	1	→	1	
FLK03302	中級韓国語B	半		1		←	1	→	1	
FLK03311	中級韓国語C	半		1		←	1	→	1	
FLK03312	中級韓国語D	半		1		←	1	→	1	
FLJ01101	アカデミック日本語1A	半	1	1					1	
FLJ01102	アカデミック日本語1B	半	1	1					1	
FLJ01111	アカデミック日本語2A	半	1	1					1	
FLJ01112	アカデミック日本語2B	半	1	1					1	
FLJ02201	アカデミック日本語3A	半		1		1			1	
FLJ02202	アカデミック日本語3B	半		1		1			1	外国人留学生のみ履修
FLJ03201	アカデミック日本語4A	半		1			1	1	1	学則第44条に該当する者
FLJ03202	アカデミック日本語4B	半		1			1	1	1	
FLJ02301	ビジネス日本語A	半		1		←	1	→	1	
FLJ02302	ビジネス日本語B	半		1		←	1	→	1	
FLJ01301	日本語スキルアップA	半		1		←	1	→	1	
FLJ01302	日本語スキルアップB	半		1		←	1	→	1	
FLZ01401	海外演習1	集		2	←	2	→	2	研修先によって言語名を表記する。科目末尾番号は研修回数によって追加できる。 春季休業に開講の研修科目は4年生には配当しない。	

自由  
選択枠  
集中

### 3 専門科目

- ①専門科目の授業科目構成は、コース独自の専門課程、およびコース枠にとらわれず任意に選択できる学部共通科目で配当されている。
- ②授業科目は、1年次から4年次までに開講されており、必修科目と選択必修科目および選択科目に分けられる。
- ③科目名の末尾につけられている算用数字（1 2 3 …）は段階を意味する。  
また、「1」の単位を修得しなければ「2」を履修及び単位修得できない先修条件科目である。
- ④配当表には、必修・選択の区分や、教職課程の科目との関連、その他の諸資格取得に必要な科目とのつながりも表示しているので、各年次の履修計画の目安に従いながら適宜、選択して履修すること。

#### ■専門科目配当表の凡例

区分	記号	摘要
授業形態	L	講義中心の科目
	S	演習中心の科目
	P	実習中心の科目
授業期別	半	半期開講科目（春期・秋期）
	通	通年開講科目
	集	集中授業
必修・選択	必修	コースの必修科目
	選択	コースの選択科目（選択必修科目は備考欄参照）
教職 / 資格	職	教職に関する科目
	社	中学校社会科の教科に関する科目
	保	中・高の保健体育科の教科に関する科目
	地	高等学校地理歴史科の教科に関する科目
	公	高等学校公民科の教科に関する科目
	小	小学校の教科に関する科目
	幼	幼稚園の教科に関する科目
	国	中・高の国語科の教科に関する科目
	書	高等学校の書道科の教科に関する科目
	養	養護に関する科目
	特支	特別支援学校に関する科目
	社教主事	社会教育主事資格の科目
	学芸員	博物館学芸員資格の科目
	司書	図書館司書資格の科目
	司書教諭	学校図書館司書教諭の科目
	学校司書	学校司書資格の科目

## ■教育学コース科目配当表

(2020年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEE11001	教育学の基礎A	L	半	2		2				2	
LEE11002	教育学の基礎B	L	半	2		2				2	
LEE12001	人間と教育	L	半	2			2			2	
LEE12002	教育学研究	L	半	2			2			2	
LEE13001	学校安全	L	半	2			2			2	
LEE13002	教育学	L	半	2				2		2	
LEE13003	キャリアデザイン実習	L	半	2				2		2	
LEE13004	教育学演習1	S	通	2				2		2	
LEE14001	教育学演習2	S	通	2					2	2	
LEE14002	卒業論文	卒	-	8					8	8	
LEE12151	教育心理学	L	半		2		2			2	職・学校司書
LEE13201	教育哲学	L	半		2			2		2	社・公
LEE11202	教育社会学	L	半		2	2				2	社・公
LEE12203	日本教育史	L	半		2		2			2	社・地
LEE12204	西洋教育史	L	半		2		2			2	社・地
LEE13152	教育行財政	L	半		2			2		2	職
LEE13153	教育方法論	L	半		2			2		2	職
LEE13101	教育経営論	L	半		2			2		2	
LEE13154	教育課程論	L	半		2			2		2	職・学校司書
LEE13205	教育法規研究	L	半		2			2		2	社・公
LEE11110	教育評価	L	半		2	2				2	
LEE11102	国際理解教育	L	半		2	2				2	
LEE12103	環境教育論	L	半		2		2			2	
LEE11155	道徳教育の理論と実践	L	半		2	2				2	職
LEE11156	特別活動の理論と実践	L	半		2	2				2	職
LEE12157	教職論	L	半		2		2			2	職
LEE12158	生徒・進路指導論	L	半		2		2			2	職
LEE12159	生徒指導論(養)	L	半		2		2			2	職
LEE12160	教育相談	L	半		2		2			2	職
LEE13104	キャリア教育論	L	半		2			2		2	
LEE11206	心理学概説	L	半		2	2				2	公
LEE11105	発達心理学	L	半		2	2				2	
LEE12106	人格心理学	L	半		2			2		2	
LEE12107	臨床心理学	L	半		2			2		2	
LEE11161	社会科・地歴科教育論	L	半		2		2			2	職
LEE11162	社会科・公民科教育論	L	半		2		2			2	職
LEE11163	保健体育科教育論Ⅰ	L	半		2		2			2	職
LEE11164	保健体育科教育論Ⅱ	L	半		2		2			2	職
LEE11207	人間関係論	L	半		2	2				2	社・公
LEE11208	哲学概説	L	半		2		2			2	社・公
LEE11209	倫理学概説	L	半		2		2			2	社・公
LEE11210	宗教学概説	L	半		2		2			2	社・公
LEE11211	日本倫理思想史	L	半		2		2			2	社・地
LEE11251	生涯学習概論A	L	半		2	2				2	社教主事・学芸員・司書
LEE11252	生涯学習概論B	L	半		2	2				2	社教主事
LEE11261	社会的平等と社会教育	L	半		2	2				2	社教主事
LEE11262	多文化共生と社会教育	L	半		2	2				2	社教主事
LEE12263	社会教育経営論A	L	半		2		2			2	社教主事

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEE12264	社会教育経営論 B	L	半		2		2			2	社教主事
LEE13265	生涯学習支援論 A	L	半		2			2		2	社教主事
LEE13266	生涯学習支援論 B	L	半		2			2		2	社教主事
LEE11301	体育・スポーツ哲学	L	半		2	2				2	保
LEE11302	体育・スポーツ心理学	L	半		2	2				2	保
LEE11303	体育・スポーツ経営学	L	半		2	2				2	保
LEE11304	体育・スポーツ社会学	L	半		2	2				2	保
LEE12305	運動学（運動方法学を含む）	L	半		2		2			2	保
LEE11351	学校保健	L	半		2	2				2	保・養
LEE13352	精神保健	L	半		2			2		2	保・養
LEE12353	救急処置（学校安全を含む）	L	半		2		2			2	保・養
LEE12354	衛生学	L	半		2		2			2	保・養
LEE12355	公衆衛生学	L	半		2		2			2	保・養
LEE13356	生理学（運動生理学を含む）	L	半		2			2		2	保・養
LEE13357	発育発達論	L	半		2			2		2	保・養
LEE12306	体育・スポーツ測定評価	L	半		2		2			2	保
LEE13307	バイオメカニクス	L	半		2			2		2	保
LEE11359	栄養学	L	半		2	2				2	保・養
LEE13358	健康教育論	L	半		2			2		2	保・養
LEE13401	健康相談活動論	L	半		2			2		2	養
LEE12165	養護教職論	L	半		2		2			2	職
LEE12402	養護概説	L	半		2		2			2	養
LEE11403	解剖学	L	半		2	2				2	養
LEE12404	生化学・微生物学（免疫学を含む）	L	半		2		2			2	養
LEE11405	基礎看護学	L	半		2	2				2	養
LEE13406	思春期・成人保健	L	半		2			2		2	養
LEE13407	小児保健	L	半		2			2		2	養
LEE12451	特別支援教育論	L	半		2		2			2	特支
LEE12452	知的障害者の心理・生理・病理	L	半		2		2			2	特支
LEE12453	知的障害者教育論	L	半		2		2			2	特支
LEE13454	知的障害者指導法1	L	半		2			2		2	特支
LEE13455	知的障害者指導法2	L	半		2			2		2	特支
LEE12456	発達障害者支援論	L	半		2		2			2	特支
LEE12457	言語障害教育総論	L	半		2		2			2	特支
LEE13458	視覚障害教育論	L	半		1			1		1	特支
LEE13459	聴覚障害教育論	L	半		1			1		1	特支
LEE13460	病弱者教育論	L	半		2			2		2	特支
LEE13461	肢体不自由者教育論	L	半		2			2		2	特支
LEE12462	知的障害教育総論	L	半		2		2			2	特支
LEE12463	障害児の発達と健康	L	半		2		2			2	特支
LEE12464	病弱者の心理・生理・病理	L	半		2		2			2	特支
LEE12465	肢体不自由者の心理・生理・病理	L	半		2		2			2	特支
LEE13466	重複障害・LD等の心理・生理・病理	L	半		2			2		2	特支
LEE13467	視覚障害者の心理・生理・病理	L	半		1			1		1	特支
LEE13468	聴覚障害者の心理・生理・病理	L	半		1			1		1	特支
LEE12108	教育方法と教育情報技術	P	半		1		1			1	
LEE12111	情報メディアの活用	L	半		2			2		2	司書教諭
LEE13109	情報サービス演習(2)	S	半		1			1		1	司書・学校司書

## 教科に関する科目（卒業所要単位に含めない）

教職受講者のみ履修可能科目

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEX11101	日本歴史A	L	半	2						2	社・地
LEX11102	日本歴史B	L	半	2	2					2	社・地
LEX11103	外国史A	L	半	2	2					2	社・地
LEX11104	外国史B	L	半	2	2					2	社・地
LEX12105	グローバルヒストリーA	L	半	2		2				2	社・地
LEX12106	グローバルヒストリーB	L	半	2		2				2	社・地
LEX11107	西洋哲学史入門	L	半	2		2				2	社・地
LEX12108	人間生活の地理学	L	半	2		2				2	社・地
LEX12109	現代地理学と自然環境	L	半	2		2				2	社・地
LEX12110	地誌	L	半	2		2				2	社・地
LEX12111	食と農の地理学	L	半	2		2				2	社・地
LEX12112	防災の地理	L	半	2		2				2	社・地
LEX12113	江戸東京の歴史地理	L	半	2		2				2	社・地
LEX12114	地理情報システム入門	L	半	2		2				2	社・地
LEX13115	法律学概論（国際法を含む）	L	半	2			2			2	社・公
LEX11116	政治学概論（国際政治を含む）	L	半	2	2					2	社・公
LEX13117	社会学概論	L	半	2			2			2	社・公
LEX11118	経済学概論（国際経済を含む）	L	半	2	2					2	社・公
LEX11119	人間と社会I（哲学）	L	半	2		2				2	社・公
LEX11120	人間と社会II（倫理学）	L	半	2		2				2	社・公
LEX11121	人間と社会III（宗教学）	L	半	2		2				2	社・公
LEX11122	人間と社会IV（心理学）	L	半	2		2				2	公
LEX11301	体操	P	通	2	2					2	保
LEX11302	水泳	P	通	2	2					2	保
LEX11303	陸上競技	P	通	2	2					2	保
LEX12304	器械運動	P	通	2		2				2	保
LEX11305	柔道	P	通	2	2					2	保
LEX12306	剣道	P	通	2		2				2	保
LEX13307	ダンス	P	通	2			2			2	保
LEX11308	野外活動	P	半	1	1					1	保
LEX12309	アダプティッド・スポーツ	P	半	1		1				1	保
LEX11310	ストレングス＆コンディショニング	P	半	1		1				1	保
LEX13311	バレーボール	P	半	1			1			1	保
LEX13312	バスケットボール	P	半	1			1			1	保
LEX12313	ソフトボール	P	半	1		1				1	保
LEX12314	サッカー	P	半	1		1				1	保
LEX12315	スキー	P	半	1		1				1	保
LEX12351	看護実習1（事前指導）	P	半	1		1				1	養
LEX13352	看護実習2（事後指導を含む）	P	半	1			1			1	養



## ■初等教育コース科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEE11001	教育学の基礎A	L	半	2		2				2	
LEE11600	教育学の基礎B	L	半	2		2				2	
LEE11601	教育基礎論	L	半	2		2				2	職・学校司書
LEE11602	教育課程論（小）	L	半	2				2		2	職・学校司書
LEE12151	教育心理学	L	半	2			2			2	職・学校司書
LEE11105	発達心理学	L	半		2		2			2	職
LEE13600	特別支援教育概論（幼・小）	L	半		2			2		2	職・学校司書
LEE13152	教育行財政	L	半		2			2		2	職
LEE13601	教育経営論	L	半		2			2		2	
LEE12203	日本教育史	L	半		2			2		2	
LEE12204	西洋教育史	L	半		2	2				2	
LEE11202	教育社会学	L	半		2	2				2	
LEE11603	教育方法と教育情報技術	P	半		1		1			1	職
LEE11102	国際理解教育	L	半		2		2			2	
LEE12600	環境教育論	L	半		2		2			2	
LEE11251	生涯学習概論A	L	半		2	2				2	社教主事・学芸員・司書
LEE11252	生涯学習概論B	L	半		2	2				2	社教主事
LEE12601	教科教育法（国語）	L	半		2		2			2	職
LEE13602	教科教育法（社会）	L	半		2			2		2	職
LEE12602	教科教育法（算数）	L	半		2		2			2	職
LEE13603	教科教育法（理科）	L	半		2			2		2	職
LEE12603	教科教育法（生活）	L	半		2		2			2	職
LEE13604	教科教育法（音楽）	L	半		2			2		2	職
LEE13605	教科教育法（図画工作）	L	半		2			2		2	職
LEE13606	教科教育法（家庭）	L	半		2			2		2	職
LEE13607	教科教育法（体育）	L	半		2			2		2	職
LEE13608	教科教育法（英語）	L	半		2			2		2	職
LEE12604	道徳教育の理論と実践（小）	L	半		2		2			2	職
LEE11604	特別活動の理論と実践（小）	L	半		2	2				2	職
LEE13609	生徒・進路指導論（小）	L	半		2			2		2	職
LEE13610	教育相談（小）	L	半		2			2		2	職
LEE12157	教職論	L	半		2		2			2	職
LEE14600	教職実践演習（幼・小）	S	半		2				2	2	職
LEE13611	総合的な学習の時間の指導法（小）	L	半		2			2		2	職
LEE11605	幼児教育課程論 A	L	半		2	2				2	職
LEE11606	幼児教育課程論 B	L	半		2	2				2	職
LEE13612	保育内容（健康）	L	半		2			2		2	職
LEE12605	保育内容（人間関係）	L	半		2		2			2	職
LEE12606	保育内容（環境）	L	半		2		2			2	職
LEE13613	保育内容（言葉）	L	半		2			2		2	職
LEE13614	保育内容（表現）	L	半		2			2		2	職
LEE13615	幼児教育法 A	L	半		2			2		2	職
LEE13616	幼児教育法 B	L	半		2			2		2	職
LEE12607	幼児教育相談（幼児理解を含む）	L	半		2		2			2	職
LEE13617	教育実習 I（事前指導）	P	半		1			1		1	職
LEE14601	教育実習 II（事後指導を含む）	P	半		4				4	4	職
LEE14602	教育実習 IV（事後指導を含む）	P	半		2				2	2	職
LEE14607	特別教育実習（事後指導を含む）	P	半		6				6	6	職
LEE11607	国語概論	L	半	2		2				2	幼・小
LEE12608	国語の理論と実践	L	半	2			2			2	幼・小
LEE13618	国語演習（教材研究と授業）	S	半		1			1		1	

注1

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEE13619	国語演習（授業構成と評価）	S	半		1			1		1	
LEE13620	文章表現法	L	半		2			2		2	
LEE11608	書写実習	P	半	1	1				1	小	
LEE12609	社会科概論	L	半	2			2			2	小
LEE12610	社会科の理論と実践	L	半	2			2			2	小
LEE13621	社会科演習（学習活動）	S	半		1			1		1	
LEE13622	社会科演習（教材開発）	S	半		1			1		1	
LEE11609	算数概論	L	半	2		2				2	幼・小
LEE12611	算数の理論と実践	L	半	2			2			2	幼・小
LEE13623	算数演習（基礎）	S	半		1			1		1	
LEE13624	算数演習（応用）	S	半		1			1		1	
LEE11610	理科概論	L	半	2		2				2	小
LEE12612	理科の理論と実践	L	半	2			2			2	小
LEE13625	理科演習（理科教育論）	S	半		1			1		1	
LEE13626	理科演習（観察・実験）	S	半		1			1		1	
LEE11611	生活科概論	L	半	2		2				2	幼・小
LEE11612	音楽の基礎	L	半	2		2				2	幼・小
LEE11613	音楽の理論と実践	L	半		2	2				2	幼・小
LEE12613	器楽A	P	半		1		1			1	幼・小
LEE12614	器楽B	P	半		1		1			1	
LEE11614	図工の基礎	L	半	2		2				2	幼・小
LEE11615	図工の理論と実践	L	半		2	2				2	幼・小
LEE12615	美術A	P	半		1		1			1	幼
LEE12616	美術B	P	半		1		1			1	
LEE12617	家庭科概論	L	半	2			2			2	小
LEE13627	家庭科実習	P	半		1			1		1	小
LEE12618	体育科の基礎	L	半	2			2			2	幼・小
LEE12619	体育科の理論と実践	L	半		2		2			2	幼・小
LEE13628	体育運動方法A	P	半		1			1		1	幼・小
LEE13629	体育運動方法B	P	半		1			1		1	幼・小
LEE12620	英語概論	L	半	2			2			2	小
LEE12621	学校インターンシップ	P	半		2		2			2	
LEE13630	卒業研究Ⅰ	S	通	2				2		2	注2
LEE14608	卒業研究Ⅱ	S	通	2					2	2	注2

注1 「特別教育実習」は、東京教師養成塾生及び埼玉教員養成セミナー受講生に適用される。

注2 「卒業研究」は、国語、社会・総合、算数、理科、音楽、図画工作、体育、健康、道徳・特別活動、幼児教育・生活のうち1つを選択し、2年間にわたって履修するものとする。

## ■考古・日本史学コース科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEH14001	卒業論文	卒	一	8					8	8	
LEH11002	日本歴史A	L	半	2		2				2	社・地
LEH11003	日本歴史B	L	半	2		2				2	社・地
LEH11004	日本史学の基礎（前近代）	L	半	2		2				2	社・地
LEH11005	日本史学の基礎（近現代）	L	半	2		2				2	社・地
LEH11006	外国史A	L	半		2	2				2	社・地
LEH11007	外国史B	L	半		2	2				2	社・地
LEH12008	グローバルヒストリーA	L	半		2		2			2	社・地
LEH12009	グローバルヒストリーB	L	半		2		2			2	社・地
LEH11010	考古学の基礎	L	半		2	2				2	社・地・学芸員
LEH13011	日本考古学A	L	半		2			2		2	
LEH13012	日本考古学B	L	半		2			2		2	
LEH13013	日本古代史A	L	半		2			2		2	
LEH13014	日本古代史B	L	半		2			2		2	
LEH13015	日本中世史A	L	半		2			2		2	
LEH13016	日本中世史B	L	半		2			2		2	
LEH13017	日本近世史A	L	半		2			2		2	
LEH13018	日本近世史B	L	半		2			2		2	
LEH13019	日本近代史A	L	半		2			2		2	
LEH13020	日本近代史B	L	半		2			2		2	
LEH13021	日本現代史A	L	半		2			2		2	
LEH13022	日本現代史B	L	半		2			2		2	
LEH11023	日本文化の歴史A	L	半		2		2		1	2	学芸員
LEH13024	日本文化の歴史B	L	半		2			2		2	学芸員
LEH12025	日本の民俗	L	半		2		← 2 →	2			
LEH12026	文化と伝承	L	半		2		← 2 →	2			
LEH11027	日本史の中のジェンダーA	L	半		2	2			1	2	
LEH13028	日本史の中のジェンダーB	L	半		2			2		2	
LEH11029	地域と歴史A	L	半		2	2			1	2	
LEH13030	地域と歴史B	L	半		2			2		2	
LEH12031	国際交流の歴史	L	半		2		← 2 →	2			
LEH12032	産業と流通の歴史	L	半		2		← 2 →	2			
LEH13033	歴史遺産の保存	L	半		2			2		2	
LEH13034	歴史遺産の復元	L	半		2			2		2	
LEH13035	史料と史料学A	L	半		2			2		2	
LEH13036	史料と史料学B	L	半		2			2		2	
LEH13037	アーカイブズ学1	L	半		2			2		2	学芸員
LEH13038	アーカイブズ学2	L	半		2			2		2	学芸員
LEH11039	地理学総論	L	半		2	2				2	
LEH11040	人文地理学入門	L	半		2	2				2	
LEH11041	自然地理学入門	L	半		2	2				2	
LEH12042	地域調査法	L	半		2		2			2	
LEH12043	自然環境調査法	L	半		2		2			2	
LEH12044	東京の自然環境	L	半		2		2			2	
LEH12045	地表環境の生い立ち	L	半		2		2			2	
LEH12046	防災の地理	L	半		2		2			2	社・地
LEH12047	日本の水環境	L	半		2		← 2 →	2			
LEH12048	沖縄の自然環境	L	半		2		← 2 →	2			
LEH13049	グローバルな気候環境	L	半		2			2		2	
LEH13050	地域の気候と災害	L	半		2			2		2	
LEH13051	第四紀の自然史	L	半		2			2		2	

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEH13052	日本の植生環境	L	半		2				2	2	
LEH13053	地域の生態環境	L	半		2				2	2	
LEH13054	地生態の地理	L	半		2				2	2	
LEH11055	自然保護と環境アセスメント	L	半		2	2				2	
LEH12056	江戸東京の歴史地理	L	半		2		2			2	社・地
LEH12057	交通の発達と環境	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12058	経済と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12059	世界の社会と経済	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12060	食と農の地理学	L	半		2		2			2	社・地
LEH12061	農村空間と社会	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12062	都市空間と社会	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12063	社会環境と人間	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12064	レクリエーションと環境	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12065	旅の地理学	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12066	環境イメージ論	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12067	民俗と文化の地理学	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12068	環境と文化	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12069	持続可能な地域づくり	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12070	地球環境保全論	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH13071	歴史景観と環境	L	半		2				2	2	
LEH13072	地域計画と住民参加	L	半		2				2	2	
LEH13073	地域の環境と防災	L	半		2				2	2	
LEH11074	日本の地誌	L	半		2	2				2	
LEH11075	日本の景観と社会	L	半		2	2				2	
LEH12076	アジアの環境と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12077	ヨーロッパの環境と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12078	北アメリカの環境と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12079	オセアニアの環境と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12080	熱帯・乾燥地域の環境と人間生活	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH11081	地図学	L	半		2	2				2	
LEH11082	地形図判読法	L	半		2	2				2	
LEH11083	地図製作法	L	半		2	2				2	
LEH12084	空中写真判読	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12085	環境データ分析法	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH13086	社会調査とデータ分析法	L	半		2				2	2	
LEH13087	計量地理学	L	半		2				2	2	
LEH12088	環境リモートセンシング	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12089	環境リモートセンシング応用	L	半		2		↔	2	→	2	
LEH12090	地理情報システム入門	L	半		2		2			2	社・地
LEH13091	地理情報システム	L	半		2				2	2	
LEH13092	地理情報システム応用	L	半		2				2	2	
LEH12093	人間生活の地理学	L	半		2		2			2	社・地
LEH12094	現代地理学と自然環境	L	半		2		2			2	社・地
LEH12095	地誌	L	半		2	1	2			2	社・地
LEH11096	人間と社会Ⅰ(哲学)	L	半		2	2				2	社
LEH11097	人間と社会Ⅱ(倫理学)	L	半		2	2				2	社
LEH11098	人間と社会Ⅲ(宗教学)	L	半		2	2				2	社
LEH11099	日本倫理思想史	L	半		2	2				2	社・地
LEH11100	西洋哲学史入門	L	半		2	2				2	社・地
LEH12201	考古学資料を読む1	L	半		2		2			2	
LEH12202	古代史料を読む1	L	半		2		2			2	
LEH12203	中世史料を読む1	L	半		2		2			2	5科目以上選択必修

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEH12204	近世史料を読む1	L	半		2		2			2	
LEH12205	近代史料を読む1	L	半		2		2			2	
LEH12206	現代史料を読む1	L	半		2		2			2	
LEH12207	考古学資料を読む2	L	半		2		2			2	
LEH12208	古代史料を読む2	L	半		2		2			2	
LEH12209	中世史料を読む2	L	半		2		2			2	1科目以上選択必修
LEH12210	近世史料を読む2	L	半		2		2			2	
LEH12211	近代史料を読む2	L	半		2		2			2	
LEH12212	現代史料を読む2	L	半		2		2			2	
LEH11213	史料学実習I	P	通		2	2				2	
LEH12214	史料学実習II	P	通		2		2			2	
LEH11215	考古学実習I	P	通		2	2				2	
LEH12216	考古学実習II	P	通		2		2			2	
LEH13217	考古学実習III	P	通		2			2		2	
LEH14218	考古学実習IV	P	通		2				2	2	
LEH13219	日本史演習1	S	通		2			2		2	1科目選択必修
LEH13220	考古学演習1	S	通		2			2		2	
LEH14221	日本史演習2	S	通		2				2	2	1科目選択必修
LEH14223	考古学演習2	S	通		2				2	2	

教科に関する科目（卒業所要単位に含めない）

教職受講者のみ履修可能科目

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEX13115	法律学概論（国際法を含む）	L	半		2			2		2	社
LEX11116	政治学概論（国際政治を含む）	L	半		2	2				2	社
LEX13117	社会学概論	L	半		2			2		2	社
LEX11118	経済学概論（国際経済を含む）	L	半		2	2				2	社



## ■地理・環境コース科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
											※印の58科目113単位のうち28科目56単位以上選択必修
LEH14001	卒業論文	卒	一	8					8	8	
LEH11002	日本歴史A	L	半		2	2				2	社・地
LEH11003	日本歴史B	L	半		2	2				2	社・地
LEH11004	日本史学の基礎（前近代）	L	半		2	2				2	社・地
LEH11005	日本史学の基礎（近現代）	L	半		2	2				2	社・地
LEH11006	外国史A	L	半		2	2				2	社・地
LEH11007	外国史B	L	半		2	2				2	社・地
LEH12008	グローバルヒストリーA	L	半		2	2				2	社・地
LEH12009	グローバルヒストリーB	L	半		2	2				2	社・地
LEH11010	考古学の基礎	L	半		2	2				2	社・地・学芸員
LEH13011	日本考古学A	L	半		2				2	2	
LEH13012	日本考古学B	L	半		2				2	2	
LEH13013	日本古代史A	L	半		2				2	2	
LEH13014	日本古代史B	L	半		2				2	2	
LEH13015	日本中世史A	L	半		2				2	2	
LEH13016	日本中世史B	L	半		2				2	2	
LEH13017	日本近世史A	L	半		2				2	2	
LEH13018	日本近世史B	L	半		2				2	2	
LEH13019	日本近代史A	L	半		2				2	2	
LEH13020	日本近代史B	L	半		2				2	2	
LEH13021	日本現代史A	L	半		2				2	2	
LEH13022	日本現代史B	L	半		2				2	2	
LEH11023	日本文化の歴史A	L	半		2	2			2	2	学芸員
LEH13024	日本文化の歴史B	L	半		2				2	2	学芸員
LEH12025	日本の民俗	L	半		2	← 2 →			2		
LEH12026	文化と伝承	L	半		2	← 2 →			2		
LEH11027	日本史の中のジェンダーA	L	半		2	2			2		
LEH13028	日本史の中のジェンダーB	L	半		2				2	2	
LEH11029	地域と歴史A	L	半		2	2			2	2	
LEH13030	地域と歴史B	L	半		2				2	2	
LEH12031	国際交流の歴史	L	半		2	← 2 →			2		
LEH12032	産業と流通の歴史	L	半		2	← 2 →			2		
LEH13033	歴史遺産の保存	L	半		2				2	2	
LEH13034	歴史遺産の復元	L	半		2				2	2	
LEH13035	史料と史料学A	L	半		2				2	2	
LEH13036	史料と史料学B	L	半		2				2	2	
LEH13037	アーカイブズ学1	L	半		2				2	2	学芸員
LEH13038	アーカイブズ学2	L	半		2				2	2	学芸員
LEH11039	地理学総論	L	半	2		2				2	
LEH11040	人文地理学入門	L	半	2		2				2	
LEH11041	自然地理学入門	L	半	2		2				2	
LEH12042	地域調査法	L	半	2			2			2	
LEH12043	自然環境調査法	L	半	2			2			2	
LEH12044	東京の自然環境	L	半		2	2			2		※
LEH12045	地表環境の生い立ち	L	半		2	2			2		※
LEH12046	防災の地理	L	半		2	2			2	2	社・地
LEH12047	日本の水環境	L	半		2	← 2 →			2		※
LEH12048	沖縄の自然環境	L	半		2	← 2 →			2		※

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEH13049	グローバルな気候環境	L	半		2				2	2	※
LEH13050	地域の気候と災害	L	半		2				2	2	※
LEH13051	第四紀の自然史	L	半		2				2	2	※
LEH13052	日本の植生環境	L	半		2				2	2	※
LEH13053	地域の生態環境	L	半		2				2	2	※
LEH13054	地生態の地理	L	半		2				2	2	※
LEH11055	自然保護と環境アセスメント	L	半		2	2			2	2	※
LEH12056	江戸東京の歴史地理	L	半		2		2			2	社・地
LEH12057	交通の発達と環境	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12058	経済と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12059	世界の社会と経済	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12060	食と農の地理学	L	半		2		2			2	社・地
LEH12061	農村空間と社会	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12062	都市空間と社会	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12063	社会環境と人間	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12064	レクリエーションと環境	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12065	旅の地理学	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12066	環境イメージ論	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12067	民俗と文化の地理学	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12068	環境と文化	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12069	持続可能な地域づくり	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12070	地球環境保全論	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH13071	歴史景観と環境	L	半		2			2		2	※
LEH13072	地域計画と住民参加	L	半		2			2		2	※
LEH13073	地域の環境と防災	L	半		2			2		2	※
LEH11074	日本の地誌	L	半		2	2			2		※
LEH11075	日本の景観と社会	L	半		2	2			2		※
LEH12076	アジアの環境と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12077	ヨーロッパの環境と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12078	北アメリカの環境と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12079	オセアニアの環境と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12080	熱帯・乾燥地域の環境と人間生活	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH11081	地図学	L	半		2	2				2	※
LEH11082	地形図判読法	L	半		2	2				2	※
LEH11083	地図製作法	L	半		2	2				2	※
LEH12084	空中写真判読	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12085	環境データ分析法	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH13086	社会調査とデータ分析法	L	半		2			2		2	※
LEH13087	計量地理学	L	半		2			2		2	※
LEH12088	環境リモートセンシング	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12089	環境リモートセンシング応用	L	半		2		← 2 →		2		※
LEH12090	地理情報システム入門	L	半		2	2			2	社・地	※
LEH13091	地理情報システム	L	半		2			2		2	※
LEH13092	地理情報システム応用	L	半		2			2		2	※
LEH12093	人間生活の地理学	L	半		2	2			2	社・地	※
LEH12094	現代地理学と自然環境	L	半		2	2			2	社・地	※
LEH12095	地誌	L	半		2	2			2	社・地	※
LEH11096	人間と社会Ⅰ(哲学)	L	半		2	2			2	社	
LEH11097	人間と社会Ⅱ(倫理学)	L	半		2	2			2	社	
LEH11098	人間と社会Ⅲ(宗教学)	L	半		2	2			2	社	
LEH11099	日本倫理思想史	L	半		2	2			2	社・地	
LEH11100	西洋哲学史入門	L	半		2	2			2	社・地	

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEH11301	地理学野外実習A	P	集	2		2				2	
LEH12302	地理学野外実習B	P	集	2			2			2	
LEH13303	地理学野外実習C	P	集	2				2		2	
LEH12304	地理学野外実習D	P	集		2		2			2	※
LEH11305	地理学入門ゼミ	S	半	1		1				1	
LEH13306	地理学演習1	S	半	1				1		1	
LEH13307	地理学演習2	S	半	1				1		1	
LEH14308	地理学演習3	S	半	1					1	1	
LEH14309	地理学演習4	S	半	1					1	1	
LEH12310	測量学1	L	半		2		2			2	※
LEH13311	測量学2	L	半		2			2		2	※
LEH12312	測量実習1	P	半		1		1			1	※
LEH13313	測量実習2	P	半		1			1		1	※
LEH13314	測量実習3	P	集		1			1		1	※

#### 教科に関する科目（卒業所要単位に含めない）

教職受講者のみ履修可能科目

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEX13115	法律学概論（国際法を含む）	L	半		2			2		2	社
LEX11116	政治学概論（国際政治を含む）	L	半		2	2				2	社
LEX13117	社会学概論	L	半		2			2		2	社
LEX11118	経済学概論（国際経済を含む）	L	半		2	2				2	社



## ■日本文学・文化コース科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEL11001	日本文学・文化入門 A	L	半	2		2				2	
LEL11002	日本文学・文化入門 B	L	半	2		2				2	
LEL11003	日本文学史(上代)	L	半	2		2				2	国・書
LEL11004	日本文学史(中古)	L	半	2		2				2	国・書
LEL12001	日本文学史(中世)	L	半	2			2			2	国・書
LEL12002	日本文学史(近世)	L	半	2			2			2	国・書
LEL13001	日本文学史(近代)	L	半	2				2		2	国・書
LEL13002	日本文学史(現代)	L	半	2				2		2	国・書
LEL11005	日本語学概論(文字・音声)	L	半	2		2				2	国
LEL11006	日本語学概論(文法・語彙)	L	半	2		2				2	国
LEL13003	日本文学・文化演習 I	S	通	2				2		2	
LEL14001	日本文学・文化演習 II	S	通	2					2	2	
LEL14002	卒業論文	卒	-	8					8	8	
LEL11007	日本上代文学を読む(奈良前期)	L	半			2	2			2	
LEL11008	日本上代文学を読む(奈良後期)	L	半			2	2			2	
LEL11009	日本中古文学を読む(平安前中期)	L	半			2	2			2	
LEL11010	日本中古文学を読む(平安中後期)	L	半			2	2			2	
LEL11011	日本中世文学を読む(鎌倉期)	L	半			2	2			2	
LEL11012	日本中世文学を読む(室町期)	L	半			2	2			2	
LEL11013	日本近世文学を読む(江戸前期)	L	半			2	2			2	
LEL11014	日本近世文学を読む(江戸後期)	L	半			2	2			2	
LEL11015	日本近代文学を読む(明治・大正期)	L	半			2	2			2	
LEL11016	日本近代文学を読む(昭和前期)	L	半			2	2			2	6科目
LEL11017	日本近代文学を読む(昭和後期)	L	半			2	2			2	12単位以上
LEL11018	日本現代文学を読む(平成以降)	L	半			2	2			2	選択必修
LEL11019	日本漢文学を読む(古代、中世)	L	半			2	2			2	
LEL11020	日本漢文学を読む(近世、近代)	L	半			2	2			2	
LEL11021	日本思想を読む(古代、中世)	L	半			2	2			2	
LEL11022	日本思想を読む(近世、近代)	L	半			2	2			2	
LEL11023	日本語学講読(基礎)	L	半			2	2			2	国
LEL11024	日本語学講読(応用)	L	半			2	2			2	国
LEL12003	日本語の歴史(上代～中世)	L	半			2	2			2	国
LEL12004	日本語の歴史(近世～現代)	L	半			2	2			2	国
LEL12005	日本文学概論(基礎)	L	半			2	2			2	国・書
LEL12006	日本文学概論(応用)	L	半			2	2			2	国・書
LEL11025	情報文化論(基礎)	L	半			2	2			2	
LEL11026	情報文化論(応用)	L	半			2	2			2	
LEL13004	日本上代中古文化論(奈良～平安中期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13005	日本上代中古文化論(平安中期～後期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13006	日本中世文化論(鎌倉期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13007	日本中世文化論(室町期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13008	日本近世文化論(江戸前期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13009	日本近世文化論(江戸後期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13010	日本近代文化論(明治・大正期)	L	半			2			2	2	国・書
LEL13011	日本近代文化論(昭和前期)	L	半			2			2	2	国・書

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEL13012	日本現代文化論(昭和後期)	L	半	2					2	2	国・書
LEL13013	日本現代文化論(平成以降)	L	半	2				2	2	2	国・書
LEL13014	古典文学の世界(作家)	L	半	2				2	2	2	
LEL13015	古典文学の世界(作品)	L	半	2				2	2	2	
LEL13016	近代文学の世界(作家)	L	半	2				2	2	2	
LEL13017	近代文学の世界(作品)	L	半	2				2	2	2	
LEL13018	現代文学の世界(作家)	L	半	2				2	2	2	
LEL13019	現代文学の世界(作品)	L	半	2				2	2	2	
LEL13020	日本語学特講(文字・音声)	L	半	2				2	2	2	
LEL13021	日本語学特講(文法・語彙)	L	半	2				2	2	2	
LEL11027	漢文学概説(中国古典)	L	半	2	2					2	国・書
LEL11028	漢文学概説(日本漢文)	L	半	2	2					2	国・書
LEL13022	日本漢文学史(古代、中世)	L	半	2				2	2	2	国・書
LEL13023	日本漢文学史(近世、近代)	L	半	2				2	2	2	国・書
LEL11029	比較文化A	L	半	2	2					2	
LEL11030	比較文化B	L	半	2	2					2	
LEL13024	現代文化表現1(理論)	S	半	1				1	1	1	
LEL13025	現代文化表現2(実践)	S	半	1				1	1	1	
LEL12007	現代日本文化(サブカルチャー)	L	半	2		2				2	
LEL12008	日本語の文法(現代)	L	半	2		2				2	国
LEL12009	日本語の文法(古典)	L	半	2		2				2	国
LEL12010	文章表現(基礎)	L	半	2		2				2	
LEL12011	文章表現(応用)	L	半	2		2				2	
LEL11031	書の歴史	L	半	2	2					2	書
LEL12012	書道実習	P	半	2		↔	2	→		2	国・書
LEL12013	書道の今昔	L	半	2		2				2	国・書
LEL12014	児童文学	L	半	2		2				2	
LEL12015	映像文化(前期)	L	半	2		↔	2	→		2	
LEL12016	映像文化(後期)	L	半	2		↔	2	→		2	
LEL12017	言語情報論	L	半	2		2				2	
LEL13026	日本文化データベース	L	半	2				2	2	2	
LEL13027	日本文化画像処理	L	半	2				2	2	2	
LEL13028	武士の思想と文化(中世)	L	半	2				2	2	2	
LEL13029	武士の思想と文化(近世)	L	半	2				2	2	2	
LEL13030	日本芸能史(前期)	L	半	2				2	2	2	国・書
LEL13031	日本芸能史(後期)	L	半	2				2	2	2	国・書
LEL13032	日本美術史(前期)	L	半	2				2	2	2	書・学芸員
LEL13033	日本美術史(後期)	L	半	2				2	2	2	書・学芸員
LEL13034	異文化コミュニケーションA	L	半	2				2	2	2	
LEL13035	異文化コミュニケーションB	L	半	2				2	2	2	
LEL13036	書誌学	L	半	2				2	2	2	書
LEL12018	書の名筆を学ぶ	L	半	2		↔	2	→		2	書
LEL12019	文字を学ぶ(候文を読む)	L	半	2		2				2	書
LEL12020	文字を学ぶ(くずし字を読む)	L	半	2		2				2	書
LEL13037	中国古典を学ぶ	L	半	2				2	2	2	
LEL13038	江戸儒学を学ぶ	L	半	2		2			2	2	

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEL11032	日本歴史A	L	半		2	2				2	
LEL11033	日本歴史B	L	半		2	2				2	
LEL11034	日本文化の歴史A	L	半		2	2				2	学芸員
LEL13039	日本文化の歴史B	L	半		2			2		2	学芸員
LEL12021	日本の民俗	L	半		2		←	2	→	2	
LEL12022	文化と伝承	L	半		2		←	2	→	2	
LEL11035	日本史の中のジェンダーA	L	半		2	2				2	
LEL13040	日本史の中のジェンダーB	L	半		2			2		2	
LEL11036	地域と歴史A	L	半		2	2				2	
LEL13041	地域と歴史B	L	半		2			2		2	
LEL12023	国際交流の歴史	L	半		2		←	2	→	2	
LEL12024	江戸東京の歴史地理	L	半		2		2			2	
LEL13042	歴史景観と環境	L	半		2			2		2	
LEL11037	日本の景観と社会	L	半		2	2				2	



## ■教育学科・史学地理学科・文学科（共通）

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					除コース
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEZ11001	国際理解教育	L	半	2		2				2	教・初
LEZ11002	哲学概説	L	半	2		2				2	教
LEZ11003	倫理学概説	L	半	2		2				2	教
LEZ11004	宗教学概説	L	半	2		2				2	教
LEZ11005	日本倫理思想史	L	半	2		2				2	教・考・地
LEZ11006	初めてのギリシャ哲学	L	半	2		2				2	
LEZ11007	名著で学ぶギリシャ哲学	L	半	2		2				2	
LEZ11008	初めてのドイツ哲学	L	半	2		2				2	
LEZ11009	名著で学ぶドイツ哲学	L	半	2		2				2	
LEZ11010	市民のための論理学入門	L	半	2		2				2	
LEZ11011	議論と論述の作法	L	半	2		2				2	
LEZ11012	環境倫理学の挑戦	L	半	2		2				2	
LEZ11013	ともに考える環境倫理学	L	半	2		2				2	
LEZ11014	生涯学習概論A	L	半	2		2				2	教・初
LEZ11015	生涯学習概論B	L	半	2		2				2	教・初
LEZ12016	環境教育論	L	半	2			2			2	初・教
LEZ13017	日本考古学A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13018	日本考古学B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13019	日本古代史A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13020	日本古代史B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13021	日本中世史A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13022	日本中世史B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13023	日本近世史A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13024	日本近世史B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13025	日本近代史A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13026	日本近代史B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13027	日本現代史A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13028	日本現代史B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ11029	日本文化の歴史A	L	半	2		2				2	考・地・日
LEZ13030	日本文化の歴史B	L	半	2				2		2	考・地・日
LEZ112031	日本の民俗	L	半	2		← 2 →				2	考・地・日
LEZ12032	文化と伝承	L	半	2		← 2 →				2	考・地・日
LEZ11033	日本史の中のジェンダーA	L	半	2		2				2	考・地・日
LEZ13034	日本史の中のジェンダーB	L	半	2				2		2	考・地・日
LEZ11035	地域と歴史A	L	半	2		2				2	考・地・日
LEZ13036	地域と歴史B	L	半	2				2		2	考・地・日
LEZ12037	国際交流の歴史	L	半	2		← 2 →				2	考・地・日
LEZ12038	産業と流通の歴史	L	半	2		← 2 →				2	考・地
LEZ13039	歴史遺産の保存	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13040	歴史遺産の復元	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13041	史料と史料学A	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13042	史料と史料学B	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13043	アーカイブズ学1	L	半	2				2		2	考・地
LEZ13044	アーカイブズ学2	L	半	2				2		2	考・地
LEZ12045	東京の自然環境	L	半	2			2			2	地・考
LEZ12046	地表環境の生い立ち	L	半	2			2			2	地・考
LEZ12047	日本の水環境	L	半	2		← 2 →				2	地・考
LEZ12048	沖縄の自然環境	L	半	2		← 2 →				2	地・考
LEZ13049	グローバルな気候環境	L	半	2				2		2	地・考
LEZ13050	地域の気候と災害	L	半	2				2		2	地・考
LEZ13051	第四紀の自然史	L	半	2				2		2	地・考

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					除コース
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEZ13052	日本の植生環境	L	半		2			2	2	2	地・考
LEZ13053	地域の生態環境	L	半		2			2	2	2	地・考
LEZ12054	交通の発達と環境	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12055	経済と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12056	世界の社会と経済	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12057	農村空間と社会	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12058	都市空間と社会	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12059	社会環境と人間	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12060	レクリエーションと環境	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12061	旅の地理学	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12062	環境イメージ論	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12063	民俗と文化の地理学	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12064	環境と文化	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12065	持続可能な地域づくり	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12066	地球環境保全論	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ13067	歴史景観と環境	L	半	2			2		2	2	地・考・日
LEZ13068	地域計画と住民参加	L	半	2			2		2	2	地・考
LEZ13069	地域の環境と防災	L	半	2			2		2	2	地・考
LEZ11070	日本の地誌	L	半	2	2				2	2	地・考
LEZ11071	日本の景観と社会	L	半	2	2				2	2	地・考・日
LEZ12072	アジアの環境と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12073	ヨーロッパの環境と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12074	北アメリカの環境と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12075	オセアニアの環境と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ12076	熱帯・乾燥地域の環境と人間生活	L	半	2		←	2	→	2	2	地・考
LEZ13077	武士の思想と文化（中世）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13078	武士の思想と文化（近世）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13079	日本芸能史（前期）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13080	日本芸能史（後期）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13081	日本美術史（前期）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13082	日本美術史（後期）	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13083	異文化コミュニケーションA	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13084	異文化コミュニケーションB	L	半	2			2		2	2	日
LEZ12085	書誌学	L	半	2			2		2	2	日
LEZ12086	書の名筆を学ぶ	L	半	2		←	2	→	2	2	日
LEZ12087	文字を学ぶ（候文を読む）	L	半	2		2			2	2	日
LEZ12088	文字を学ぶ（くずし字を読む）	L	半	2		2			2	2	日
LEZ13089	中国古典を学ぶ	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13090	江戸儒学を学ぶ	L	半	2			2		2	2	日
LEZ13091	文芸創作1（理論）	S	半	1			1		1	1	
LEZ13092	文芸創作2（実践）	S	半	1			1		1	1	
LEZ12093	漢文読解法A	L	半	2		2			2	2	
LEZ12094	漢文読解法B	L	半	2		2			2	2	
LEZ12095	中国語会話	L	半	2		2			2	2	
LEZ12096	中国の思想入門	L	半	2		2			2	2	
LEZ12097	中国の文学入門	L	半	2		2			2	2	
LEZ11098	比較文学A	L	半	2		2			2	2	
LEZ11099	比較文学B	L	半	2		2			2	2	
LEZ11100	初級中国語・中国事情A	L	半	2		2			2	2	
LEZ11101	初級中国語・中国事情B	L	半	2		2			2	2	

※学部共通科目とは、コース枠にとらわれず、どのコースの学生でも共通に受講（選択履修）できる授業科目である。学部共通科目は、学問研究の学際的傾向に伴って、高度で幅広い専門的基礎的知識を身につけ

た人材育成が求められており、こうした社会的ニーズに対応して導入されたものである。

履修にあたっては、各自の履修目的の必要性に応じて選択履修することが望ましく、修得単位については、各コースの卒業に必要な専門科目の選択科目として、12 単位（上記科目のなかで自コース授業科目以外）を上限に算定され、12 単位を越えた単位については随意科目扱いとなり卒業所要単位にならないので注意する。

## 4 科目ナンバリングについて

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号「科目ナンバー」を付し分類することで、学修の段階や順序などを表し、教育課程の体系性を明示する仕組みであり、体系的な学修計画を立てる時の参考となる。

本学では、科目的分類を 3 衍のアルファベットで表し、科目的段階や学修領域等を 5 衍の数字で記し、これらを組み合わせ、運用している。

各科目ナンバー及び詳しい説明は、大学ホームページにて公開しているので確認すること。

## 5 首都圏西部大学単位互換

首都圏西部大学単位互換制度とは、首都圏西部にある大学・短期大学が相互に単位互換協定を結び、これらの大学に所属する学生が他大学の授業を履修し、修得した単位を所属する大学の単位として認定する制度である。詳細については、教務課で実施するガイダンスで確認すること。

### ①受講資格

首都圏西部大学単位互換科目を受講するためには、説明会に参加し出願書類の提出が必要。

### ②説明会日程

通年科目及び春期科目：4月のガイダンス期間中

秋期科目 : 6月中旬頃（予定）

※詳細な日程等は各学部掲示板にて連絡する。

### ③問い合わせ先

世田谷キャンパス 教務部教務課（5号館1階）

TEL : 03-5481-3203

E-Mail : tannigokan@kokushikan.ac.jp

### ④ホームページ

首都圏西部大学単位互換協定会 <http://www.shutokenseibu.ac.jp/>

### ※文学部における単位認定

文学部では自由選択枠（8単位）の範囲で認定する。

## 6 世田谷 6 大学コンソーシアム連携授業

本連携授業は、世田谷区内に所在する 6 つの大学で締結されている協定に基づき実施されている。各大学の特色を活かした授業科目を協定大学が相互に提供し、教育・研究の交流による自己啓発と教育の質向上に資することを目的としている。

### ①協定大学

国士館大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学

### ②提供科目

開講される科目は、通常の場合、半期科目で毎年度変更される。詳しくは時間割表等で確認すること。

## 7 入学前に他大学等で修得した単位について

入学前に他の教育機関等で修得した単位は、単位認定を申請し、審査により認められれば、本学部の卒業に必要な単位として算入することができる。

4月の履修時に、既修得単位の記載された証明書を持参して教務課学部担当窓口にご相談すること。なお、必修科目・実習等を伴う科目・演習科目は、原則として認定されない。

# 文学部で取得できる教員免許状

本学部では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭および幼稚園の教育職員（以下教員という）の免許状を取得しようとする者のため、所定の教職課程を設けている。本学部で取得できる教員免許状の種類と教科およびこれに必要な資格は、各コースの教育の専門性にもとづいて次のとおり定められている。

教職課程の履修については「教職課程履修要項」を参照すること。

(2019年度以降入学生に適用)

コース	免許状の種類	免許教科・領域
教育学	中学校 1種	社会 保健体育
	高等学校 1種	地理歴史
		公民
		保健体育
	特別支援学校 1種	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
初等教育	養護教諭 1種	
	小学校 1種	
	幼稚園 1種	
考古・日本史学	中学校 1種	社会
	高等学校 1種	地理歴史
地理・環境	中学校 1種	社会
	高等学校 1種	地理歴史
日本文学・文化	中学校 1種	国語
	高等学校 1種	国語
		書道

## ■史学地理学科における高等学校1種公民免許取得について

### ① 実施の範囲等

- ア. 史学地理学科の学生が高等学校1種公民免許の取得を希望する場合、中学校1種社会と高等学校1種地理歴史の教員免許を取得予定であることが条件となる。
- イ. 教員免許状の交付については、卒業後に教育委員会において個人申請を行う。

### ② 履修科目・単位

- 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目	単位数
法律学概論（国際法を含む）	2単位
政治学概論（国際政治を含む）	2単位
社会学概論	2単位
経済学概論（国際経済を含む）	2単位
人間と社会Ⅰ（哲学）	2単位
人間と社会Ⅱ（倫理学）	2単位
人間と社会Ⅲ（宗教学）	2単位
哲学概説	2単位
倫理学概説	2単位
宗教学概説	2単位
社会科・公民科教育論	2単位
公民科指導法	2単位
計	24単位

### ③ 受講料

「国士館大学聴講生規程」（学内聴講）により、1単位5,000円とする。

対象となる科目は、史学地理学科に開設されていない「公民科指導法」である。

## ■副免許の受講

### ① 実施の範囲等

- ア. 文学部内において実施するが、世田谷キャンパスの他学部生にも開講される。第6時限目に開講する場合もある。
- イ. 学生は主免許の外に、1種類の「副免許」に係る科目を受講できる。
- ウ. 「副免許」の受講は、原則として個人の志望に対する対応とする。

### ② 「副免許」の種類

「副免許」の種類は、小学校2種免許とする。

「副免許」は初等教育コース以外の4コースの学生が受講できる。

なお「副免許」とは別に、初等教育コースの学生については中学校の教員免許状（国語科・社会科）の取得も可能な場合がある。

### ③ 受講資格

「副免許」取得のための受講資格は、教職課程の履修者とする（養護教諭免許のみの履修者を除く）。ただし、収容定員等の都合により履修者を制限することがある。

### ④ 履修科目・単位

主免許（初等教育以外のコース＝中学校1種）で修得する教職科目単位を基本として、小学校2種免許取得に必要となる科目を受講する。詳しくは、受講開始学年（2年次）の年度始めに、文学部教育学科初等教育課程において履修指導を行う。

また、「副免許」とは別に、初等教育コースは小学校1種の教員免許で修得する教職科目単位を基本として、中学校の教員免許（国語科・社会科）取得に必要な科目を受講することにより中学校の教員免許状の取得が可能な場合がある。これについても受講開始学年（2年次）前に履修指導等を通じて説明する。

なお、取得に必要な科目については、次頁の【参考】副免許の取得に必要な科目一覧（平成31年度以降入学生適用）を参照のこと。

### ⑤ 履修単位の制限

「副免許」の科目の履修できる単位は、1年間に16単位を超えない程度とする。

### ⑥ 教育実習実施の時期

「副免許」等取得のための教育実習は、大学在学中に行うものとする。

### ⑦ 受講開始学年

第2年次からとする。

### ⑧ 「副免許」の開講

平成8年度からとする。但し、小学校2種は平成23年度から世田谷キャンパスの他学部生にも開講する。

### ⑨ 受講料

「聴講に関する内規」を準用し（学内聴講）、1単位5,000円とする。

### ⑩ 教育実習費

「諸資格取得の為の受講料等に関する内規」を準用し、小学校（17,000円）、中学校（12,000円）とする。

## 【参考】副免許の取得に必要な科目一覧（平成31年度以降入学生適用）

## ■小学校2種〈教育学科（初等教育課程）〉

授業科目	学年	単位	必要単位
教育課程論（小）	3年	2	4単位選必
教育方法と教育情報技術	2年	1	
道徳教育の理論と実践（小）	2年	2	
総合的な学習の時間の指導法（小）	3年	2	
特別活動の理論と実践（小）	1年	2	
生徒・進路指導論（小）	3年	2	
教育相談（小）	3年	2	
教育実習Ⅰ（事前指導）	3年	1	
教育実習Ⅳ（事後指導を含む）	4年	2	
教育の基礎的的理解に関する科目等	10単位		
国語概論	1年	2	4単位選必
書写実習	1年	1	
算数概論	1年	2	
生活科概論	1年	2	
音楽の基礎	1年	2	
図工の基礎	1年	2	
体育科の基礎	2年	2	
社会科概論	2年	2	
理科概論	1年	2	
家庭科概論	2年	2	
英語概論	2年	2	
教科に関する科目	4単位		音楽・図工・体育のうち2科目を含む 12単位選択必修
教科教育法（国語）	2年	2	
教科教育法（社会）	3年	2	
教科教育法（算数）	2年	2	
教科教育法（理科）	3年	2	
教科教育法（生活）	2年	2	
教科教育法（音楽）	3年	2	
教科教育法（図画工作）	3年	2	
教科教育法（家庭）	3年	2	
教科教育法（体育）	3年	2	
教科教育法（英語）	3年	2	
教科の指導法に関する科目	12単位		

## 履修上の注意

- 時間割との兼ね合い等、場合によっては在学中に履修しきれないこともありますのでその旨了解の上、手続きすること。
- 履修科目・必要単位数については、流用規定を適用した場合のもので、副免許取得の前提となる主免許を取得しない場合は適用されない。
- 履修科目や必要単位は、省令改正等による変更に伴い、追加履修が必要となる場合があるので、各年度初めのガイダンスに必ず出席し、履修科目について確認すること。

## ■中学校2種〈（社会：教育学科（中等教育課程） 国語：文学科）〉

授業科目	学年	単位	必要単位	
教育課程論	3-4年	2	2単位選必	
教育方法論	3年	2		
道徳教育の理論と実践	1年	2		
総合的な学習の時間の指導法	3年	2		
特別活動の理論と実践	1年	2		
生徒・進路指導論	2年	2		
教育相談	2年	2		
教育実習Ⅰ（事前指導）	3年	1		
教育実習Ⅲ（事後指導を含む）	4年	2		
教育の基礎的的理解に関する科目等	9単位			
日本歴史A	1年	2	8	
日本歴史B	1年	2		
グローバルヒストリーA	2年	2		
グローバルヒストリーB	2年	2		
人間生活の地理学	2年	2		
現代地理学と自然環境	2年	2		
地誌	2年	2		
法律学概論（国際法を含む）	3年	2		
政治学概論（国際政治を含む）	1年	2		
社会学概論	3年	2		
経済学概論（国際経済を含む）	1年	2		
人間と社会I（哲学）	1-2年	2	2単位選必	
人間と社会II（倫理学）	1-2年	2		
人間と社会III（宗教学）	1-2年	2		
教科に関する専門的事項	20単位		6	
社会科・地歴科教育論	2年	2		
社会科・公民科教育論	2年	2		
社会科指導法I	3年	2		
教科の指導法に関する科目	6単位		4	
日本語学概論（文字・音声）	1年	2		
日本語学概論（文法・語彙）	1年	2		
日本文学概論（基礎）	2年	2		
日本文学概論（応用）	2年	2		
漢文学概説（中国古典）	1年	2		
漢文学概説（日本漢文）	1年	2		
書道実習	2-4年	2		
教科に関する専門的事項	14単位			
国語科教育論I	2年	2		
国語科教育論II	2年	2	6	
国語科指導法I	3年	2		
教科の指導法に関する科目	6単位			

本学部では、諸資格の取得にあたり各コースの授業科目配当によっておのずから難易はあるが、修得した科目と単位が所定の条件を満たせば次に示す資格を取得することができる。

これから諸資格を取得するには、卒業の条件となる専門科目や教員免許状を得るに必要な科目などとの関連において効率的に、そして総合的に履修科目を選択することが必要である。

また、これら諸資格を受講するためには、所定の受講登録をしなければ授業科目を履修できない場合がある。

## 1 受講登録にあたって

諸資格には、それぞれ法律で定められた規程に則った目的・役割があり、受講の際には、それぞれの資格を認識した上で、各希望者の将来展望に沿って受講することが望ましい。

諸資格取得のための科目は、関連学科コースを主に配当開講されているため、コースごとに履修に難易がある。また、卒業所要単位とは別に履修しなければならない科目もある。

資格	関連学科コース
社会教育主事	………教育学科
博物館学芸員	………史学地理学科
考古調査士（受講登録不要）	………考古・日本史学コースのみ
測量土補（受講登録不要）、GIS 学術士（受講登録不要）	………地理・環境コースのみ
地域調査士（受講登録不要）	
図書館司書、学校司書	………文学科

## 2 受講登録の手続

諸資格の受講を希望する者は、新規登録者のみ以下の手順で登録しなければならない。

①諸資格の受講登録は、「諸資格取得の為の受講料等に関する内規」に基づき、科目履修の初年度の指定された期日までに行う。前述した諸資格設置の趣旨を含みながら検討し、意志決定に基づき受講選択をする。受講登録手続きを怠ると、履修登録しても履修不能科目として判断される。

②受講登録者は、諸資格の説明会（ガイダンス）等に出席し、各自任意で時間割案を作成する。

③受講登録は、各自所属するコースに開かれた諸資格を指定された期日に Web 履修登録する。

④受講登録の際は、定められた受講料（新規登録時のみ）を証明書自動発行機で納入し、納入票に必要事項を記入して、4月末日までに教務課教職担当窓口へ提出する（受講料の納入がない場合、登録は取消となる）。

受講料について

### 教職課程

1 校種 1 教科につき 10,000 円  
(初等教育コースは免除)

### 諸資格

社会教育主事	15,000 円	図書館司書	15,000 円
博物館学芸員	15,000 円	学校司書	10,000 円
学校図書館司書教諭	10,000 円		

- ⑤履修登録において、受講課程内容や授業科目等の確認を行う。  
修正が必要な場合は、直ちに教務課学部担当窓口にて確認する。

### 3 受講についての注意事項

- ①受講登録された後は、諸資格に必要な科目単位のチェックが自動的に行われる。異常等があれば、直ちに教務課学部担当窓口まで連絡相談すること。
- ②各自の都合で一旦登録した各受講を取り止める際は、今後の履修電算処理の都合上、教務課学部担当窓口まで届け出ること。なお、すでに納入された受講料等は返却されない。
- ③1年次以降諸資格の履修については、独自の制約（ハードル科目、先修条件等）がある。履修及び科目修得にあたっては、特に注意を要する。
- ④受講の際には、受講料とは別に受講科目毎に実習費を要する場合があり、受講料と並行して納入しなければならない。
- ⑤各自コースの卒業に必要な科目配当表にない諸資格専用の授業科目単位は、卒業の単位は勿論のこと、進級判定（主に2年次）の単位としては算定されない場合があるので、十分な注意を払うことが必要である。あくまでも卒業に必要な単位を優先させ履修計画を組むことが望ましい。

## 1 社会教育主事の資格

この資格を得るには、社会教育法第9条の4（社会教育主事の資格）第3号に次のように規定されている。『大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの』。この「大学において文部省令で定める社会教育に関する科目的単位」については、社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第3章（社会教育に関する科目的単位）第11条に規定されている。

本学においては、前記規程及び「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成30年、文部科学省令第5号）に基づき次表により必修科目14科目24単位取得するものとする。

■社会教育主事資格科目配当表

(2020度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数				備考
						1年次	2年次	3年次	4年次	
LEX11001	生涯学習概論 A	L	半	2		2				2 学芸員・司書
LEX11002	生涯学習概論 B	L	半	2		2				2
LEX13013	生涯学習支援論 A	L	半	2				2		2
LEX13014	生涯学習支援論 B	L	半	2				2		2
LEX12015	社会教育経営論 A	L	半	2			2			2
LEX12016	社会教育経営論 B	L	半	2			2			2
LEX11601	図書館概論	L	半	2		2				2 司書
LEX12301	博物館概論	L	半	2			2			2 学芸員
LEX11019	社会的平等と社会教育	L	半	2		2				2
LEX11020	多文化共生と社会教育	L	半	2		2				2
LEX13021	社会教育実習	P	半	1				1		1
LEX14022	社会教育演習 A	S	半	1					1	1
LEX14023	社会教育演習 B	S	半	1					1	1
LEX13024	社会教育課題研究	S	半	1				1		1
計				24		10	6	6	2	24

## 2 博物館学芸員の資格

①博物館には、専門的職員として学芸員が置かれる。学芸員は、博物館資料の収集、保管展示及び調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどるものである（博物館法第4条、3、4項）。この資格を得るには同法第5条（学芸員の資格）第1項に次のように規定されている。

次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

1. 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

②本学においては、前記規定に基づき次表により必修科目で10科目19単位、選択科目で1科目2単位以上を修得するものとする。

③前記所定の単位を修得した者に対し、「学芸員資格に必要な単位を有する者」であることの修了書を卒業時に交付する。

■博物館学芸員資格科目配当表

(2020年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 形態	授業 期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
						年次	年次	年次	年次	計	
LEX12301	博物館概論	L	半	2			2			2	社教主事
LEX12302	博物館教育論	L	半	2			2			2	
LEX13301	博物館経営論	L	半	2				2		2	先修条件あり
LEX13302	博物館資料論	L	半	2				2		2	
LEX11301	生涯学習概論A	L	半	2		2				2	社教主事・司書
LEX13303	博物館情報・メディア論	L	半	2				2		2	
LEX13304	博物館実習1	P	通	2				2		2	
LEX14303	博物館実習2	P	通	1					1	1	先修条件あり
LEX14301	博物館展示論	L	半	2				2	2		
LEX14302	博物館資料保存論	L	半	2				2	2		
LEX11302	日本文化の歴史A	L	半		2	2				2	
LEX13304	日本文化の歴史B	L	半		2			2		2	
LEX13305	日本美術史（前期）	L	半		2			2	2	1科目以上	
LEX13306	日本美術史（後期）	L	半		2			2	2	選択必修	
LEX11303	考古学の基礎	L	半		2	2			2		
LEX13307	アーカイブズ学1	L	半		2			2	2		
LEX13308	アーカイブズ学2	L	半		2			2	2		
計				19	14	4 2	4 10	8 10	5 33		

## 履修について

卒業要件には含まれない科目、先修条件のある科目があるので注意する。科目履修、単位修得と共に、博物館実習に参加しなければならない。

## 先修条件

3年次に「博物館実習1」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報・メディア論」を履修するためには2年次の「博物館概論」「博物館教育論」を、4年次に「博物館実習2」「博物館展示論」「博物館資料保存論」を履修するためには3年次の「博物館実習1」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報・メディア論」を修得していなければならない。

## ■博物館実習1・2の履修計画

3年	4月 12月 1月	博物館実習1、博物館経営論、博物館資料論、博物館情報・メディア論の履修登録 「博物館実習事前調査書」の提出（4年次の実習先の希望等） (実習時期・期間・内容は実習をする博物館と相談し、その指示に従い、大学担当者に報告する)
4年	4月 5月	博物館実習2、博物館展示論、博物館資料保存論の履修登録 実習費（15,000円）の納入 当該学生の「博物館実習学生資料」を添え、学長名で「依頼書」を送付 博物館実務実習実施（実習時期・期間・内容は実習をする博物館と相談し、その指示に従う） (実習修了届・実習費・実習日誌・実習修了届用返信封箇切手付を持参する)

## 博物館実習について

- ①「博物館実習1」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報・メディア論」を修得していく、実習年次に「博物館実習2」を履修していること。
- ②3年次の12月に「博物館実習調査書」用紙を受領し、実習を希望する博物館の事前調査を行い、所定の事項を記入し、提出する。
- ③3年次の1月から4年次の4月にかけて希望する博物館に連絡、あるいは訪問し内諾を得る。
- ④内諾を得たならばその旨、担当者に連絡し、指示をあおぐ。
- ⑤それを見て、担当者が2月から4年次の4月にかけて、学長名で正式な「依頼書」を相手方博物館長宛に送付する。
- ⑥博物館によってはホームページで申込書をダウンロードできる場合もある。
- ⑦実務実習は夏季休業中に実施されることが多いが、受け入れる博物館に一任しているので、各自博物館側と事前に充分打ち合わせる必要がある。また実習期間中は館の職員に準じた扱いを受けるので、所蔵標本に関する遵守事項や勤務時間等すべて博物館の規則と指導に従って行動しなければならない。
- ⑧博物館実習をはじめとする諸手続及び伝達事項等はすべて掲示または、学生連絡（Kaede-i）をもって行うのでつねに掲示板等には充分注意すること。

### 3 考古調査士の資格

本学部考古・日本史学コース学生は、大学が設置する指定科目を受講し、定められた単位を修得することで、考古調査士資格（2級）の申請に必要な要件を満たすことができる。

単位修得したのちに、資格認定機関である「考古調査士資格認定機構」に申請し、そこでの審査を経て資格が授与される。

- (1) 課程には2級考古調査士資格を申請できる学部コースと、1級考古調査士資格に申請できる大学院コースの2コースを設置する。大学院コースについては別に定める。
- (2) 考古調査士の養成に必要な科目群を体系的に履修するために、第1科目群から第5科目群を標準科目として設置してある。

学部コースでは、第4科目群の「考古学実習Ⅰ～Ⅳ」のうちから1科目以上を必修とし※、それを含む3科目群にわたり10単位以上を修得するものとする。

※「考古学実習」を修得しない場合は、教育委員会、およびその他の発掘調査機関等が行う調査において、発掘調査や出土品の整理に40日以上参加した学生は、これに替えることができる。

①種 別	2級考古調査士資格年度会費等	②種 別	2級考古調査士資格申請料
金額	5,000円	金額	25,000円
対象	2級考古調査士資格希望者	対象	2級考古調査士資格申請者
納入時期	1年次および2年次	納入時期	4年次申請時

(2020年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 形態	授業 期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
[ 第1科目群 ]											
LEH11010	考古学の基礎	L	半	2	2					2	社・地・学芸員
[ 第2科目群 ]											
LEH12201	考古学資料を読む1	L	半	2		2				2	
LEH12207	考古学資料を読む2	L	半	2		2				2	
[ 第3科目群 ]											
LEH13011	日本考古学A	L	半	2			2		2		
LEH13012	日本考古学B	L	半	2			2		2		
[ 第4科目群 ]											
LEH11215	考古学実習I	P	通	2		2				2	1科目以上必修 (2単位以上)
LEH12216	考古学実習II	P	通	2			2			2	
LEH13217	考古学実習III	P	通	2				2		2	
LEH14218	考古学実習IV	P	通	2					2	2	
[ 第5科目群 ]											
LEH13033	歴史遺産の保存	L	半	2			2		2		
LEH13034	歴史遺産の復元	L	半	2			2		2		
計				8	14	4	6	2	2	22	合わせて3科目群に わたり10単位以上を 修得する
								8			

## 4 測量士補の資格

測量法及び測量法施行令の定めるところにしたがい、本学部地理・環境コースの学生は、国土地理院の長が行う測量士補の試験に合格する必要なしに、測量士補の資格を取得することができる。

### ●測量士補となる資格

大学において文部科学大臣の認定を受けたものであって、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者（測量法第51条第1号）。

### ●測量士となる資格

大学において文部科学大臣の認定を受けたものであって、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し1年以上の実務の経験を有するもの（測量法第50条第1号）。

### ●測量に関する科目

本学部地理・環境コースにおいては下記のとおりである。

測量士補資格を取得する上での必修科目を全て履修・取得すること。また、履修を推奨する科目もできるだけ履修することが望ましい。

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEH12310	測量学1	L	半	2			2			2	
LEH13311	測量学2	L	半	2				2		2	
LEH12312	測量実習1	P	半	1			1			1	
LEH13313	測量実習2	P	半	1				1		1	
LEH13314	測量実習3	P	集	1				1		1	
LEH11039	地理学総論	L	半	2		2				2	
LEH11040	人文地理学入門	L	半	2		2				2	
LEH11041	自然地理学入門	L	半	2		2				2	
LEH12042	地域調査法	L	半	2			2			2	
LEH12043	自然環境調査法	L	半	2			2			2	
LEH12044	東京の自然環境	L	半	2			2			2	
LEH12045	地表環境の生い立ち	L	半	2			2			2	
LEH11081	地図学	L	半	2		2				2	
LEH11082	地形図判読法	L	半	2			2			2	
LEH11083	地図製作法	L	半	2			2			2	
LEH12084	空中写真判読	L	半	2				← 2 →		2	
LEH12088	環境リモートセンシング	L	半	2				← 2 →		2	
LEH12089	環境リモートセンシング応用	L	半	2				← 2 →		2	
LEH12090	地理情報システム入門	L	半	2			2			2	
LEH13091	地理情報システム	L	半	2				2		2	
LEH13092	地理情報システム応用	L	半	2				2		2	
LEH11301	地理学野外実習A	P	集	2		2				2	

必修科目

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数				備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
LEH12047	日本の水環境	L	半		2		←	2	→	2
LEH12048	沖縄の自然環境	L	半		2		←	2	→	2
LEH13051	第四紀の自然史	L	半		2			2		2
LEH11074	日本の地誌	L	半		2	2				2
LEH12085	環境データ分析法	L	半		2		←	2	→	2
LEH13086	社会調査とデータ分析法	L	半		2			2		2
LEH13087	計量地理学	L	半		2			2		2
計				41	14	10	13	4		55
						6		10		
								12		

履修を推奨する科目

### 履修上の注意

- 測量実習2・3及び測量学2は、測量実習1及び測量学1の単位を修得済みでなければ履修できない。
- 測量実習2は実習開始時（3年次4月）に器材整備などの諸経費として10,000円を徴収する。卒業後測量士補に、または測量士補はとらずに1年以上の実務の経験を経たのち測量士になるには登録の手続きが必要である。

### 登録の手続き

- 測量士及び測量士補の登録

測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。（測量法第49条）

- 登録料

登録免許税が必要となる。詳細は国土地理院のホームページ等で確認のこと。

## 5 GIS 学術士の資格

本学部地理・環境コースの学生は、（公社）日本地理学会の認定により「GIS 学術士」の資格を取得することができる。

### 1. 「GIS 学術士」の定義

「GIS 学術士」とは、GIS の学術を保有する者として、（公社）日本地理学会から認定を受けた者をいう。「GIS」とは、地理情報科学および地理情報システムを指し、「GIS」の学術とは地理情報をコンピュータで系統的に取得・構築、管理、分析、総合、表示・伝達することに係わる学術をいう。「地理情報」とは、地理的な位置や範囲と属性情報が対になっている情報をいう（GIS 学術士資格認定規程第2条）。

### 2. 資格認定のための修得科目とその基準

本学部地理・環境コースにおいては下記のとおりである。

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 形態	授業 期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
[ A群 ]											
LAI01003	情報処理 A	L	半		2	2				2	
LAI01004	情報処理 B	L	半		2	2				2	
LEH12085	環境データ分析法	L	半		2		←	2	→	2	
[ B群 ]											
LEH13091	地理情報システム	L	半	2				2		2	
[ C群 ]											
LEH12090	地理情報システム入門	L	半	2			2			2	社・地
LEH13092	地理情報システム応用	L	半	2				2		2	
[ D群 ]											
LEH14308	地理学演習 3	S	半	1					1	1	
LEH14309	地理学演習 4	S	半	1					1	1	
LEH14001	卒業論文	卒	-	8					8	8	
計						16	6	4	4	22	
								2	10		
								←	2	→	

### 履修上の注意

【A群】【B群】からはそれぞれ1科目、【C群】からは2科目、【D群】からは3科目を修得しなければならない。

### 3. 「GIS 学術士（見込み）」の認定

在学中に「GIS 学術士（見込み）」の認定を受けることができる。そのためには、

- ①大学在籍期間が3年以上であること。
- ②科目群【A】、【B】、【C】に対応した科目的単位を申請時までに、2科目以上修得していること。
- ③②の単位修得済み科目と今年度履修中の科目的合計が3科目以上であることが必要である。  
(GIS 学術士資格認定細則別表1の3)

### 4. 資格認定の申請

資格の認定を受けようとするものは、所定の申請書に必要事項を記載し、科目を修得したことを証明する成績証明書および大学卒業証明書と審査料を添えて、(公社)日本地理学会に提出する。

なお、資格認定（見込み証明の発行を含む）には認定手数料が必要となる。その額は申請時に(公社)日本地理学会のホームページで確認のこと。

## 6 地域調査士の資格

本学部地理・環境コースの学生は、(公社)日本地理学会の認定により「地域調査士」の資格を取得することができる。

### 1. 「地域調査士」の定義

「地域調査」とは、地域の特性の科学的な調査、分析、究明、解説、広報等を行う業務のことといい、「地域調査士」とは、地域調査に関して高度な知識及び実務能力を有する者であって、(公社)日本地理学会から認定を受けた者をいう（地域調査士認定規程第2条）。

### 2. 資格認定のための修得科目とその基準

本学部地理・環境コースにおいては下記のとおりである。

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	授業期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	計	
LEH11039	地理学総論 +	L	半	2	+	2				4	必修
LEH11040	人文地理学入門	L	半	2	2						
LEH11074	日本の地誌	L	半	2	2					2	1科目選択必修
LEH11075	日本の景観と社会	L	半	2	2					2	
LEH11041	自然地理学入門	L	半	2	2					2	
LEH12045	地表環境の生い立ち	L	半	2		2				2	
LEH13050	地域の気候と災害 +	L	半	2				2			
LEH13049	グローバルな気候環境	L	半	2				+	4	1科目選択必修 社・地	
LEH12047	日本の水環境	L	半	2		←	2	→	2		
LEH13086	社会調査とデータ分析法 +	L	半	2				2			
LEH13087	計量地理学	L	半	2				+	4	1科目選択必修	
LEH12085	環境データ分析法	L	半	2		←	2	→	2		
LEH11081	地図学	L	半	2	2					2	
LEH11083	地図製作法	L	半	2	2					2	1科目選択必修
LEH12310	測量学1	L	半	2		2				2	
LEH13311	測量学2	L	半	2				2		2	
LEH13091	地理情報システム	L	半	2				2		2	
LEH13303	地理学野外実習C	P	集	2				2		2	必修
LEH14001	卒業論文	卒	-	8					8	8	必修
計				14	30	8	4	4	8	44	
						6		10			
						←	4	→			

授業科目欄のうち「+」で結ばれている科目は、その2科目（4単位）の両方を履修することで、必修または選択必修科目として1科目履修したと認定される。

### 3. 講習

資格の認定を受けようとする者は、(公社)日本地理学会が実施する、地域調査士としての基本的な素養及び自覚を具備させるために必要な講習を受講しなければならない。講習の実施時期・場所等については、(公社)日本地理学会のホームページを参照のこと。講習会は、毎年春と秋に開催されるので、どちらかを受講すること。

### 4. 資格認定の申請

資格の認定を受けようとするものは、上記3の講習を修了したのち、所定の申請書に必要事項を記載し、科目を修得したことを証明する資料とともに(公財)日本地理学会に提出する(地域調査士認定規定第8条)。

なお、資格認定(下記の見込み証明書の発行を含む)には認定手数料が必要となる。その額は申請時に(公社)日本地理学会のホームページで確認のこと。

### 5. 地域調査士認定見込み書の発行

大学に2年を超えて在籍する者であって、上記3の講習を修了し、大学において上記の修得科目のうち、「地理学野外実習C」および「卒業論文」以外の科目をすべて履修し、「地理学野外実習C」と「卒業論文」を履修中である者は、在学中に「地域調査士(見込み)」の認定を受けることができる。詳しくは(公社)日本地理学会のホームページを参照のこと。

## 7 図書館司書・学校司書・学校図書館司書教諭の資格

### 図書館司書

図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員を司書という。(図書館法第4条) 司書となる資格を得るには、大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものとされている。(図書館法第5条)

本学では、司書資格取得のためには、下表の必修科目とおり、必修科目14科目24単位、選択科目3科目より1科目以上選択必修である。

■図書館司書資格科目配当表

(2020年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 形態	授業 期別	必修	選択	年次及び単位数					備考
						1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
LEX11601	図書館概論	L	半	2		2				2	社教主事
LEX12601	情報サービス論	L	半	2			2			2	学校司書
LEX13601	情報サービス演習(1)	S	半	1				1		1	学校司書
LEX13602	情報サービス演習(2)	S	半	1				1		1	学校司書
LEX13603	情報資源組織演習(分類)	S	半	1				1		1	学校司書
LEX13604	情報資源組織演習(目録)	S	半	1				1		1	学校司書
LEX13605	図書館情報資源特論	L	半	2				2		2	
LEX12602	図書・図書館史	L	半		2		2			2	1科目以上
LEX13606	図書館基礎特論	L	半		2			2		2	選択必修
LEX13607	図書館サービス特論	L	半		2			2		2	
LEX11602	生涯学習概論A	L	半	2		2				2	社教主事・学芸員
LEX12603	児童サービス論	L	半	2			2			2	
LEX12604	図書館制度・経営論	L	半	2			2			2	
LEX12605	図書館サービス概論	L	半	2			2			2	
LEX12606	図書館情報資源概論	L	半	2			2			2	学校司書
LEX12607	情報資源組織論	L	半	2			2			2	学校司書
LEX12608	図書館情報技術論	L	半	2			2			2	学校司書
計				24	6	4	16	10		30	

## 学校司書

学校図書館法に基づき、学校の図書館において専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めるようになっていて、この職員を「学校司書」という。(学校図書館法第6条)

本学では、学校司書資格取得のためには、下表の科目配当表のとおり、必修科目14科目24単位、選択必修科目2科目2単位の修得が必要である。

■学校司書資格科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業形態	必修	選択	年次及び単位数					備考
					1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計	
TEL12001	学校経営と学校図書館	L 半	2			2			2	司書教諭
LEX12608	図書館情報技術論	L 半	2		2				2	司書
LEX12606	図書館情報資源概論	L 半	2		2				2	司書
LEX12607	情報資源組織論	L 半	2		2				2	司書
LEX13603	情報資源組織演習(分類)	S 半	1			1			1	司書
LEX13604	情報資源組織演習(目録)	S 半	1			1			1	司書
LEX12605	学校図書館サービス論	L 半	2			2			2	
LEX12601	情報サービス論	L 半	2		2				2	司書
LEX13601	情報サービス演習(1)	S 半	1			1			1	司書
LEX13602	情報サービス演習(2)	S 半	1			1			1	司書
LEE11601	教育基礎論	L 半	2	2					2	職
LEE12151	教育心理学	L 半	2		2				2	職
TEA03005	特別支援教育概論	L 半		2		2			2	1科目選択必修 職
LEE13600	特別支援教育概論(幼・小)				2		2		2	職
LEE13154	教育課程論	L 半		2		2			2	1科目選択必修 職
LEE11602	教育課程論(小)	L 半		2		2			2	
TEL12003	学習指導と学校図書館	L 半	2			2			2	司書教諭
TEL12004	読書と豊かな人間性	L 半	2			2			2	司書教諭
計			24	8	2	10	14		32	
						6				

## 学校図書館司書教諭

学校図書館法に基づき、学校の図書館において専門的職務をつかさどる教諭に要求されている資格である。(学校図書館法第5条)

上記のとおり、学校司書教諭資格を希望するものは、同時に教職課程を履修しなければならない。他に下表の必修科目5科目を修得することが必要である。(教職履修課程要項参照)

■学校図書館司書教諭資格科目配当表

(2019年度以降入学生に適用)

科目 ナンバー	授業科目	授業 形態	授業 期別	必 修	選 択	年次及び単位数				備考
						1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	
TEL02001	学校経営と学校図書館	L	半	2			2		2	学校司書
TEL02002	学校図書館メディアの構成	L	半	2			2		2	
TEL02003	学習指導と学校図書館	L	半	2			2		2	学校司書
TEL02004	読書と豊かな人間性	L	半	2			2		2	学校司書
TEL02005	情報メディアの活用	L	半	2			2		2	
計				10			10		10	

注1 専門科目、または教職課程の教科に関する科目に配当されている該当科目を履修した者は、その科目をもって上記に替える。

- 2 学校図書館司書教諭の資格を得るには、教員免許状をあわせて取得することが必要である。
- 3 前記所定の単位を修得した者に対し、司書資格においては「司書となる資格に必要な単位を修得した」との修了書を卒業時に交付する。学校図書館司書教諭資格については、「学校図書館司書教諭の講習を修了した」との修了証書が交付（卒業時に教務課へ申請）される。(交付時期は、翌年度の3月頃)。
- 4 学校図書館司書教諭「修了証書」については、定められた申請料を納入しなければならない。

# III

## 学籍と学費

### ① 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学

1. 休学
2. 復学
3. 退学
4. 除籍
5. 復籍
6. 再入学

### ② 学費の納入

1. 振込依頼書の発送時期と納入内訳
2. 納入期限
3. 納入方法
4. 延納制度について

# 休学・復学・退学・除籍・復籍・再入学

学期は下記の通り定められている。

春期：4月1日から9月15日まで 秋期：9月16日から3月31日まで

※国土館大学学則第6条参照

## 1 休学

病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上にわたり欠席する場合は「休学」することができる。休学するためには「休学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。休学の期間は、当該学年のうち1年または学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。なお、休学期間は在学年数に含まれないため、半年または1年間休学すると卒業が半年以上遅れることになる。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

### 【休学時の学費と休学費】

休学期間	休学願の提出	前期学費等	後期学費等	休学費
年間	学期の開始から1ヶ月以内	免除	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	免除	20,000円
半期休学 春期	学期の開始から1ヶ月以内	免除	全額納入 (秋期復学の場合)	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入 (秋期復学の場合)	—
半期休学 秋期	学期の開始から1ヶ月以内	全額納入	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入	—

## 2 復学

休学していた者は、休学期間を満了する次の期に「復学」することができる。復学する場合には、休学期間満了前に「復学願」を教務課学部担当窓口に提出しなければならない。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

## 3 退学

病気その他理由により大学を辞めることを「退学」という。健康上の理由や経済的理由、進路変更などにより退学する場合には「退学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。なお、退学する場合でも、退学が許可された時期に応じて学費を納入しなければならない。学費が納入されていない場合は「除籍」となる。

退学願の提出	学費等の納入
春期開始後 1 ヶ月以内	全額免除 (新入生・再入学生・復籍者及び当該年度に編転入学・転部等した者を除く)
春期開始後 1 ヶ月以降から 秋期開始後 1 ヶ月以内	後期学費等は免除 (前期学費は納入)
秋期開始後 1 ヶ月以降	全額納入

学生が本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をした時は、懲戒処分として退学せられることがある。

※国士館大学学則第 19 条・第 73 条、国士館大学学籍管理規程第 8 条、国士館大学納入金規程第 8 条・第 9 条参照

## 4 除籍

下記に該当する場合は、「除籍」となり学籍を失うことになる。

- ①在学年限が 8 年を超えた者
- ②休学期間を超えた者
- ③正当な理由がなく、無届で 3 月以上連続して欠席した者
- ④正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者

※国士館大学学則第 20 条、国士館大学学籍管理規程第 9 条参照

## 5 復籍

除籍（上記 4 の①及び②の場合を除き）された者が復籍を願い出る場合は、除籍された日から 2 ヶ月以内に未納学費を納入のうえで「復籍願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長から許可された者は復籍が認められる。

なお、除籍後 2 ヶ月以上経過した学生の願い出については、再入学の取扱いとなり、学長の許可を得なければならない。

※国士館大学学則第 20 条、国士館大学学籍管理規程第 8 条・第 9 条、国士館大学納入金規程第 11 条参照

## 6 再入学

退学・除籍となった者が、再入学を希望する場合は、学年が始まる 2 ヶ月前までに「再入学願」を教務課学部担当窓口に提出し、選考の上、学長の許可を得なければならない。(ただし、退学の理由や修学の意思等を審議するため、必ず認められるとは限らない。)

再入学が認められた場合は、指定された期日までに再入学する年度の入学金及び学費を納入するものとする。また、これまでに修得した単位は有効であり、退学・除籍時の学年に戻ることができる。(ただし、単位は一部認められない場合もある。)

※国士館大学学則第 19 条、国士館大学学籍管理規程第 8 条、国士館大学納入金規程第 8 条、第 9 条参照

# 2

## 学費の納入

### 1 振込依頼書の発送時期と納入内訳

	1回目		2回目	
	発送時期	内容	発送時期	内容
新入生 (転部・再入学含む)	合格通知と一緒に送付	入学金 年間分 前期分 (入学金と年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に入学金と前期分を納入された方を対象)	後期分
在学生	3月末～4月上旬	年間分 前期分 (年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に前期分を納入された方を対象)	後期分

### 2 納入期限

	1回目（年間分または前期分）	2回目（後期分）
新入生 (転部・再入学含む)	手続き締切日まで (「入学手続の手引」に記載)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)
在学生	5月1日 (延納制度を利用した場合 7月1日)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)

\*納入期限が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日までに手続きをすること。

2020年度 文学部請求学費明細表（一般生）

コース	学年	前期学費							
		入学金	授業料	施設設備費	教材費	実験実習費	諸費	教育後援会費 (代理徴収)	前期計
初等教育	1	240,000	391,000	136,000	5,000	25,000	7,890	10,000	814,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	573,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	574,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	585,390
地理・環境	1	240,000	391,000	136,000	5,000	20,000	7,890	10,000	809,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	568,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	569,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390
その他	1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	7,890	10,000	789,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	548,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	549,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390

### 3 納入方法

大学所定の「振込依頼書」を使用して金融機関窓口から電信扱いで納入する。

※現金書留等による送金や、大学窓口での現金納入はできない。

ATM・インターネットバンキングを利用する場合は、「振込依頼書」左側中央部の太枠内に記載されている(1)識別番号および(2)学生氏名を振込依頼人名に必ず入力すること。払出口座の名義のみで振り込まれた場合、学生個人を特定できず未納扱いの原因となるので注意すること。  
 ※(1)識別番号は、振込依頼書に記載されている7で始まる10桁の数字を指す。入力の際は注意すること。  
 ※領収書が発行されないため、ATMを利用された場合はATM利用控え、インターネットバンキングの場合は、振込手続き完了画面等を印刷し保管すること。

### 4 延納制度について

学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等で納入期限までに納入できない場合は、延納制度を利用すると納入期限を2ヶ月延ばすことができる。(ただし、新入生(転部・再入学含む)の前期分学費は対象とならない。)

#### ○延納の手続方法

各期の納入期限までに「学費延納願」を学生・納入者の連名・押印の上、教務課学部担当窓口へ提出すること。「学費延納願」の用紙は、学生本人が教務課学部担当窓口に請求、または大学ホームページからダウンロードする。

※各期の納入期限を過ぎた場合、延納は認められない。

※前に延納願を提出している場合でも、後期分の延納を希望する場合は、後期分の延納願を改めて提出すること。

※延納が認められた場合、納入期限を延長した振込依頼書を、前期分は6月中旬頃、後期分は11月中旬頃に教務課から再送する。

後期学費					年間学費計 教育後援会費含
授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計	
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,351,940
402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,108,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,110,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,132,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,346,940
402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,103,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,105,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,326,940
402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,083,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,085,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940

※転部・編転入は転部・編転入後の学部専攻・学年の学費を適用する。

※転部の場合、入学金は請求しない。

※編転入の場合の入学金は「240,000円」とする。

※再入学の場合の入学金は「240,000円」とする。

※協定編入生は協定書に基づき請求する。

※前期請求額は、代理徴収の国士館大学教育後援会費(年額「10,000円」)を加える金額となる。



# IV

## 学則及び諸規程

- 1 国士館大学学則**
  - 2 国士館大学学籍管理規程**
  - 3 国士館大学学籍管理規程施行細則**
  - 4 国士館大学科目等履修生規程**
  - 5 国士館大学聴講生規程**
  - 6 国士館大学研究生規程**
  - 7 国士館大学納入金規程**
  - 8 諸資格取得のための受講料等に関する内規**
  - 9 公欠に関する取扱要領**
  - 10 自然災害等に対する  
全学的休講措置の申し合わせ**
- 
- II 国士館におけるキャンパス・ハラスメント  
防止等に関する規程**

# 國士館大學學則

## 目 次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 通則（第5条～第39条）

第1節 学年・学期及び休業日（第5条～第7条）

第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等（第8条～第20条）

第3節 入学検定料及び入学金等（第21条～第24条）

第4節 教職員組織（第25条～第29条）

第5節 教授会、学部長会及び委員会（第30条～第36条）

第6節 附属施設等（第37条・第38条）

第7節 附置研究所等（第39条）

第3章 学部（第40条～第75条）

第1節 修業年限及び授業科目（第40条・第41条）

第2節 履修方法、試験及び単位認定（第42条～第51条）

第3節 卒業及び学位（第52条・第53条）

第4節 教科・教職に関する科目（第54条～第56条）

第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生（第57条～第68条）

第6節 外国人留学生及び交換留学生（第69条～第70条）

第7節 公開講座（第71条）

第8節 賞罰（第72条・第73条）

第9節 奨学制度（第74条）

第10節 学生寮（第75条）

第4章 雜則（第76条）

附 則

# 第1章 総則

## ■目的

第1条 国士館大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を鍛磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

## ■自己点検・評価

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び、運営等については別に定める。

## ■組織

第2条 本大学に次の大学院研究科、学部及び学科を置く。

### 大学院

- 政治学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- スポーツ・システム研究科
- 救急システム研究科
- 工学研究科
- 法学研究科
- 総合知的財産法学研究科
- 人文科学研究科
- グローバルアジア研究科

### 政経学部

- 政治行政学科
- 経済学科

### 体育学部

- 体育学科
- 武道学科
- スポーツ医科学科
- こどもスポーツ教育学科

### 理工学部

- 理工学科

## 法学部

- 法律学科
- 現代ビジネス法学科

## 文学部

- 教育学科
- 史学地理学科
- 文学科

## 21世紀アジア学部

- 21世紀アジア学科

## 経営学部

- 経営学科

## ■大学院の規定

第3条 大学院については、別に定める。

## ■学生定員

第4条 各学部における学科等の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員(人)	3年次編入学定員(人)	収容定員(人)
政経学部	政治行政学科	175	—	700
	経済学科	360	—	1,440
体育学部	体育学科	220	—	880
	武道学科	90	—	360
理工学部	スポーツ医科学科	150	15	630
	こどもスポーツ教育学科	80	—	320
法学部	理工学科	335	—	1,340
文学部	法律学科	200	—	800
	現代ビジネス法学科	200	—	800
21世紀アジア学部	教育学科	80	—	480
	初等教育課程	40	—	
経営学部	史学地理学科	170	—	680
	文学科	100	—	400
計		2,820	15	11,310

## 第2章 通 則

### 第1節 学年・学期及び休業日

#### ■学 年

第5条 春期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋期入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

#### ■学 期

第6条 学年は、次の2期に分ける。

春 期 4月1日から9月15日まで

秋 期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の期日は、必要に応じ、変更することができる。

#### ■休業日

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 11月4日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の休業期間及び期日は、授業又は行事等の都合により、変更することができる。

3 第1項に定める休業日のほか、必要に応じ、臨時に休業日を設けることができる。

### 第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等

#### ■入学時期

第8条 本大学の入学は、第6条に規定する各期の始めとする。

#### ■入学資格

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3)外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)文部科学大臣の指定した者

(7)高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8)その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### ■選考の方法

第10条 前条による入学志願者について、教授会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

#### ■編入学・転入学

第11条 次の各号の一に該当する者で、本大学へ編入学又は転入学を志願する者について、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に相当年次への編入学又は転入学を許可するものとする。

(1)大学を卒業した者又は退学した者

(2)短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了若しくは卒業した者

(4)学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることの他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(5)学校教育法第58条の2に定める高等学校

の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

- 2 他の大学に在籍する者が、本大学に転入学を希望するときは、その大学の承認を得なければならない。

- 3 選考の方法は、別に定める。

## ■入学手続

第12条 合格通知を受け入学を希望する者は、指定期日までに、本大学所定の書類を提出し、かつ、第22条に定める入学金及び学費（以下「入学金等」という。）を納入しなければならない。

- 2 指定の期日までに手続を完了しないときは、入学を許可しない。

## ■保証人

第13条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

- 2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。
- 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 保証人を変更するときは、速やかに届出なければならない。

## ■他大学への入学等

第14条 学生が他大学へ入学又は転入学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

## ■転学部・転学科

第15条 学生が転学部、転学科を志望するときは、春期の始めに限り、学部で選考の上、学長が許可するものとする。

## ■外国留学

第16条 学生が外国の大学又は短期大学に留学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 外国の大学及び短期大学において修学する期

間は、原則として1年とする。

- 3 留学の許可を得た者が、留学した大学又は短期大学において修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる。
- 4 学生の外国留学については、前3項によるほか、必要な事項は別に定める。

## ■欠席届

第17条 学生が病気その他やむを得ない理由のため欠席するときは、理由を付して、届出るものとする。

- 2 欠席が7日以上にわたるときは、理由を付して、保証人と連署の上、届出るものとする。

## ■休学及び復学

第18条 学生が病気その他やむを得ない理由のため1月以上にわたり欠席する場合は、許可を得て休学することができる。

- 2 休学しようとするときは、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。また、休学は通算8回を超えることができない。
- 4 休学は、その学年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引き続き1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期まで延長することができる。
- 5 復学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
- 6 復学の手続については、第2項の規定を準用する。

## ■退学及び再入学

第19条 学生が病気その他の理由により退学しようとするときは、保証人と連署の上、理由を付して退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定によって退学した者が、再入学を願い出たときは、学長の許可を得なければならない。
- 3 第73条第2項の規定によって退学処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められる場合に限り、学長が再入学を許可するものとする。
- 4 再入学の時期は、第6条に規定する各期の始

- めとする。
- 5 再入学の手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

### ■除籍及び復籍

- 第20条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。
- (1) 第41条に規定する在学年限を超えた者
  - (2) 第18条第4項に規定する休学期間を超えた者
  - (3) 正当な理由がなく、無届で3月以上連続して欠席した者
  - (4) 正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者
- 2 除籍の場合は、保証人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により除籍された者が、復籍を願い出たときは、第1号及び第2号の場合を除き事情を調査の上、学長が復籍を許可するものとする。
- 4 復籍の手続については、別に定める。

ては、特別な場合に限り返還することができる。

### 第4節 教職員組織

#### ■学長

- 第25条 本大学に、学長を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

#### ■副学長

- 第26条 本大学に、副学長を置くことができる。
- 2 副学長は、教学全般について学長を補佐する。
  - 3 副学長の選任等については、別に定める。

#### ■学部長等

- 第27条 各学部に学部長を置く。

#### ■教員

- 第28条 本大学に教授、准教授及び講師を置く。
- 2 本大学に助教を置くことができる。
  - 3 本大学に別に定めるところにより、特任教授を置くことができる。
  - 4 本大学に別に定めるところにより、客員教授を置くことができる。

#### ■名誉教授

- 第28条の2 本大学に、多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

#### ■職員

- 第29条 本大学に事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

### 第5節 教授会、学部長会及び委員会

#### ■教授会の構成

- 第30条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授をもって構成する。ただし、必要と認められる場合は、准教授及び専任講師を加えることができる。
- 2 学長及び副学長は、教授会に出席することができる。

### ■入学検定料及び入学金等

#### ■入学検定料

- 第21条 本大学に入学を志望する者は、別表第12に定める入学検定料を納入しなければならない。

#### ■納入金

- 第22条 納入金とは、別表第13から別表第16に定める入学金等及び別に定める諸費をいう。
- 2 納入金は、別に定めるところにより、所定期日までに納入しなければならない。
  - 3 高学年学生（5年次生以上）の学費は、別に定めるところにより、減免する。

#### ■納入金の改定

- 第23条 納入金の改定が行われた場合、在学生には適用しないものとする。ただし、諸費については、特別の事情があるときは、在学生にも適用することができる。

#### ■入学検定料及び入学金等の返還

- 第24条 既に納入した入学検定料及び入学金は返還しない。ただし、学費及び諸費等につい

## ■教授会の招集

- 第31条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。
- 学部長等は、所属教授会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して教授会の開催を求められた場合には、教授会を招集しなければならない。

## ■教授会の成立及び議決

- 第32条 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数による。

## ■教授会の検討事項

- 第33条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2)学位の授与
  - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。
- 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

## ■学部長会

- 第34条 本大学に、学部長会を置く。
- 学部長会は、学長、副学長、各学部長をもって構成し、2学部以上にわたる教学に関する共通事項について協議し、各学部等相互の意見の調整をはかるものとする。
  - 学部長会の運営については、別に定める。

## ■委員会

- 第35条 本大学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

## ■応急措置

- 第36条 学長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、教学に関して臨機の措置をとることができる。このときは、速やかに教授会に報告するものとする。

## 第6節 附属施設等

- 第37条 削除

## ■国際交流センター

- 第37条の2 本大学に、国際交流センターを置く。
- 国際交流センターについては、別に定める。

## ■図書館・情報メディアセンター

- 第37条の3 本大学に、図書館・情報メディアセンターを置く。

- 図書館・情報メディアセンターについては、別に定める。

## ■健康管理室

- 第38条 本大学に、健康管理室を設け、教職員及び学生の保健管理に関する業務のほか、健康増進に関する指導を行う。

- 健康管理室の運営については、別に定める。

## 第7節 附置研究所等

### ■附置研究所及び附属研究施設等

- 第39条 本大学に、イラク古代文化研究所、武道・德育研究所及び防災・救急救助総合研究所を附置する。

- 前項に規定するもののほか本大学の学部に、必要に応じて附属研究施設及び学会を置くことができる。
- 第1項に規定された附置研究所及び第2項に示す附属研究施設等については、別に定める。

- 第39条の2 削除

- 第39条の3 削除

## ■生涯学習センター

- 第39条の4 本大学に、生涯学習センターを置く。
- 生涯学習センターについては、別に定める。

## ■ウエルネス・リサーチセンター

- 第39条の5 本大学に、ウエルネス・リサーチセンターを置く。

- ウエルネス・リサーチセンターについては、別に定める。

## 第3章 学部

### 第1節 教育課程の教育研究上の目的、授業科目及び修業年限・在学年限

#### ■教育研究上の目的・授業科目

第40条 本大学が設置する学部等の教育研究上の目的並びに学部において開設する授業科目、単位数及び開設年次等は、次のとおりとする。

- (1)政経学部は、別表第1
  - (2)体育学部は、別表第2
  - (3)理工学部は、別表第3
  - (4)法学部は、別表第4
  - (5)文学部は、別表第5
  - (6)21世紀アジア学部は、別表第6
  - (7)経営学部は、別表第7
- 2 授業科目について、特別の事情があるときは、学部の定めるところにより他学部又は他学科に属する科目をもって充てることができる。
- 3 第1項の別表第1から同第7に定める授業科目のほか、必要に応じて特別講義、演習又は随意科目を開設することができる。

#### ■修業年限・在学年限

第41条 学部の修業年限（修業期間）は、4年（8期）とする。ただし、8年（16期）を超えて在学することはできない。

- 2 編入学及び転入学した者は、当該修業年限（修業期間）の2倍に相当する年数（期数）を超えて在学することはできない。
- 3 再入学した者は、再入学以前の在学年数（在学期数）を加えて8年（16期）を超えることはできない。

### 第2節 履修方法、試験及び単位認定

#### ■履修要領

第42条 第40条に定める各授業科目の履修要領及び卒業所要単位は、別表第8に定めるとおりとする。

- 2 学生が、第40条第2項のほかに科目の履修を希望するときは、当該学部に申し出て承認を得た後履修することができ、修得した単位は卒業所要単位に算入することができる。

#### ■他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第43条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、本大学の学生の当該大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。また、当該大学又は短期大学の学生を本大学において特別聽講生として履修させることができる。

- 2 本大学の学生が前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

#### ■大学以外の教育施設等における学修

第43条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第16条第3項及び前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### ■外国で教育を受けた学生に対する履修の特例

第44条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育を受けた者の教育について必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができる。

#### ■教員免許状及び諸資格

第45条 教育職員の免許状を得ようとする者の履修要領は、第54条、第55条及び第56条による。

- 2 司書、司書教諭、学校司書博物館学芸員及び社会教育主事補の資格を得ようとする者は、それぞれ別表第9及び第9の2に定める科目の単位を修得しなければならない。
- 3 測量土補の資格を得ようとする者は、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

#### ■履修届

第46条 学生は、春期の始めに、当該学年に履

修する科目を選定して届出なければならない。ただし、第6条に規定する秋期の始めとすることができる。

### ■単位の基準

第47条 各授業科目的単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2)演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とし、外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3)実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

### ■多様なマルチメディアによる授業の方法

第47条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

### ■試験

第48条 履修した授業科目については、定期に試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

- 2 やむを得ない理由によって定期の試験を受けなかった者については、教授会の承認を得て、追試験を受けることができる。
- 3 納入金未納の者は、試験を受けることができない。

### ■成績評価

第49条 各授業科目は、成績によって合格、不

合格を決める。

- 2 成績評価は、優、良、可及び不可と表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。また、単位認定を認と表記することができる。
- 3 評価基準は100点を満点とし、80点から100点を優、70点から79点を良、60点から69点を可とし、59点以下は不可とする。
- 4 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

### ■単位認定及び再履修

第50条 各授業科目的試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の3分の2以上の出席がなければならない。

- 2 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければ受験することができない。

### ■入学前の既修得単位等の認定

第51条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業し、あるいは中途退学して新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の学生が本大学に入学する前に行った第43条の2第1項に規定する学修を本大学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第16条第3項及び第43条第2項並びに第43条の2第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第3節 卒業及び学位

### ■卒業

第52条 本大学に4年(8期)以上在学して、所定の授業科目を履修し、定められた単位数を修得した者は、卒業とする。

2 卒業の時期は、第6条に規定する各期の終りとする。

### ■学位

第53条 本大学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

#### 政経学部

政治行政学科 学士(政治学)

経済学科 学士(経済学)

#### 体育学部

体育学科 学士(体育学)

武道学科 学士(武道学)

#### スポーツ医科学科

学士(スポーツ医科学)

#### こどもスポーツ教育学科

学士(体育学)

#### 理工学部

理工学科 学士(工学)、

学士(理学)

#### 法学部

法律学科 学士(法学)

現代ビジネス法学科

学士(法学)

#### 文学部

教育学科 学士(文学)

史学地理学科 学士(文学)

文学科 学士(文学)

#### 21世紀アジア学部

21世紀アジア学科

学士(アジア学)

#### 経営学部

経営学科 学士(経営学)

状の種類及び各免許教科は、別表第10のとおりとする。

### ■教職科目の履修

第55条 前条第2項に示す教員免許状を得ようとする者は、所属する学部、学科において開設する教員免許状の取得に必要な授業科目について、本大学で定める所定の単位を修得しなければならない。

### ■教職科目の配当

第56条 本大学で開設する教科及び教職に関する科目のうち教職に関する科目は、別表第11のとおりとする。

## 第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生

### ■科目等履修生の入学

第57条 本大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)が本大学に開設された授業科目について、受講を願い出たときは、当該学部で選考の上、正規の課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が入学を許可するものとする。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

### ■科目等履修生の単位の認定

第58条 科目等履修生が、履修科目の受講を修了し所定の試験に合格(試験によらない場合の成果の評価を含む。)したときは、その科目の単位を認定し、単位認定書を授与する。

### ■科目等履修生の在学年限

第59条 科目等履修生として在学した年限は、正規の課程の在学年限(在学期限)に算入することはできない。

### ■科目等履修生の教免申請

第60条 学部を卒業して科目等履修生となった者が、第55条に規定する単位を修得した場合は、教員免許状を申請することができる。

## 第4節 教科・教職に関する科目

### ■教職科目の設置

第54条 本大学各学部、学科に、教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 課程の認定を受けた学部、学科における免許

## ■科目等履修生の規定の準用

第 61 条 科目等履修生に関して、第 57 条から前条までに規定した以外の事項で、科目等履修生に関して必要な事項は、当該学部の正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

## ■聴講生

第 61 条の 2 本大学で開講している授業科目の聴講を希望する者（以下「聴講生」という。）があるときは、当該学部で選考の上、正規課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が聴講を許可するものとする。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

## ■研究生の入学

第 62 条 本大学で特定の課題について研究をすめようと希望する者があるときは、当該学部で選考の上、正規の学生の学修を妨げない範囲において、学長が研究生として入学を許可するものとする。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

## ■研究生の聴講

第 63 条 研究生は、指導教授の承認を得て、学部の講義、演習及び実験等を聴講することができる。

## ■研究証明

第 64 条 研究生として相当の成績をおさめた者には、研究証明書を与える。

## ■研究期間

第 65 条 研究生の研究期間は、1 年もしくは第 6 条に規定する春期又は秋期とする。ただし、事情によって期間の延長を願い出ができる。

## ■研究生の規定の準用

第 66 条 第 62 条から第 65 条までの規定及び研究生に関する他の規定以外の事項で、研究生に関して必要な事項は、当該学部の正規の学生に適用する規定を準用する。

## ■委託学生の入学

第 67 条 委託学生とは、官公庁その他の団体等

の委託に基づき、第 10 条の規定によらないで、本大学において学修を許可された学生をいう。

2 委託学生として入学を希望する者に対しては、正規の学生の学修を妨げない範囲で、当該学部で選考の上、学長が許可するものとする。

## ■委託学生の取扱

第 68 条 前条の規定による委託学生で、正規の課程の履修を希望する者は、第 9 条の規定による入学資格を有するものでなければならない。この場合の履修要領及び卒業等については、正規の課程の学生に適用する規定による。

2 前条の規定による委託学生で、科目等履修生として入学を希望する者は、第 57 条から第 61 条までの規定を準用する。ただし、第 57 条に定める入学資格のない者であっても、科目等履修生として入学を許可することができる。

## 第 6 節 外国人留学生及び交換留学生

### ■外国人留学生の入学

第 69 条 外国人留学生で本大学に入学を志願する者に対しては、選考の上、所定の手続を経た者に入学を許可する。

### ■交換留学生

第 69 条の 2 本大学は、本大学との協定に基づき、外国の大学又は短期大学の学生が本大学の授業科目を履修する場合は、交換留学生として受け入れることができる。

2 交換留学生について、必要な事項は別に定める。

### ■外国人留学生の取扱

第 70 条 外国人留学生で、前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第 9 条による入学資格を有するものでなければならない。

2 前項に定める外国人留学生の履修要領及び卒業等については、正規の学生に適用する規定による。  
3 外国人留学生の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

## 第7節 公開講座

### ■公開講座

第71条 本大学は、正規の授業科目以外に、必要に応じて特別の講座を設けて、一般に公開することができる。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

## 第8節 賞 罰

### ■表 彰

第72条 本大学の学生で、人物及び学業の優秀な者又は表彰に該当する行為のあった者は、学長が表彰する。

### ■懲 戒

第73条 学生が、本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をしたときは、その都度懲戒委員会を設けて審議し、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)性行不良で改善の見込がないと認められるもの

(2)学業を怠り、成業の見込がないと認められるもの

(3)正当な理由がなく、出席が常でないもの

(4)大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの

3 前項の規定によって停学又は退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

4 懲戒委員会の構成等については、別に定める。

## 第9節 奨学制度

### ■奨学制度

第74条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度については、別に定める。

## 第10節 学生寮

### ■学生寮

第75条 本大学に学生寮を置く。

2 学生寮については、別に定める。

## 第4章 雜 則

### ■雑 則

第76条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 本学則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

15 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

16 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

17 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

18 本学則は、平成2年4月1日から施行する。  
ただし、平成2年度から平成5年度において政経学部二部の総定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
政治学科	850	900	950	1,000
経済学科	650	700	750	800

19 本学則は、平成3年4月1日から施行する。  
ただし、平成3年度から平成11年度の間ににおける工学部及び法学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

工学部			法学部	
機械工学科	電気工学科	土木工学科	建築学科	法律学科
80	80	80	80	300

また、学則第 54 条、第 55 条及び第 56 条の規定は、平成 2 年度入学生から適用する。

- 20 本学則は、平成 3 年 9 月 18 日から施行する。  
ただし、第 53 条の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 20-2 平成 3 年 3 月以前の本学卒業生に対する学士の称号は、第 53 条の規定による学士の学位とみなす。
- 21 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、平成 4 年度から平成 11 年度の間ににおける政経学部一部、体育学部及び文学部の入学定員については、第 4 条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

政経学部一部	経済学科	300 人
	経営学科	250 人
体育学部	体育学科	300 人
文学部	教育学科 倫理学専攻	30 人
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 人 40 人 60 人
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 人 70 人

- 22 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、改正後の第 41 条 1 項と 3 項の別表第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 及び第 42 条 1 項、第 44 条、第 51 条の定めにかかわらず、平成 7 年 4 月 1 日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 26 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 28 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学

部の学科等の平成 12 年度から平成 16 年度間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	270	255	240	225
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の電気工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 3 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 13 年度から平成 16 年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150

	機械工学科	80	80	80	80	80
工学部	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	245	230	215	200
	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
文学部	史学地理学科 国史学専攻	70	70	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40	40	40
	地理学専攻	60	60	60	60	60
	文学科 中国文学専攻	30	30	30	30	30
	国語国文学専攻	70	70	70	70	70

4 学則第41条第3項第4号に定める別表第4 電気電子工学科の教職課程教科「情報」に関する科目については、在学生に対し適用し、履修学生の年次以下に開設している科目を履修することができる。

#### 附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 工学部の機械工学科、土木工学科、建築学科は、改正後の学則第2条、第4条、第41条第3項第4号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成14年度から平成16年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部一部	経済学科	240	220	200
	経営学科	190	170	150
体育学部	体育学科	180	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80
	都市システム工学科	80	80	80
	建築デザイン工学科	80	80	80

法学部	法律学科	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40
文学部	地理学専攻	60	60	60
	文学科 中国文学専攻	30	30	30
	国語国文学専攻	70	70	70

#### 附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 政経学部一部及び政経学部二部の各学科は、改正後の学則第2条、第4条、第41条第1項第1号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成15年度から平成16年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成15年度	平成16年度
政経学部	経済学科	240	220
	経営学科	230	210
体育学部	体育学科	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80
	電気電子工学科	80	80
	都市システム工学科	80	80
	建築デザイン工学科	80	80
法学部	法律学科	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30
	史学地理学科 国史学専攻	70	70
	東洋史学専攻	40	40
	地理学専攻	60	60
	文学科 中国文学専攻	30	30
	国語国文学専攻	70	70

**附 則**

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部の史学地理学科国史学専攻及び地理学専攻並びに文学科中国文学専攻及び国語国文学専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 5 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学部の現代ビジネス法学科昼間主コース及び夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科及び建築デザイン工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19

年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科昼間主コース・夜間主コース及び経済学科昼間主コース・夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 から同条同項第 5 号別表第 5 の「海外研修」に関する外国語科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「スポーツ法学」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部の経営学科は、改正後の第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 53 条及び第 54 条第 2 項別表 10 の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の教育学専攻及び日本文学・文化専攻の「教職中免（副免）社会、国語」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「キャリアアップ実践講座」については在学生に対しても適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「国際刑事司法と紛争処理」に関する科目については在学生に対し随意科目として適用し、開設科目を履修することができる。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「初等教育実習 3（事後指導を含む）」については、平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「教職実践演習（小・中・高）」については、平成 22 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「キャリアデザイン」、「キャリアデザイン I」、「キャリアデザイン II」、「キャリアデザイン III」、「法学特殊講義 I」、「法学特殊講義 II」、「法学特殊講義 III」、「インターンシップ」及び「ボランティア活動」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 42 条別表第 8 の法学部現代ビジネス法学科については、平成 25 年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「保健体育科教育論 I」については、平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「経営 TOEIC 英語 1」、「経営 TOEIC 英語 2」、「経営 TOEIC 英語 3」及び「経営 TOEIC 英語

4」については、平成 26 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。又、「経営学史 A」及び「経営学史 B」については平成 23 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。

- 4 学則第 56 条別表第 11 の「教職実践演習（小・中・高）」については、体育学部こどもスポーツ教育学科の平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部政治学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「脳神経外科学」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「コミュニケーション演習 I」、「コミュニケーション演習 II」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「寄附講座 I」、「寄附講座 II」、「寄附講座 III」、「寄附講座 IV」及び「寄附講座 V」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定（宅地建物取引士）」、「資格・検定（法学検定アドバンスト〈上級〉コース）」及び「資格・検定（法学検定スタンダード〈中級〉コース）」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 7 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の教育学科倫理学専攻専門科目「ギリシャ哲学研究」、「中世キリスト教哲学研究」、「英米哲学研究」、「フランス哲学研究」、「ドイツ哲学研究」、「日本思想研究」、「中国思想研究」、「インド思想研究」、「イスラム思想研究」及び「仏教思想研究」に付された備考は在学生に対し適用する。
- 8 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「特別

講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「特別講義Ⅲ」、「特別講義Ⅳ」、「特別講義Ⅴ」、「特別講義Ⅵ」、「特別講義Ⅶ」及び「特別講義Ⅷ」は平成25年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 文学部教育学科教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻、史学地理学科考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻、文学科中国語・中国文学専攻及び日本文学・文化専攻は、改正後の学則第2条、第4条、第40条第1項、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず平成29年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1の「経済特別講義VA」「経済特別講義VB」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる
- 3 学則第40条第1項第7号別表第7の「会計史A」「会計史B」「イノベーション論A」と「イノベーション論B」は平成28年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、「特別講義IX」及び「特別講義X」は平成26年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第2のスポーツ医科学科専門科目「救急処置実習B（病院内実習）」は平成28年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第1号別表第7の「ビジネス英語I」と「ビジネス英語II」は平成29年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条同項第7号別表第7の「ボランティア実践I」「ボランティア実践II」「ボランティア実践III」「ボランティア実践IV」に関する科目については在学生に対し適用し、本学が派遣を認めるボランティア活動（学部が独自で認めたものを含む）に参加した場合認定することができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「法学特殊講座I」「法学特殊講座II」「法学特殊講座III」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・検定（法学検定ベーシック＜基礎＞コース）」「資格・検定（ビジネス著作権検定初級）」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 5 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・検定（法学検定アドバンスト＜上級＞コース）」「資格・検定（法学検定スタンダード＜中級＞コース）」「資格・検定（ビジネス著作権検定上級）」「資格・検定（知的財産管理技能検定2級）」「資格・検定（知的財産管理技能検定3級）」の単位数は在学生に対し適用する。
- 6 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザインI」「キャリアデザインII」「キャリアデザインIII」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 7 平成30年度以前の入学生的学則第40条第1項第4号別表第4の「法研指導IA/IB～法研指導XIVA/XIVB」「寄附講座I～寄附講座V」は平成31年度より廃止とする。
- 8 平成30年度以前の入学生的学則第40条第1項第4号別表第4の「ボランティア活動」は平成31年度より廃止とする。
- 9 学則第45条第2項別表第9の司書資格取得のための科目は、平成29年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「アスリート実習3」、「アスリート実習4」は平成31年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第3号別表第3の「生徒・進路指導論」は平成31年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、備考欄の教職課程に関する内容は平成31年度入学生から適用する。
- 4 学則第40条第1項第5号別表第5の「書誌学」は平成31年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

# 2

# 國士館大學學籍管理規程

制定	平成4年1月16日
改正	平成5年4月1日 平成5年12月24日
	平成13年1月24日 平成14年3月13日
	平成14年12月11日 平成15年5月28日
	平成15年9月17日 平成17年7月28日
	平成18年3月15日 平成19年3月14日
	平成20年3月12日 平成22年3月17日
	平成23年2月23日 平成25年2月27日
	平成25年12月18日 平成27年1月28日
	平成28年1月27日 平成29年3月15日

## ■趣旨

第1条 この規程は、國士館大學（大學院を含む。以下「本学」という。）の学生の在学中における学籍の管理について必要な事項を定める。

## ■学籍管理の対象

第2条 この規程において学籍管理の対象項目は、次のとおりとする。

- (1)身上項目：氏名、生年月日、性別、国籍、本籍（都道府県名）、出身高校及び同卒業年月日、保証人（氏名、続柄、住所、電話番号）、学費納入者（氏名、住所、電話番号）、学生現住所（住所、電話番号）
  - (2)所属項目等：学生区分、学部、学科、専攻、学年、学籍番号
  - (3)異動項目：入学、編入学・転入学（以下「編・転入」という。）、転学部・転学科・転専攻（以下「転部等」という。）、休学、復学、除籍、復籍、入学辞退、退学、再入学、留学、進級、留年、卒業
- 2 学生は、身上項目について変更があった場合は、別に定める様式により、届出なければならない。

## ■入学等

第3条 本学の入学試験に合格した者で、國士館大學學則（以下「大學學則」という。）第12条第1項及び國士館大學大學院學則（以下

- 「大學院學則」という。）第13条に定める入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。
- 2 転部等試験に合格した者で、別に定める転部等手続を完了した者に対し、転部等を許可する。
- 3 学籍上の入学日及び転部日は、4月1日とする。ただし、秋期に入学した場合の入学日は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

## ■入学辞退

第4条 第3条第3項に定める入学日の前日までに入学辞退を申し出た場合は、入学辞退として取り扱う。ただし、入学日以降は退学として取り扱う。

## ■編・転入

第5条 編・転入できる年次は、2年次又は3年次生とする。

## ■転部等

第6条 転部等を志望する者は、1年次・2年次又は3年次修了（又は見込）者で、各学部の定める受験資格有効認定単位数を修得しているものとする。

## ■休学及び復学

第7条 休学を願い出る場合は、別に定める休学願を提出するものとする。この際、病気等による休学の場合は、次の書類等を添付しなければならない。

- (1)病気による休学の場合 医師の診断書
  - (2)出産による休学の場合 「母子手帳」等妊娠もしくは出産を証明できるもの
  - (3)留学による休学の場合 留学先学校の、留学受入に関する証明書
- 2 外国人留学生が病気等により休学する場合には、次のとおりとする。

### (1)病気による休学の場合

日本の医療機関が発行した診断書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。

### (2)出産による休学の場合

「母子手帳」等妊娠もしくは出産に関する証明書

### (3)兵役による休学の場合

徴兵に関する書類等

3 休学の期間は、当該学年の内1年又は大学学則第6条若しくは大学院学則第6条に定める学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。ただし、大学院においては連続1年、通算2年とする。

4 休学期間終了後、引き続き休学を希望する場合は、休学期間が終了するまでに改めて休学願を提出しなければならない。

5 休学中の者が休学を許可されてから1月以内に休学事由が解消した場合は、別に定める休学取消願を提出しなければならない。

6 休学者は、休学期間が満了する次の期に復学することができる。ただし、次学年へ復学する場合には、各学部が定めた単位数を修得しないなければならない。

7 復学を願い出る場合は、休学期間満了前に別に定める復学願を提出するものとする。この際、病気等の回復によるものは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、外国人留学生が復学を願い出る場合は、次の書類を提出するものとする。

### (1)病気による休学の場合

日本の医療機関が発行した診断書及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とができる。

### (2)兵役による休学の場合

兵役が終了したことを見示す証明書等及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書

(3)前第1号及び第2号以外の理由で休学の場合

パスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）及び復学後の経費支弁に関する計画書

## ■退学及び再入学

第8条 退学を願い出る場合は、別に定める退学願を提出するものとする。

2 願い出による退学の日付は、願い出た日とする。ただし、退学願に記入された願い出の日以降に学部等が受け付けた場合は、学部等が受け付けた日とする。

3 懲戒による退学の日付は、学長決裁日とする。

4 退学した者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に再入学を願う場合は、再入学を希望する学年もしくは学期が始まる2月前までに、別に定める再入学願を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

5 再入学の時期は、4月1日とする。ただし、秋期再入学の時期は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

## ■除籍及び復籍

第9条 除籍の日付は、学長決裁日とする。ただし、大学学則第20条第1項第4号及び大学院学則第18条第1項第2号に基づき、学費未納により除籍になった場合の日付は、納入期日の翌日とする。

2 国士館大学納入金規程第10条における期限を過ぎて学費未納の者は、除籍を学長が決裁する日までの間、仮除籍とする。ただし、仮除籍となった者が、定められた期日までに未納額を納入した場合には、仮除籍を取り消す。

3 除籍になった者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に復籍を希望する場合は、除籍決裁後2月以内に別に定める復籍願を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。復籍の日付は除籍日付の翌日とする。

除籍決裁後2月以上経過した学生が復籍を希望する場合は、再入学として扱い、前条の規定を準用する。

4 在学中の学生が死亡した場合は、死亡の日付で学籍を除く。

## ■卒業

第10条 学籍上の卒業日は、卒業式の日付（大

学院については学位授与日) とする。

- 2 卒業所要単位の不足により卒業できない者が、次年度の春期(秋期入学生は秋期)で卒業所要単位を修得し、卒業が認められた場合の卒業日は、原則として9月15日付とする。(秋期入学生は別に定める日)

### ■身分異動の申請

- 第11条 学部等は、学生の身上項目、学生区分及び異動項目に変更があった場合は、学長に申請し許可を受けるものとする。
- 2 申請は、別に定める様式による。
  - 3 各学部等は、所属学生について学籍管理の対象項目に変更及び異動が発生した場合は、速やかに教務部教務課長に通知するものとする。

### ■学籍番号の付与

- 第12条 在学生に、学籍番号を付与する。
- 2 学籍番号は、入学年度ごとに学生個人別に付与する。
  - 3 学籍番号は、転部等及び再入学の場合を除き、在学期間を通じ原則として変更しない。

### ■学籍番号の識別

- 第13条 学籍番号は、7桁からなり、原則として西暦による入学年度の下2桁を最初のコードとし、その他の5桁を次のとおり識別し、その間をハイフンで結ぶ。

学部等識別	該当学部等
1A001～	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックスA)
1A501～	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックスB)
1B001～	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックスA)
1B501～	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックスB)
1C001～	政経学部 経営学科
1D001～	政経学部 政治学科
1E001～	政経学部 経済学科
1F001～	政経学部 経営学科
1G001～	政経学部 政治行政学科
2A001～	体育学部 体育学科

2B001～	体育学部 武道学科
2C001～	体育学部 スポーツ医科学科
2D001～	体育学部 こどもスポーツ教育学科
3A001～	理工学部 理工学科
4A001～	法学部 法律学科
4B001～	法学部 現代ビジネス法学科
5A001～	文学部 教育学科 教育学専攻
5B001～	文学部 教育学科 倫理学専攻
5C001～	文学部 教育学科 初等教育専攻
5D001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
5E001～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
5F001～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
5G001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
5H001～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
5I001～	文学部 教育学科
5J001～	文学部 史学地理学科
5K001～	文学部 文学科
6A001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
7A001～	経営学部 経営学科
MA001～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
MB001～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
MC001～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
MD001～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
MJ001～	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 修士課程
ME001～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
ME101～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
ME201～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
MF001～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
MG001～	大学院 総合知的財産法学研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
MH001～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
MH101～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

MI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
DA001 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
DB001 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
DC001 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
DD001 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
DE001 ~	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
DF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
DH001 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
DH101 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
DI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程
DJ001 ~	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 博士課程

- 2 在学中に転部等の学籍異動が発生した場合には、学籍番号を変更し、当該所属学年の最終学籍番号の次から、新たな学籍番号を付与する。

#### 附 則

- この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 本規程の施行に伴い、「入学会費等の納入及び休学等に関する規程」第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規程を削除する。
- この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 大学院の場合、卒業を修了に読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 13 条における学籍番号は平成 19 年度入学生から適用する。
- 平成 18 年以前の入学生は、改正後の第 13 条第 1 項の定めに関わりなく、従前の通りとし、学籍番号の下 5 桁は次の表を適用する。

学部等識別	当該学部等
21001 ~	体育学部 体育学科
22001 ~	体育学部 武道学科
23001 ~	体育学部 スポーツ医科学科
31001 ~	政経学部一部 政治学科
32001 ~	政経学部一部 経済学科
33001 ~	政経学部一部 経営学科
34001 ~	政経学部 政治学科 昼間主コース（フレックス A）
34501 ~	政経学部 政治学科 夜間主コース（フレックス B）
35001 ~	政経学部 経済学科 昼間主コース（フレックス A）
35501 ~	政経学部 経済学科 夜間主コース（フレックス B）
36001 ~	政経学部 経営学科
41001 ~	工学部 機械工学科
41501 ~	工学部 機械情報工学科
42001 ~	工学部 電気工学科
42501 ~	工学部 電気電子工学科
43001 ~	工学部 土木工学科
43501 ~	工学部 都市システム工学科
44001 ~	工学部 建築学科
44501 ~	工学部 建築デザイン工学科

51001～	政経学部二部 政治学科
52001～	政経学部二部 経済学科
61001～	法学部 法律学科
62001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
63001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース（フタヌーンコース）
64001～	法学部 現代ビジネス法学科
71001～	文学部 教育学科 教育学専攻
71501～	文学部 教育学科 倫理学専攻
71701～	文学部 教育学科 初等教育専攻
72001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻
72301～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
72601～	文学部 史学地理学科 地理学専攻
73301～	文学部 文学科 中国文学専攻
73501～	文学部 文学科 国語国文学専攻
74001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
74501～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
75001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
75501～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
12001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
81101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
81301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
81501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
84101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
82101～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
82301～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
82901～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
83101～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
83501～	大学院 総合知的財産法研究科 総合知的財産法専攻 修士課程
85101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
85301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

86101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
91101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
91301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
91501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
94101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
92101～	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
93101～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
95101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
95301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
96101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程

## 附 則

- この規程は、平成19年4月1日施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 第13条第2項で定める在学生のうち、平成19年度以降の入学生と同一の学年に在学する学生の学籍番号は、平成19年度以降の入学生の学部等識別を適用する。
- 第13条で定める学部等識別に次の表を適用する。

学部等識別	当該学部等
1X001～	政経学部一部 政治学科
1Y001～	政経学部一部 経済学科
1Z001～	政経学部一部 経営学科
3W001～	工学部 機械情報工学科
3X001～	工学部 電気電子工学科
3Y001～	工学部 都市システム工学科
3Z001～	工学部 建築デザイン工学科
4Y001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
4Z001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース（アフタヌーンコース）
5W001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻

5X001	～	文学部	史学地理学科	地理学専攻
5Y001	～	文学部	文学科	中国文学専攻
5Z001	～	文学部	文学科	国語国文学専攻

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

制定 平成5年12月24日  
 改正 平成13年1月24日 平成14年3月13日  
 平成15年5月28日 平成16年5月26日  
 平成17年7月28日 平成25年2月27日

### ■趣 旨

第1条 この細則は、國士館大學學籍管理規程（以下「學籍管理規程」という。）の施行に必要な届出、願出等の手続について定める。

### ■身上項目の変更

第2条 学生は、身上項目に変更があった場合、次の各号により手続を行うものとする。  
 (1)学生の氏名変更  
 (2)保証人の氏名変更。ただし、保証人の住所、電話番号、続柄の変更は各自がWebから更新するものとする。  
 (3)学費納入者の氏名、住所及び電話番号の変更は各自がWebから更新するものとする。  
 (4)学生の現住所及び電話番号の変更は各自がWebから更新するものとする。  
 (5)学生の本籍地変更

### ■休学及び復学

第3条 学生は、休学及び復学を申請する場合、また休学を取り消す場合には、次の各号により手続を行うものとする。  
 (1)休学の願出  
 (2)復学の願出  
 (3)休学を取消す場合

### ■退学及び再入学

第4条 学生は、退学及び再入学を申請する場合、次の各号により手続を行うものとする。  
 (1)退学の願出  
 (2)再入学の願出

### ■復 箐

第5条 学生は、復籍を申請する場合、復籍の願

出を行うものとする。

### ■身上項目変更の通知

第6条 学部等は、学生の身上項目が変更した場合、次の各号により教務課へ通知するものとする。  
 (1)学生の氏名変更  
 (2)保証人の氏名の変更  
 (3)学生の本籍地変更

### ■身分異動の申請

第7条 學籍管理規程第11条第2項における申請の様式は、次のとおりとする。  
 (1)入学辞退 ただし、入学を許可された者が4月1日以降に当該学部等へ申請があった者又は学部等によって確認された者に限る。  
 (2)再入学  
 (3)休学  
 (4)休学取消  
 (5)復学  
 (6)留学生 ただし、大学学則第16条第1項及び第2項に該当する学生に限る。  
 (7)除籍  
 (8)復籍  
 (9)留年 ただし、進級判定会議で決定後の変更及び追加に限る。  
 (10)退学  
 (11)卒業 ただし、学年の途中で卒業する者に限る。

### ■様 式

第8条 この細則に定める各種様式は、教務課内規に定める。

### 附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

制定	平成5年12月24日
改正	平成12年1月19日 平成14年3月13日
	平成15年5月28日 平成17年2月23日
	平成18年3月15日 平成24年4月25日
	平成25年2月27日

### ■趣旨

第1条 この規程は、国土館大学（大学院を含む。以下「本学」という。）における科目等履修生の取扱いについて定める。

### ■履修上の取扱区分

第2条 科目履修上の取扱区分を次のとおりとする。

- (1)正規の課程の履修（以下「一般履修」という。）
- (2)教育職員免許状の取得を目的とする本学の認定課程の履修（以下「教職履修」という。）

### ■入学資格

第3条 科目等履修生の入学資格は、国土館大学学則第57条並びに国土館大学大学院学則第9条及び第10条によるほか、外国人については次のいずれかに該当する者とする。

- (1)履修する年度の4月もしくは9月から6月間以上、日本国に在留資格を有する者。
  - (2)年度の途中で、本学の科目等履修生の身分に関係なく、在留資格の更新が可能である者。
- 2 本学学部の正規課程に在学している学生（以下「学部生」という。）で、大学院で開講をしている科目を履修するため、所属学部及び科目開講研究科の許可を得た者。

### ■入学時期

第4条 科目等履修生の入学時期は、国土館大学学則第6条及び国土館大学大学院学則第6条による各期（以下「各期」という。）の始めとする。

### ■出願手続

第5条 科目等履修生を志望する者で、第3条第1項に該当する者は、次の検定料を納入すると共に所定の書類を提出しなければならない。

(1)検定料 10,000円（本学卒業者は免除）

(2)願書①及び願書②

(3)履歴書

(4)最終学校の卒業証明書（又は退学証明書）及び成績証明書、学力に関する証明書（教職履修志望者）、健康診断書（体育学部開講科目履修志望者）

2 科目等履修生を志望する者で、第3条第2項に該当する者は、科目等履修生願書を提出しなければならない。

3 出願期限は、国土館大学学則第6条及び国土館大学大学院学則第6条に定める各期が始まる前日までとする。

### ■入学許可

第6条 科目等履修生を希望する者については、当該教授会又は研究科委員会で書類審査による選考の上、合格者を決定し、学長の承認を得て入学を許可する。

2 前項の選考にあたって、必要と認めるときは、選考員を指名し、面接、筆記試験等の結果に基づいて選考ができる。

### ■入学金等

第7条 前条により入学を許可された者は、所定の期日までに、次に定める入学金及び科目等履修料等を納入しなければならない。

区分	金額		備考
	研究科及び学部	入 学 金	
入学金	20,000円	20,000円	学部生及び本学卒業者は免除
科目等履修料(1単位)	20,000円	20,000円	学部生及び本学卒業者は半額

- 2 履修科目で実験実習費を要する場合は、別途これを納入するものとする。
- 3 教員免許を取得しようとする科目等履修生は、第1項のほか、次の費用を該当年次に納入しなければならない。
  - (1)教育実習費（学部又は大学が定める額）
  - (2)免許申請料（一括申請希望者のみ免許状一種類につき3,500円）
- 4 入学金、科目等履修料の他、各所属学部等の正規学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料（以下「学生保険」という。）を納入しなければならない。

### ■履修期間

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度の終了までの1年以内とする。

- 2 引き続き履修を志望する場合は、改めて願書①及び願書②を提出し、履修科目について承認を得なければならない。この場合の手続等については、第4条から第7条の規定を準用する。

### ■履修単位の制限

第9条 履修を許可された授業科目の変更は、認めない。

### ■図書館・情報メディアセンターの利用

第10条 科目等履修生は、所定の手続を経て図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

### ■科目等履修生の取消

第11条 入学を許可された者で、所定の期日までに科目等履修料等を納入しない場合、もしくは科目等履修生として不適当な行為があったときは、科目等履修生の許可を取消すものとする。

### ■科目等履修生証明書及び単位認定書等

第12条 科目等履修生証明書及び単位認定書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 「国士館大学及び国士館短期大学聴講生規程」（昭和62年4月1日制定）及び「国士館大学及び国士館短期大学の聴講料・受講料等に関する規程」（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

制定 平成18年3月15日

改正 平成24年4月25日 平成25年2月27日

### ■趣旨

第1条 この規程は、國士館大學學則第61条の2及び國士館大學大學院學則第61条の2に基づき、聽講生（國士館大學學則第43条に定める「特別聽講學生」及び國士館大學大學院學則第36条に定める「特別聽講生」を除く。）の取扱いについて定める。

### ■区分

第2条 聽講生は、次のとおり区分する。

- (1)他大学又は高等学校との協定等（以下「協定」という。）に基づき、他校に在籍している学生又は生徒が、國士館大學及び國士館大學大學院（以下「本学」という。）で開講している授業科目を聽講する場合（以下「協定聽講」という。）
- (2)本学の正規課程に在学している学生が、所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）以外の学部等において聽講（他学部履修における開放制限科目及び教職課程科目を含む。）する場合（以下「学内聽講」という。）
- (3)前第1号及び第2号以外の者が聽講する場合（以下「一般聽講」という。）

### ■資格

第3条 本学で聽講できる者の資格は、次のとおりとする。

- (1)協定聽講 協定により定められた学生又は生徒
- (2)学内聽講 本学の正規課程に在学している学生
- (3)一般聽講 前第1号及び第2号に該当しない者（社会人を含む。）ただし、外国人については次のいずれかに該当する者とする。  
ア 履修する年度の4月もしくは9月から

6月間以上、日本国に在留資格を有する者

イ 聽講期間中に、本学の聽講生の身分に關係なく、在留資格を更新することが可能である者

### ■受入時期

第4条 聽講生の受入時期は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条に定める各期の始めとする。

### ■出願手続

第5条 聽講を願い出る者（協定聽講を除く。）は、次の書類を揃えて、教務課へ提出するものとする。

- (1)願書①及び願書②（協定聽講は除く。）
- (2)履歴書（協定聽講、学内聽講は除く。）
- (3)検定料納入票（協定聽講、学内聽講は除く。）

- 2 協定聽講の出願手続期間は、協定の定めるところによる。
- 3 学内聽講の出願手続期間は、履修登録終了日までとし、他学部履修科目の登録に準じて手続を行うものとする。
- 4 一般聽講の出願手続期間は、次のとおりとする。  
(1)春期及び通年開講科目聽講希望者は、本学の正規課程における履修登録終了日までとし、継続して秋期開講科目の聽講を希望する者も同様とする。  
(2)秋期開講科目聽講希望者は、9月1日から9月15日までとする。

### ■許可

第6条 教務課は、前条に定める出願手續書類を取りまとめ、願書①及び願書②に基づき聽講希望科目を開講している学部等へ通知する。

- 2 聽講希望科目を開講している学部等は、聽講希望科目を担当する教員の同意を得て、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において選考し、その結果を教務課へ

- 通知する。
- 3 教授会等が必要と認めるときは、面接等の選考を行うことができる。
- 4 前第2項及び第3項によって聴講を認められた者には、学長の承認を得て聴講を許可する。

### ■証 明

第7条 聴講が修了した聴講生（学内聴講を除く。）には、聴講証明書を発行する。ただし、単位の認定は行わない。

### ■単位認定

第8条 学内聴講で修了した聴講科目的単位は、卒業所要単位以外の取得単位として認定し、成績に加える。

### ■手 続

第9条 第6条により聴講を許可された者は、別に定める期日までに聴講料等を納入しなければならない。

### ■聴講料等

第10条 聴講料等は、次のとおりとする。

(1)協定聴講の聴講料等は、協定の定めるところによる。

(2)学内聴講の聴講料は、1単位につき5,000円とする。

ただし、大学院に在学している学生が、学部において教員免許等諸資格を取得するために必要な科目を聴講する場合には、本規程で定める聴講料等は徴収しないものとする。

(3)一般聴講の聴講料等は、次の表のとおりとする。

(単位：円)

項目	金額	備考
聴講生登録料	10,000	本学卒業者及び継続して聴講する者は免除
聴講料(1単位)	5,000	本学卒業者は半額
学生教育研究 災害傷害保険料 (学生保険)		聴講する科目を開講している学部等の正規学生と同額とする。ただし、聴講する学部が2学部以上にまたがる場合で、学生保険料が異なる場合には、上位額の学部と同額とする。

### ■期 間

第11条 聴講が許可される期間は、当該年度終了までの1年以内とする。ただし、継続して聴講を希望する場合は、第5条に基づき再度願い出ることができる。

### ■図書館・情報メディアセンターの利用

第12条 聴講生は、国士館大学図書館・情報メディアセンターを利用することができます。

### ■聴講許可の取消

第13条 第9条に定める手続を行わない者又は聴講生としてふさわしくない行為があった者は、教授会等の議を経て、学長が聴講許可を取り消すことができる。

### ■聴講許可書及び聴講証明書等

第14条 聴講許可書及び聴講証明書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「聴講に関する内規」（平成17年4月1日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 6

# 國士館大學研究生規程

制定	昭和58年4月1日
改正	昭和61年7月30日 平成6年7月13日
	平成10年2月25日 平成12年1月19日
	平成14年3月13日 平成17年2月23日
	平成25年2月27日 平成26年10月29日
	平成27年1月28日

## ■趣旨

第1条 この規程は、大学学則第62条及び大学院学則第62条の定めに基づき、学部及び大学院（以下「学部等」という。）の研究生に関する実施の細部について定める。

## ■出願及び選考の手続

第2条 研究生として入学を希望する者は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条による各期が始まる前までに次の号に定める書類に、検定料を添えて、当該学部等に提出するものとする。

- (1)研究願及び研究計画書  
(様式第1-1、様式第1-2)
  - (2)履歴書（様式第2）
  - (3)卒業（見込）証明書  
(大学院の場合は、修了（見込）証明書)
  - (4)成績証明書
  - (5)願書①及び願書②（教務課内規に定める）
- 2 当該学部等においては、前項に定める出願書類等に基づき、教授会又は研究科委員会で選考し、研究生入学希望者の選考結果報告書（様式第3）を学長に提出するものとする。
- 3 選考結果報告書をもとに、学長が入学を許可するものとする。

## ■入学金及び研究費等

第3条 選考に合格し、入学を許可された者は、所定の期日までに、別表に定める入学金及び研究費等を納入しなければならない。

## ■研究期間

第4条 研究期間は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条による各期から当該年度終了までの1年以内とする。ただし、研究成果に応じて半年まで短縮することができる。また、1年を越えて研究を希望する者は、研究期間延長願（様式第4）を提出し、許可を得るものとする。

- 2 前項にかかわらず、学部等が認めた場合は、研究期間を半年とすることができます。

## ■研究証明書

第5条 研究を修了し、当該学部等教授会又は研究科委員会において、相当の成績を修めたことを認められた者に対しては、当該学部等からの別記様式第5による申請に基づき、別記様式第6による研究証明書を授与する。

## 附 則

- 1 本規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 学部等が必要と認めたときは、第4条の定めにかかわらず、研究期間を半年（期）とすることができる。また研究期間1年の場合において、研究成果等に応じて半年まで短縮することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 附則5を削除する。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別 表

##### ■研究生の検定料、入学金及び研究費等

区分	金額	納入期日	備考
検定料	10,000 円	研究願提出時	本学卒業者 (修了者) は免除
入学金	35,000 円	別に定める 期日	
研究費	年額 120,000 円		年額 実験実習費別納

#### (注)

1. 第 4 条に基づき、研究期間を半年（半期）と定める場合の研究費は、年額の二分の一とし、1 年を短縮する場合の研究費は短縮した月数に応じて払い戻しをする。この場合、1 月に対し、年額研究費の十二分の一で算定する。
2. 学部等の講義等を聴講する場合は、「国士館大学聴講生規程」による。
3. 実験実習費は、研究生が自己の研究課題について実験実習を伴う場合に納付させることができる。  
納付額は、当該年度の正規入学生が納入する実験実習費の範囲内において指導教授の意見に基づいて学部又は研究科が定めた額を納入しなければならない。
4. 上記別表に記載された費用の他、所属する学部等の一般学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料を納入しなければならない。

様式第1-1

研 究 願

國立館大学

学長 ○ ○ ○ ○ 殿

本 籍

現 住 所

卒 業 大 学

大 学

学 部

学 科

卒 業 年 月 日

年

月

日

氏 名

生 年 月 日

年

月

日 生

私儀、このたび貴学 学部 学科において、別紙計画により、  
研究を致したく存じますので、研究生として入学を許可していただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

氏 名

印

保 証 人

印

副保証人

印

様式第1－2

研究計画書

1. 研究題目

2. 研究期間

3. 希望指導教員

4. 研究内容

5. 学部聴講（講義、演習、実験等）希望の有無

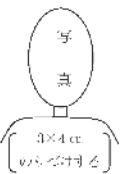
A4判

様式第2

國立館大学 研究生

## 履歴書

年月日現在

よりがな		研究希望学部等		 3×4 cm のぶくに付ける
氏名		学部 研究科		
入　　学　　平　　年　　月　　日生	男・女	学　　科　　程	専　　攻	
本　　籍	都　　府　　道　　県			
〒 現住所等		TEL E-mail		携帯電話
緊急連絡者 連絡元	姓　　名	紹介		TEL
生　所　等	=			

学 歴	期間	学　校	・	学　部	名	(卒・修の別)
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～
	～	～	～	～	～	～

學 位	取得年月日	学位の種類	取得学校名
	年　月　日		
	年　月　日		

職 歴	期間			
	～	～	～	～
	～	～	～	～
	～	～	～	～
	～	～	～	～

免 許 等	取得年月日	資格免許等の種類	取得年月日	資格免許等の種類
	年　月　日		年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	

研究機関:
-------

\* これらの情報は、國立館大学の研究生として入学を許可された場合に、管理していくために必要な情報です。入学が許可されなかった場合には破棄されます。なお、これらの情報の管理は、個人情報保護法に基づいて行っています。

様式第3

(発簡番号)

年 月 日

国士館大学

学長

殿

学部長

印

研究生入学希望者の選考結果報告書

標記につきまして、当学部教授会において選考の結果、別添研究願のとおり受入れるよう、議決致しましたので報告します。

なお、指導教員は下記のとおりでございます。

記

(学科)

(職)

(氏)

(名)

様式第4

年　月　日

研　究　期　間　延　長　願

国　士　館　大　学  
学　長　　殿

研究 生  
所属学部  
氏　名　　㊞

1. 当初の予定研究期間

2. 希望延長期間

3. 延長の理由

4. 指導教員所見

指導教員  
職　　氏　名　　㊞

別記様式 第5

(発簡番号)

年 月 日

国士館大学

学長

殿

学部長

㊞

研究証明書の授与について（申請）

研究生 は、当学部におきまして、 年 月 日から 年 月 日まで、下記の研究題目について、鋭意研究に努め、相当の成績を収めたことを、 年 月 日開催の当学部教授会において承認しましたので、研究証明書を授与していただきたく、申請致します。

記

研究題目

指導教員（職）

（氏名）

## 別記様式 第6

第 号

## 研 究 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日から同 年 月 日までの  
間、本学 学部に研究生として在学し相当の成績を収めたことを証する。

年 月 日

國立館大學長

制定	平成4年1月16日
改正	平成7年1月25日 平成11年10月20日
	平成13年12月12日 平成13年12月20日
	平成14年9月25日 平成15年5月28日
	平成16年5月26日 平成17年3月16日
	平成18年3月15日 平成24年1月25日
	平成25年1月30日 平成25年6月26日
	平成25年11月27日 平成27年3月18日
	平成27年11月25日

び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額

(2)後期学費等の納入期限は10月1日(秋期新入学生及び秋期再入学生は、翌年5月1日)までとする。

### ■高学年学生の学費

第3条 修業年限を超えて在学する者の授業料は、次の各号による。

(1)学部において、最高学年を超えて、卒業に必要な所要単位を修得できない者(以下「高学年生」という。)は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

(2)大学院修士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。ただし、1年で修了できるコース等を選択している者が1年で修了できなかった場合には本条を適用しない。

(3)大学院博士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。

(4)大学院博士課程において、所定の単位を修得した後、博士論文の作成指導を受けることを目的とし、最高学年を超えて、引き続き当該研究科の議を経て在学を許可された者の年間授業料は、120,000円とする。

### ■趣旨

第1条 この規程は、国土館大学学則第22条及び国土館大学大学院学則第20条に基づき、入学金等及び諸費(以下「納入金」という。)又は学費及び諸費(以下「学費等」という。)の納入期限、高学年生の納入額、諸費の取扱い等、身分異動に伴う学費等の取扱いその他について定める。

### ■納入金の納入期限

第2条 新入学生、再入学生、編・転入学生及び転部・転科・転専攻(以下「転部等」という。)の学生は、入学又は転部等手続きの際、別に指定する期日までに当該年度の納入金を納入しなければならない。

2 第1項の学生を除く在学生は、5月1日(秋期新入学生及び秋期再入学生は、10月1日)までに該当学年の学費等を納入しなければならない。

3 学費等は、次のとおり分納することができる。

(1)前期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額と実験実習費及び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額と、健康管理費、学生保険料、研修旅行費

後期学費等 学費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額及

び諸費の内、研究費、学会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額

3 第1項及び第2項を除く学費等については、当該年度の最高学年の額を納入しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する者についてはこれを徴収しない。

4 春期(秋期入学者は秋期)で卒業する高学年学生は、後期学費等を徴収しない。

## ■諸費の内訳

第4条 諸費とは、研究費、学会費、新聞広報費、通信費、健康管理費、学生保険料及び研修旅行費のこととし、研究科別、学部別、学年別、必要により学科別に毎年度ごとに納入額を定める。

## ■学費の延納

第5条 新入学学生、再入学学生及び当該年度に転部等、編・転入学した者と復籍者を除く学生が、やむを得ない事情により期限までに学費等を納入できない場合は、納入期限までに「学費延納願」を提出し、学長の許可を得なければならない。

- (1)納入期限後は、受理しない。
- (2)延納期間は、春期又は秋期を1区分とし、納入期限から2月を限度とする。

## ■休学時の学費等

第6条 休学を許可された者は、次の各号に定める休学学費等を別に指定する期日までに納入しなければならない。

- (1)新学年開始後1月以内に年間休学を許可された者は、休学费 20,000円
- (2)春期又は秋期開始後、1月以内に半期休学を許可された者及び春期（秋期入学者は秋期）に半期休学し秋期（秋期入学者は春期）に復学した者は、前期学費等及び休学费 20,000円
- 2 休学を許可された者が休学願を取り下げた場合は、別に指定する期日までに定められた学費等を納入しなければならない。

## ■復学者及び留年者の学費等

第7条 休学時と同じ学年へ復学を許可された者又は留年生（高学年学生を除く。）の納入する学費等は、それぞれ新たに復学又は留年した学年の該当する学費等を納入しなければならない。

- 2 春期（秋期入学者は秋期）を休学し、秋期（秋期入学者は春期）に復学を許可された者は、該当学年の前期学費等を納入しなければならない。

## ■退学時の学費等の納入

第8条 退学を願出る者は、次の各号による学費等を納入しなければならない。

- (1)秋期（秋期入学者は春期）開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の前期学費等。ただし、新入学生、再入学生、復籍者及び当該年度に編・転入学、転部等した者を除く学生で、新学年開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額を徴収しない。
- (2)秋期（秋期入学者は春期）開始後1ヶ月以降に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額。

## ■再入学時の納入金

第9条 再入学を許可された者は、再入学年度の入学金及び該当学年の学費等を、別に指定する期日までに納入しなければならない。ただし、外国人留学生の兵役義務を理由に退学した者が兵役義務終了後1年内に再入学をする場合については入学金を徴収しないものとする。

- 2 大学院博士課程において、博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が再入学する場合については、入学金を徴収しないものとする。

## ■学費滞納の期限等

第10条 延納願未提出者における学費等の滞納期間は、納入期限から2週間を限度とする。

## ■復籍時等の納入金

第11条 国士館大学学則第20条第1項及び国士館大学大学院学則第18条第1項に基づき除籍された者が復籍を希望する場合は、未納学費を納入しなければならない。

- 2 第10条による滞納期限を過ぎ、国士館大学学籍管理規程第9条第2項により仮除籍になった者が継続して修学を希望する場合は、納入期限から2月以内に未納額を納入しなければならない。

## ■転部等の納入金

第12条 転部等の試験に合格し、転部等を希望する者は、在籍学部と転部先学部との入学金の差額及び転部先学部における該当学年の学費等を納入しなければならない。

## ■編・転入学生の納入金

第13条 編・転入試験に合格し、入学を希望する者は、編・転入学先学部の該当学年の入学金及び学費等を納入しなければならない。

## ■在学生の入学金の特例

第14条 本学の在学生が、在学身分のまま学部長の許可を受けて、他学部の新入学試験及び編・転入学試験に合格した場合、在籍学部の当該年度の入学金相当額を徴収しない。ただし、入学先学部との入学金に差額が生じた場合は、それを徴収する。

## ■外国人留学生の授業料減免

第15条 在留資格「留学」の査証を受けて入学した者、もしくは入学後、在留資格を「留学」に変更できる者で、本学に在学している間、同査証の継続的な更新が可能な者（以下「外国人留学生」という。）の内、「国費外国人留学生制度実施要項（文部大臣裁定昭和29年3月31日）」に該当しない外国人留学生（以下「私費留学生」という。）については納入金の内、授業料の3割を減免する。ただし、別に定める実施要項に基づき、経済的事由により修学が困難であると認定された者に限る。

2 私費留学生は、指定された期日までに、次の書類を国際交流課へ提出し、審査を受けるものとする。授業料の減免は、認定を受けた私費留学生に対して、当該年度の後期学費等で調整するものとする。

- (1)在留資格「留学」の証印及び旅券の写し
- (2)在留カードの写し（表裏）
- (3)その他、本学が必要とする書類

3 私費留学生が次の各号に該当した場合は、年度当初に遡り、授業料の減免を取り消す。  
(1)第2項における期日までに指定された書類が提出できない者、提出された書類に虚偽の記載があった者及び在留資格が変更になった者。

(2)学籍の異動により、休学、退学、除籍となつた者。

(3)国士館大学奨学生規程第4条に基づく運動技能優秀奨学生に採用された者。

4 前項第1号及び第2号により授業料の減免が取り消された者で、継続して在学している場合は、減免された授業料相当額を、指定された期日までに返還しなければならない。

## ■協定書に基づく編入生等の納入金

第16条 協定書に基づく編入生等の納入金は、協定書に定める金額とする。

## ■様式

第17条 本規程に定める様式は、教務課内規に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年12月1日現在で在籍している学生に限り、平成5年4月1日から適用する。
- 3 「入学金等の納入及び休学等に関する規程」（昭和61年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 「転部に伴う納入金に関する細則」（昭和61年12月19日施行）は、廃止する。
- 5 講師生・研究生及び委託学生の納入金等については、別に定める。
- 6 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免については、平成 25 年度入学生は入学年度のみ適用する。編入、転入及び 2 年次以降への再入学者は、該当年度学生として取り扱うものとする。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免については、平成 26 年度入学生以降は適用しない。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

# 諸資格取得のための受講料等に関する内規

## ■趣旨

第1条 この内規は、國立館大學の学生が諸資格取得の為に関係科目を受講する場合の受講料等（関連する諸費用を含む）について定める。

## ■受講料等の納入

第2条 正規の課程に在学する学生が、学科、課程に開設されている授業科目を受講し、各種資格を取得する場合は所定の受講料等を納入しなければならない。

## ■受講料等

第3条 教育職員免許状及び諸資格を取得しようとする場合は別表1,2の受講料等を納入しなければならない。

### 附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学生については、従前の例による。

### 附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。ただし、平成19年度以前の入学生については、従前の例による。

### 附 則

この内規は、平成24年4月から施行する。

### 附 則

この内規は、平成26年4月から施行し、平成26年度入学生から適用する。

### 附 則

この内規は、平成29年4月から施行し、平

成29年度入学生から適用する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の例による。

## 附 則

この内規は、平成31年4月から施行し、平成31年度入学生から適用する。

ただし、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。

別表1（教職関係受講料等）

区分	金額		納入時期
受講料	1校種 1教科	10,000円	教職に関する科目履修の初年度
介護等体験費	政経・理工・法・文・21世紀アジア・経営及び体育学部（こどもスポーツ教育学科）	13,500円	介護等体験実施年度
	体育学部（体育・武道・スポーツ医科学科）	16,500円	
教育実習費			
養護実習費	学部又は大学が定める額		教育実習等実施年度
特別支援教育実習費			
免許状の一括申請料	願い出る免許状毎	3,500円	免許状申請年度

(注)

- 1 文学部教育学科初等教育課程及び体育学部こどもスポーツ教育学科の学生は、受講料を免除する。
- 2 小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする学生は、介護等体験費を納入し、介護等体験を実施しなければならない。

- 3 初年度とは、卒業要件に含まれない教職に関する科目を履修する初年度を示す。
- 4 受講料は、在籍する学科又は課程の課程認定教科の納入額を示す。従って、在籍する学科又は課程にない課程認定教科の科目を受講する場合（大学院生も含む）は、「国士館大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）

別表2（各種資格の受講料）

(注)

資格	開講学部等	区分	金額	納入時期
司書	文学部	受講料	15,000円	1年次
司書教諭	全学部		10,000円	2年次
学校司書	文学部		10,000円	1年次
社会教育主事	文学部		15,000円	1年次
学芸員	文学部		15,000円	1年次

- 1 21世紀アジア学部の学生は、学芸員資格取得に係る受講料を免除する。
- 2 受講料は、開講学部学生の納入額を示す。従って、他学部学生及び大学院生が受講する場合は「国士館大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）
- 3 各種資格の取得に係る実習費は別途納入しなければならない。

# 公欠に関する取扱要領

- 1 次の各号のいずれかに該当する理由により学生が授業を欠席する場合は、公欠願（別紙様式）で願い出るものとし、これを公欠として取扱う。
  - (1)大学及び学部の要請により、大学及び学部の行事あるいはその他の行事に参加する場合
  - (2)教育実習・介護等体験等を含む学外実習（実習地への移動に必要な日数を含む）に参加する場合
  - (3)対外公式試合及びコンクール等に登録出場者として出場する場合
  - (4)学生の親族が死亡した場合
 

忌引基準	配偶者	10日
(日祭日を	父母・子	7日
含む連続	祖父母	3日
した日数)	兄弟姉妹	3日
	伯(叔)父・伯(叔)母	1日
	曾祖父母	3日

ただし、該当親族が遠隔地に在住し、当該地域において葬儀等を執り行う場合は、移動に必要な日数を加えることができる。
  - (5)裁判員制度によって従事した場合
  - (6)その他特に学部長が必要と認めた場合
- 2 公欠はこれを欠席として取扱う。ただし、公欠と認められた学生は、公欠時に行われた試験、実験、実習等に対する配慮を受けることができる。
- 3 運用上必要な細部事項は、学部が定めるものとする。

## 附 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 自然災害等に対する 全学的休講措置の申し合わせ

本申し合わせは、本学の学生の通学時においての安全確保等の観点から定めるもので、下記基準に照らし大学として休講措置等に関して決定した場合、速やかに関係者に対し周知する。

## I 休講措置について

### 1. 自然災害等による措置

- (1)気象庁から東京23区西部及び多摩南部に大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講とする。
  - ①午前6時までに解除された場合は、終日平常どおり授業を行う。
  - ②午前6時までに解除されなかった場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
  - ③午前9時までに解除された場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
  - ④午前9時までに解除されなかった場合は、終日休講とする。
  - ⑤1時限目の授業開始後に警報が発令された場合は、大学として休講等措置に関して決定された事項を周知する。
- ※気象庁から特別警報が発令された場合は、身の安全が確保できる場所で待機し、行動は慎むこと。

- (2)関東近県を震源とする地震が発生し、東京23区西部及び多摩南部で震度5強以上を観測した場合は、発生時以降の授業を終日休講とする。
  - ※「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」について、政府の検討会の検討結果を踏まえて、大学の対応を決定する。

### 2. 交通機関の不通による措置

ストライキおよび天災、事故等により小田急線全線、京王線全線、東急線（世田谷線及び田園都市線）のいずれかが30分以上継続して全面不通の場合は、次の通りとする。

- ①午前6時までに復旧した場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ②午前6時までに復旧しない場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
- ③午前9時までに復旧した場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④午前9時までに復旧しない場合は、終日休講とする。

## II 休講等の措置に関する周知について

休講等の措置を講じる場合は、学生情報サイト及び大学ホームページにより周知する。

## III その他

1. 上記以外の事案が発生した場合は、大学として個別に決定し、決定事項を周知する。
2. 本申し合わせに関しての運用は、教務部教務課が行う。
3. この申し合わせは、平成30年7月24日から運用する。

# 国土館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程

制定 平成 23 年 3 月 16 日

改正 平成 24 年 4 月 25 日

平成 27 年 7 月 29 日

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人国土館（以下「法人」という。）及び法人が設置する大学、高等学校及び中学校（以下「大学等」という。）におけるキャンパスハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「キャンパス・ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、法人及び大学等の教職員（専任、非常勤、臨時等を問わず、就業するすべての教員及び職員（役員を含む。）並びに学生・生徒（大学院生、学部生、高校生、中学生、研究生、科目等履修生及び公開講座の受講生など大学等で教育を受け研究をする関係にあるすべての者）の基本的人権の保護、個人の尊厳と両性の本質的平等の実現を図り、もって健全で建学の使命遂行にふさわしい環境を醸成し維持することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程においてキャンパス・ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない言動のことをいう。

2 「セクシュアル・ハラスメント」とは、次の各号のハラスメントをいう。

(1)利益又は不利益を条件として、相手方に性的な要求又は誘いかけをすること、あるいは、実際にそれによって相手方に利益又は不利益を与えること

(2)性的な含意のある言動を繰り返すことによって、相手方に脅威を与えたり著しく不

快感を抱かせたりすること

(3)性的な言動又は掲示等によって、周囲に著しく不快感を抱かせるような環境を作り出すこと

(4)相手方の性的指向等に関して、その尊厳を傷つけるような言動を行うこと

3 「ジェンダー・ハラスメント」とは、性差別的なハラスメントをいう。

4 「パワー・ハラスメント」とは、地位又は職務権限を利用して、これに抗し難い地位にある者に対して行うハラスメント（ここには、教育研究上の地位又は権限を利用して行われる「アカデミック・ハラスメント」を含む。）をいう。

5 「部局等」とは、理事長室、法人事務局、監査室、募金事務室、国土館史資料室、学長室、教務部、学生部、入試部、キャリア形成支援センター、各学部、大学院、附置研究所、国際交流センター、図書館・情報メディアセンター、アジア・日本研究センター、生涯学習センター、ウエルネス・リサーチセンター、高等学校及び中学校をいう。

## (教職員、学生・生徒の責務)

第3条 法人及び大学等の教職員、学生・生徒（以下「構成員」という。）は、本規程及び別に定める「キャンパス・ハラスメント防止の手引き」に従い、キャンパス・ハラスメントを防止する責務を負う。

## (監督者、指導者の責務)

第4条 部局等の長その他教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）又は学生・生徒を指導する立場にある教員は、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、キャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切かつ迅速に対処しなければならない。

## (理事長、学長等の責務)

- 第5条 理事長及び大学等の長（以下「学長等」という。）は、構成員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。
- 2 理事長及び学長等は、キャンパス・ハラスメントの防止等のため、構成員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
  - 3 理事長及び学長等は、キャンパス・ハラスメントの防止等を図るため、構成員に対し、必要な研修を実施する。
  - 4 理事長及び学長等は、新たに教職員となった者に対してキャンパス・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、研修を実施しなければならない。

## (対象とするキャンパス・ハラスメントの範囲)

- 第6条 本規程が対象とするキャンパス・ハラスメントは、次の範囲とする。

- (1)法人及び大学等のキャンパス内で行われたもの
- (2)構成員が法人及び大学等のキャンパス外で関わったもの（ただし、原則としてハラスメントの当事者間に本学の関知している職務上又は教育研究上の利害関係がある場合に限る。）

## (対応措置等)

- 第7条 法人は、キャンパス・ハラスメント問題には第10条に定める申立てに応じて手続きを行い、キャンパス・ハラスメントに係る言動を行った者に対しては、その程度に応じて、助言、勧告、処分等の適切な対応措置をとる。
- 2 処分にあたって、教職員の場合には教員規則及び就業規則、学生・生徒の場合には学則等に基づくものとする。

## (防止対策委員会)

- 第8条 法人にキャンパス・ハラスメント防止のために、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。
- 2 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
  - (1)キャンパス・ハラスメント防止についての

## 研修・啓発に關すること

- (2)キャンパス・ハラスメント問題の申立てに關すること
  - (3)キャンパス・ハラスメント問題に係る被害者の救済に關すること
  - (4)キャンパス・ハラスメント相談員の研修に關すること
  - (5)その他キャンパス・ハラスメント防止に關すること
- 3 防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1)理事長が指名する理事若干名
  - (2)副学長1名
  - (3)理事長室長、法人事務局長及び総務部長
  - (4)学長室長、教務部長、学生部長及び図書館・情報メディアセンター長
  - (5)各学部長
  - (6)附置研究所の教職員の中から推薦された教職員1名
  - (7)高等学校及び中学校の長の推薦する当該学校の教員1名
  - (8)理事長の指名する教職員6名以内（うち半数以上は女性とする）
- 4 委員長は、理事長の指名による。
  - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (キャンパス・ハラスメント相談員)

- 第9条 部局等にキャンパス・ハラスメントに関する相談のため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。ただし、部局等の事情により固有の相談員を置くことが困難な場合には、複数の部局等が合同で置くことができる。
- 2 相談員は、理事長が委嘱する。相談員の選出にあたっては、原則として教職員及び男女比が同数となるように配慮する。
  - 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 相談員は、防止対策委員会委員を兼務することができない。

## (キャンパス・ハラスメント問題の申立て)

- 第10条 構成員の関わるキャンパス・ハラスメント問題について、被害を受けたと主張する者は、防止対策委員会に対して次のいずれかの申立てを行うことができる。

- (1)通知の申立て：苦情のあることを被申立て人に対して通知することを求めるもの
- (2)調停の申立て：申立て人及び被申立て人（以下、双方を「当事者」という。）間での話し合いによる解決の仲介を求めるもの
- (3)調査及びそれに基づくキャンパス・ハラスメント認定の申立て：防止対策委員会の下に設置されるキャンパス・ハラスメント調査委員会による調査及びそれに基づくキャンパス・ハラスメント認定を求めるもの
- 2 申立ては、被害を受けたと主張する本人が、委員会に対して書面で行うものとする。ただし、学生・生徒の場合には、その保護者が本人に代わり申立てを行うことができる。
- 3 申立てを行うことができる期限は、キャンパス・ハラスメントが最後に行われたときから原則として1年以内とする。教職員が離職した場合又は学生が学籍を失った場合も、在職中又は在籍中に受けたキャンパス・ハラスメントについて同様とする。

#### (申立てへの対応)

- 第11条 キャンパス・ハラスメント問題について  
申立てがなされたときは、防止対策委員長は、  
申立てが適切であることを確認し、遅滞なく  
通知・調停・調査の手続きをとるものとする。
- 2 防止対策委員長は、申立てに対して行われる  
通知・調停・調査は必要に応じ防止対策委員会で審議するものとする。なお、調査結果に  
基づくキャンパス・ハラスメント認定につい  
ては防止対策委員会で審議しなければなら  
ない。
- 3 申立てがなされた時点、あるいは調停・調査  
等の途中でも、キャンパス・ハラスメントの  
疑いのある言動が継続しており、緊急性があ  
ると認められるときには、防止対策委員長は、  
ただちに当該の言動をやめるよう勧告するこ  
とができる。
- 4 防止対策委員長は、申立てに対して行われた  
通知・調停の結果、調査とハラスメントの認  
定結果を、速やかに理事長及び学長等に報告  
しなければならない。
- 5 調停における合意の成立に際して、本法人と  
してとるべき措置が必要な場合には、防止対  
策委員長はその旨を理事長及び学長等に報告

する。

#### (理事長、学長等の任務)

- 第12条 理事長及び学長等は、防止対策委員会からハラスメントの認定結果の報告が提出さ  
れたときには、直ちに然るべき措置をとらな  
ければならない。
- 2 調停における合意について本法人としてと  
るべき措置が要請される場合には、理事長は  
適切な措置を講じるものとする。

#### (相談者及び証人等の保護)

- 第13条 キャンパス・ハラスメント問題に関して  
相談したこと又は事実関係の証人になつ  
たことなどを理由として、相談者及び証人等  
に不利益な取扱いをしてはならない。

#### (委員、相談員の注意義務)

- 第14条 防止対策委員会委員（以下「委員」とい  
う。）及び相談員は、事情聴取、調停、調査  
等において、当事者及び証人等の名誉・プライ  
バシーなどの人格権を侵害することのな  
いよう、最大限の注意を払わなければなら  
ない。

#### (守秘義務等)

- 第15条 委員及び相談員は、その任期中及び退任  
後、当事者及び証人等のプライバシーを保護  
し、職務上知ることができた秘密を漏らして  
はならない。
- 2 構成員は、調査に協力する過程で知り得た内  
容を漏洩してプライバシーを侵害すること  
のないよう配慮しなければならない。

#### (回避)

- 第16条 委員及び相談員がキャンパス・ハラスメ  
ント問題の当事者となった場合には、その防  
止対策委員又は相談員を辞任するものとす  
る。

#### (虚偽の申立て等の禁止)

- 第17条 構成員は、ハラスメントの相談・調停・  
調査に基づくキャンパス・ハラスメント認定  
の申立て・事情聴取などに際し、虚偽の申立  
てや証言をしてはならない。

## (委員会の庶務)

第18条 防止対策委員会の庶務は、高・中事務室、教務課及び学生・厚生課の協力を得て、総務部人事課において処理する。

## (雑則)

第19条 この規程に定めるものの他、キャンパス・ハラスメント防止に関して必要な事項は、別に定める。

## (規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、国士館におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程（平成 12 年 3 月 27 日付制定）は廃止する。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

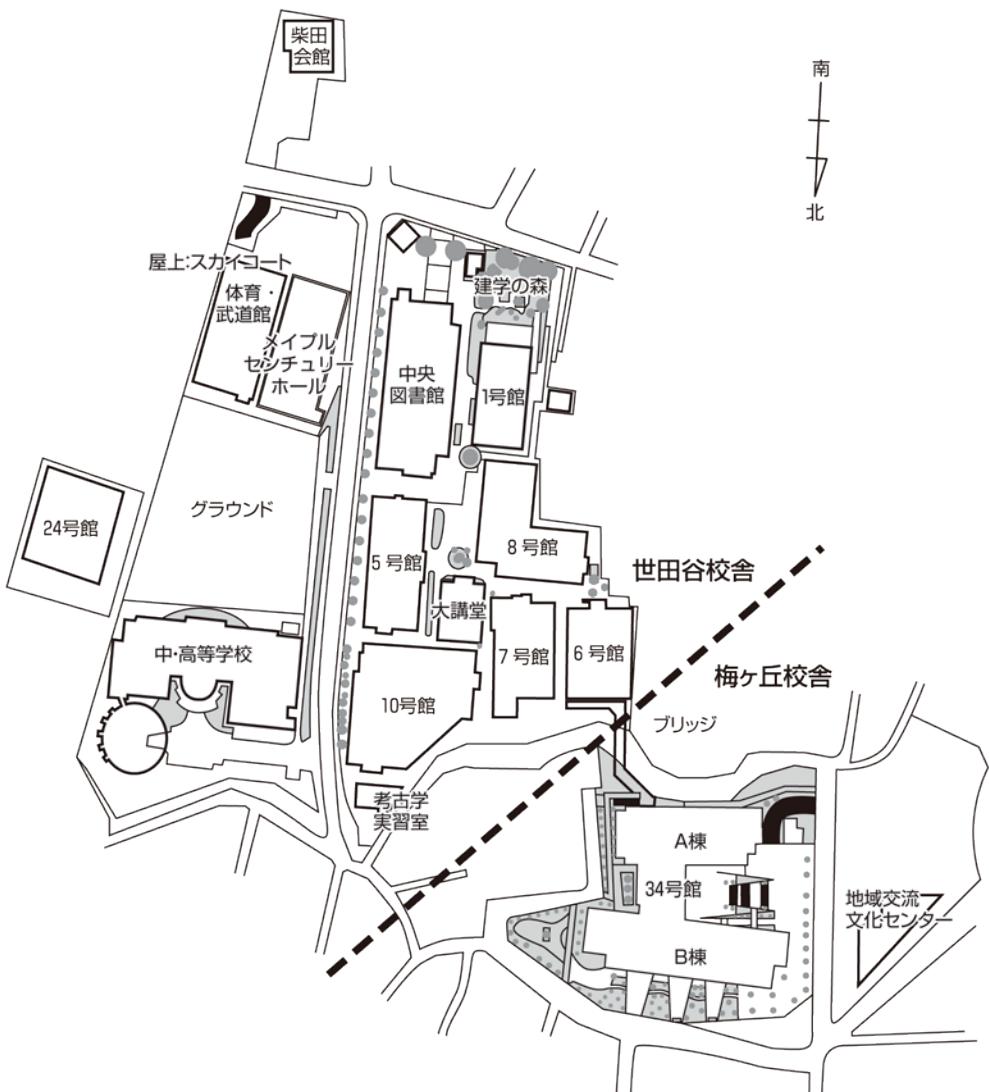


V

# キャンパス案内

建物配置図

# 世田谷キャンパス（本部）



■正門受付：受付・警備室

■大講堂

■1号館：理事長室、理事室、総務課、人事課、経理課、管財課、企画課、監査室、情報システム課、学生ラウンジ、学生食堂

■5号館：学長室、副学長室、学部長室、学長課、IR課、教務課（学部担当・証明書・教職・教室貸出）、授業支援課、学術研究支援課、統合学部事務課、研究室、教室

■6号館：書店、文具店、研究室、教室

■7号館：国際交流センター、国際交流ルーム、研究室、教室、実験・実習室

■8号館：広報課、大学院課、入学課、学生募集課、キャリア形成支援センター、学生食堂、研究室、教室、多目的ラウンジ

■10号館：学部学科等設置申請事務課、FD推進課、多目的フロア、教員コミュニティルーム、研究室、教室、実験・実習室、武道・德育研究所

■中央図書館：図書館・情報メディアセンター、多目的ホール

■メイプルセンチュリーホール：フィットネスセンター、温水プール、柔道場、剣道場、ランニングロード、アリーナ、多目的フロア、実験・実習室、学生ラウンジ、教室、理・美容室

■体育・武道館：柔道場、剣道場、アリーナ、スカイコート

■中学・高校校舎

■24号館：高校昼間定時制、クラブ部室、松陰寮

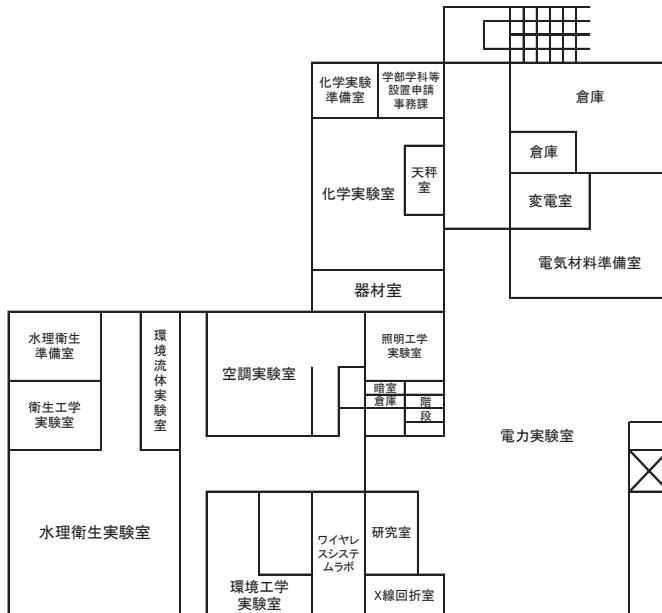
■柴田会館：同窓会事務局、国士館史資料室

■34号館：学生・厚生課、学生相談室、健康管理室、東京オリンピック・パラリンピック支援課、募金事務室、国士館スポーツプロモーションセンター、教員コミュニティルーム、スカイラウンジ、研究室、教室、実習室、アトリウム、学生食堂、展示コーナー

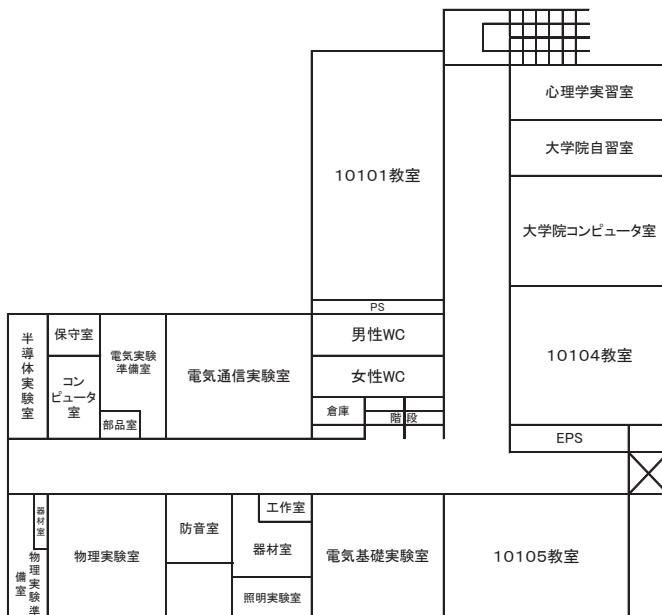
■地域交流センター：生涯学習センター、イラク古代文化研究所展示室

# 世田谷10号館各室配置図

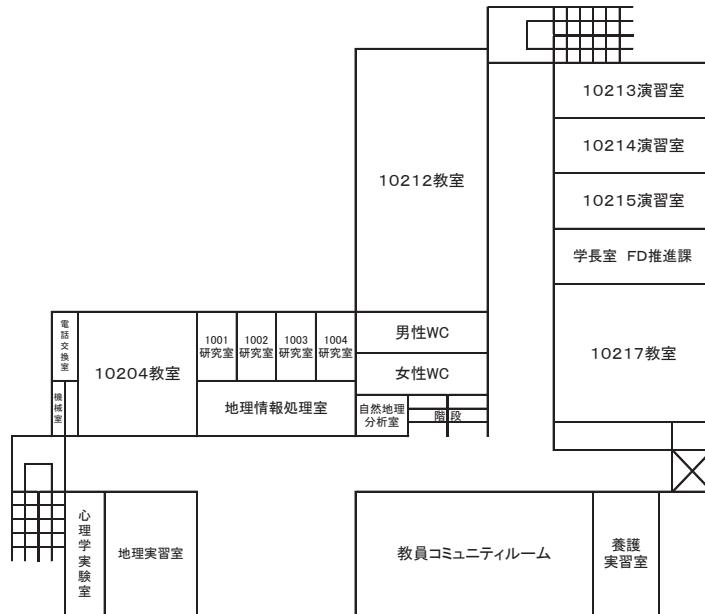
B1F



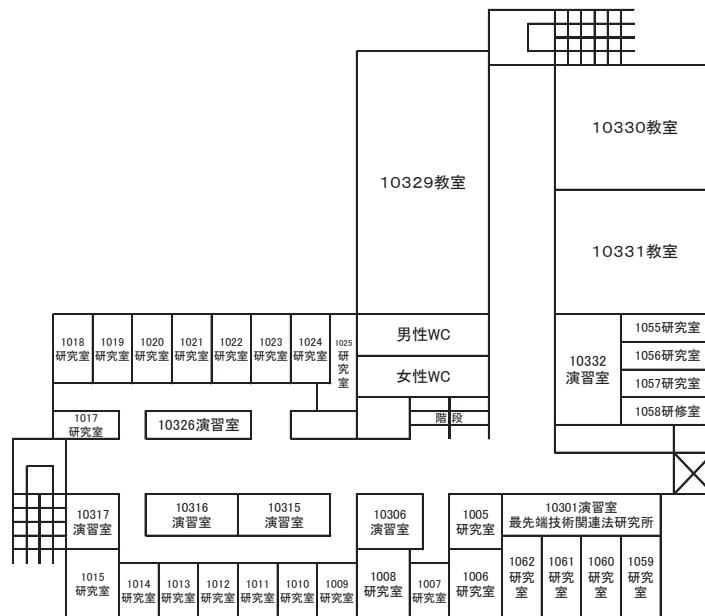
1F



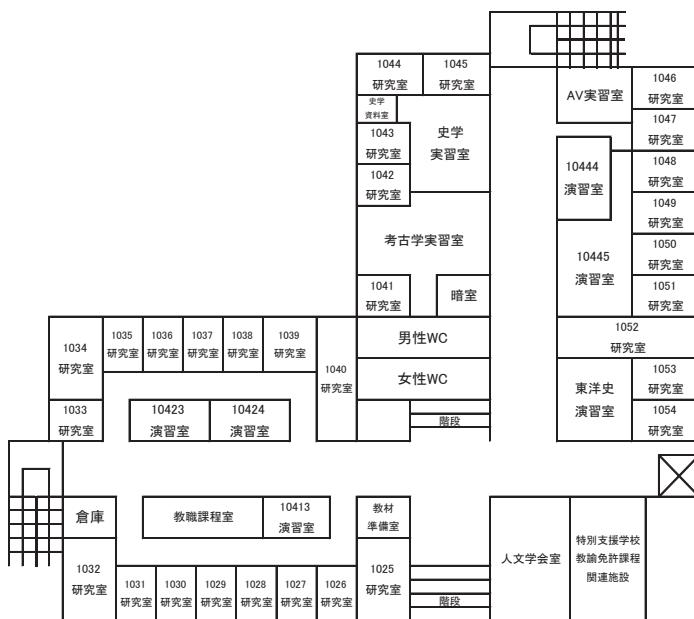
2 F



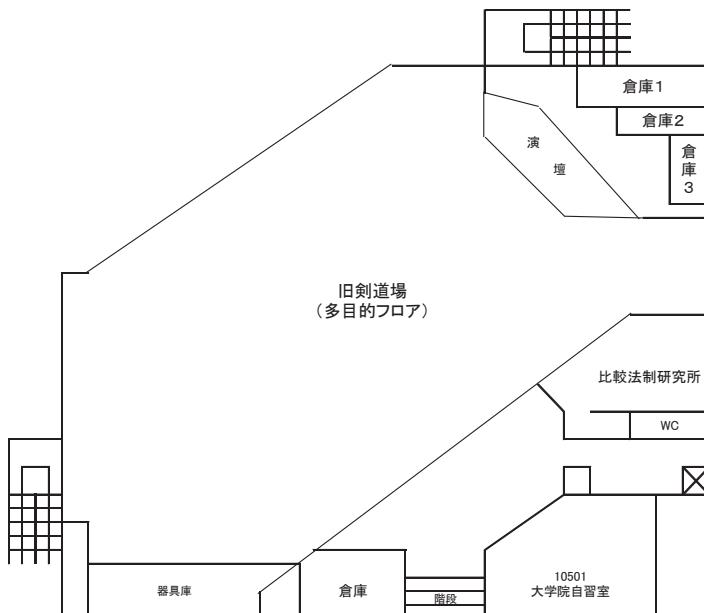
3 F



4F

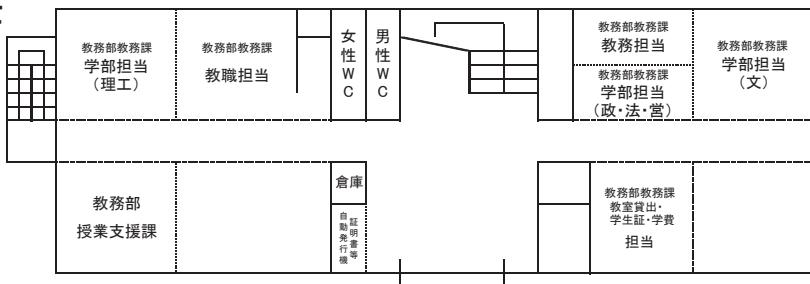


5F

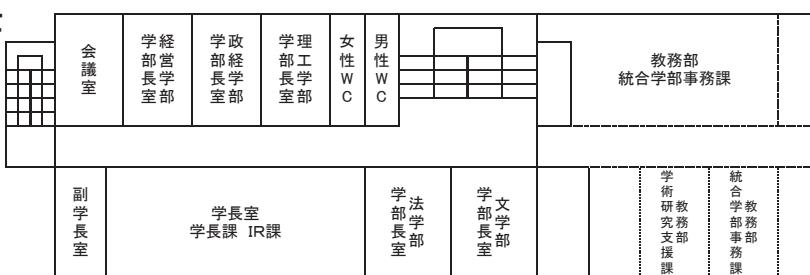


# 世田谷5号館各室配置図

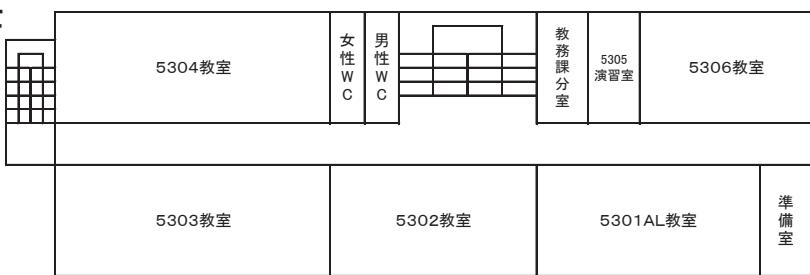
1F



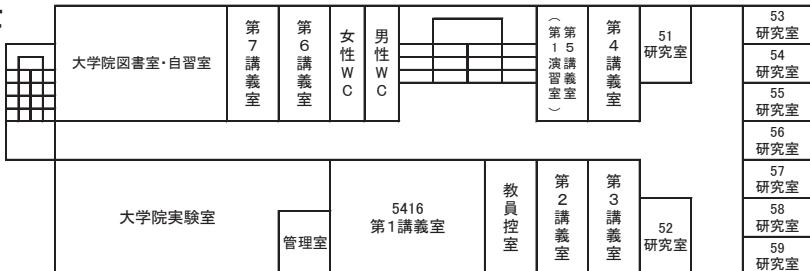
2F



3F



4F

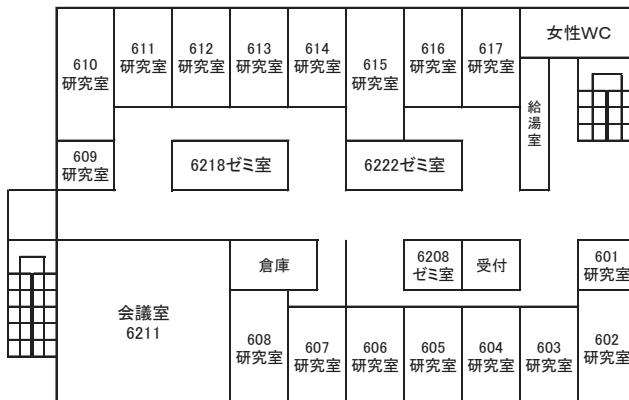


# 世田谷 6号館各室配置図

1F



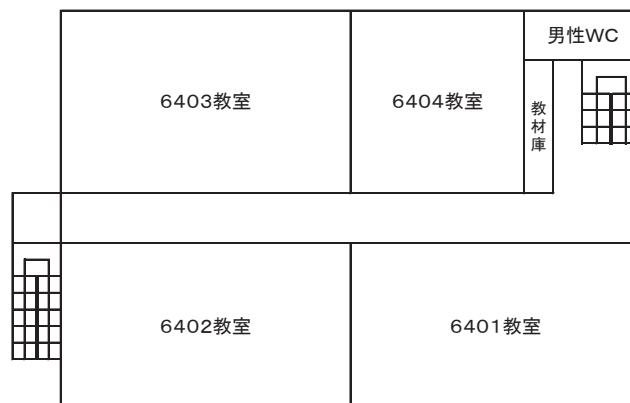
2F



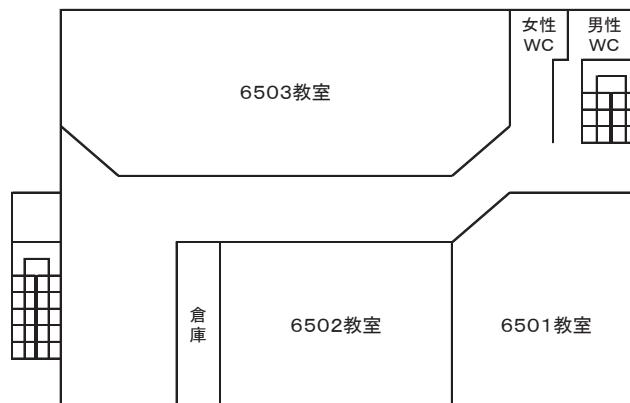
3F



4F

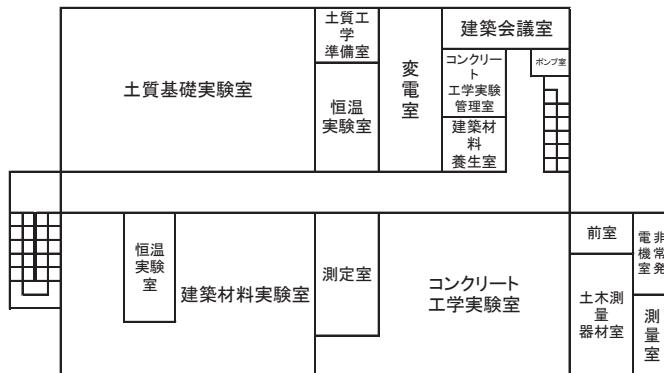


5F

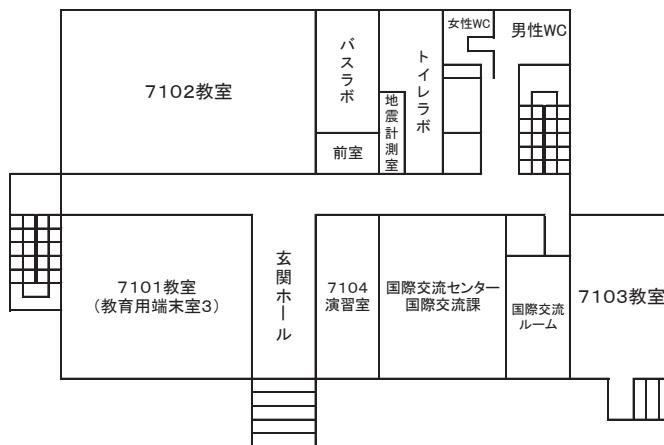


# 世田谷7号館各室配置図

B1F



1F



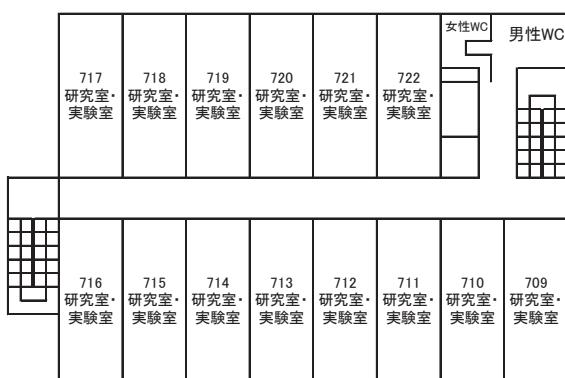
2F



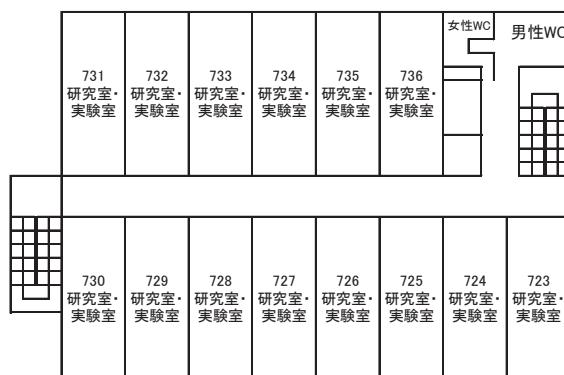
3F



4F

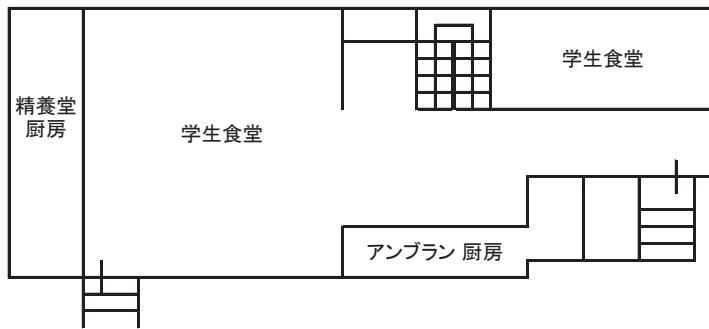


5F

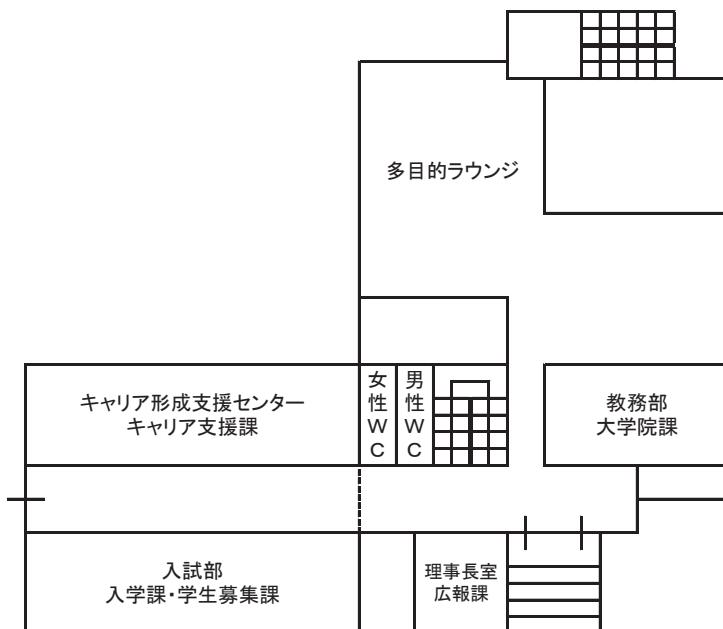


## 世田谷8号館各室配置図

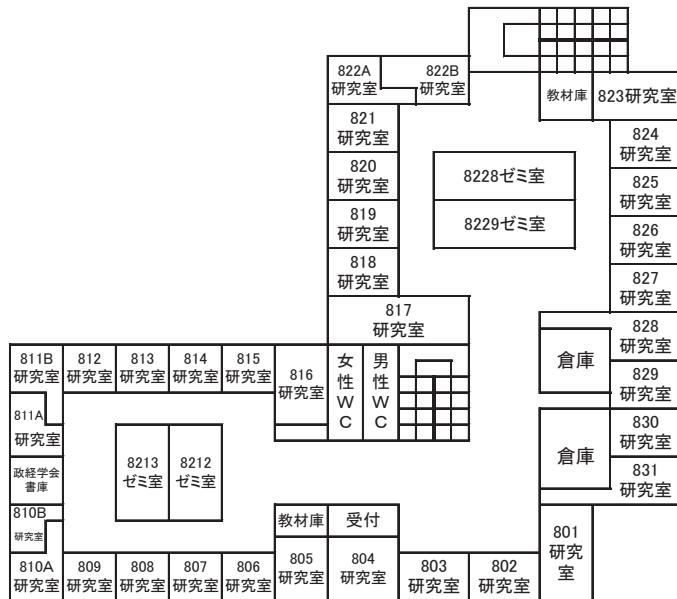
B1F



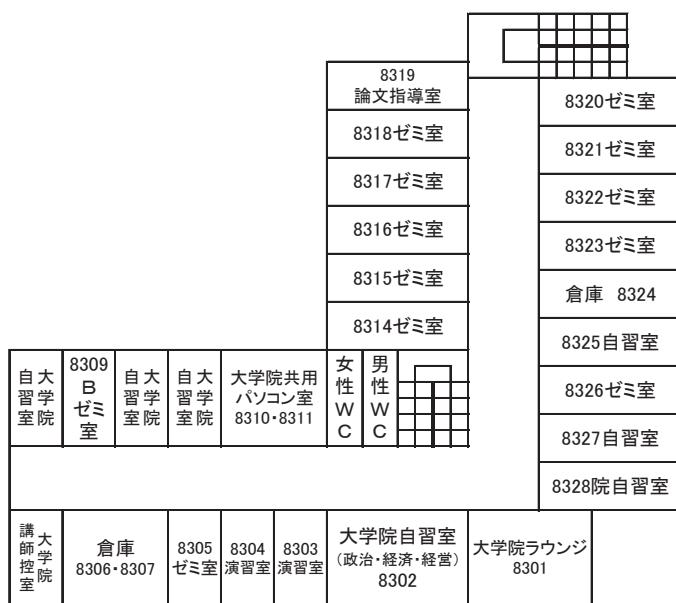
1 F



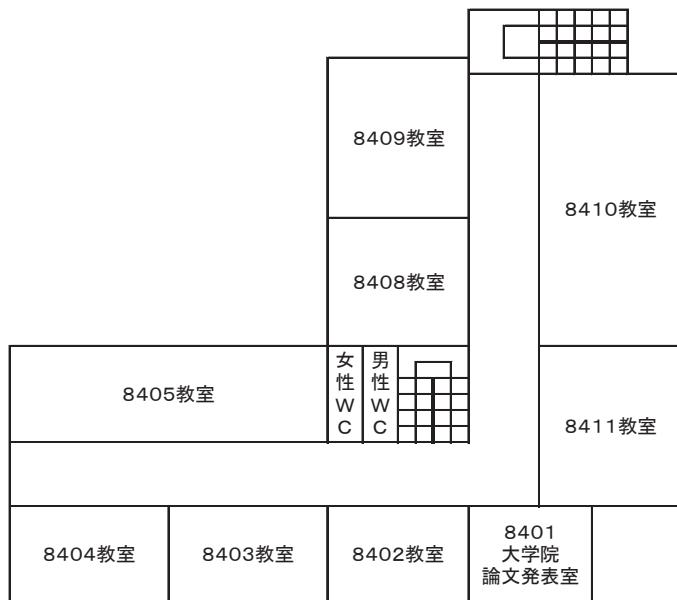
2F



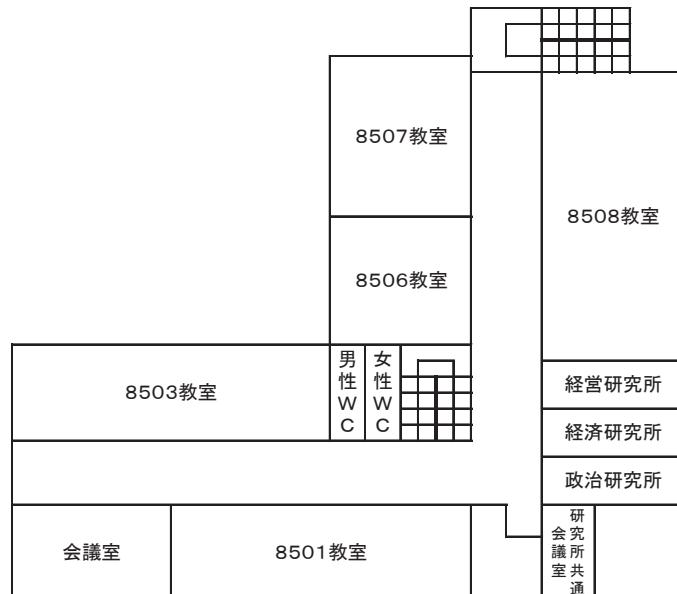
3F



4F

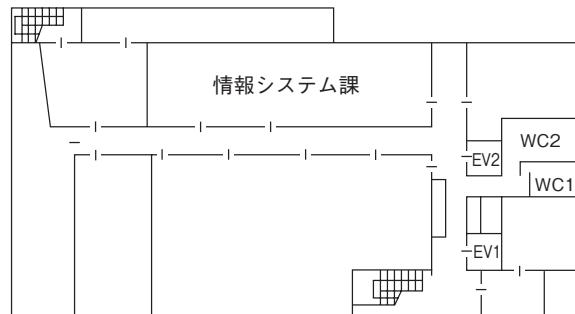


5F

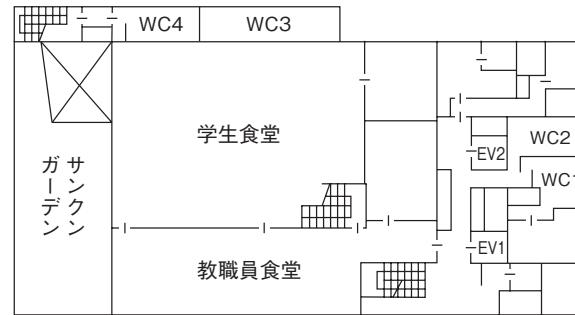


# 世田谷1号館各室配置図

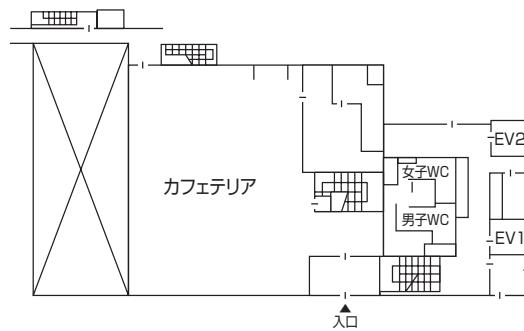
B2F



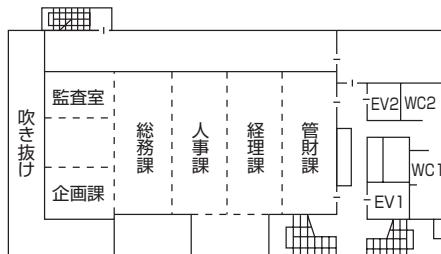
B1F



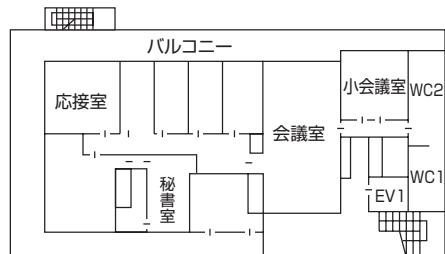
1F



2F

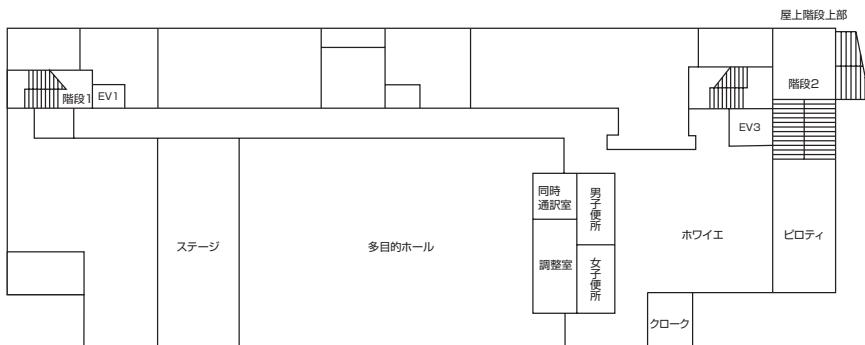


3F

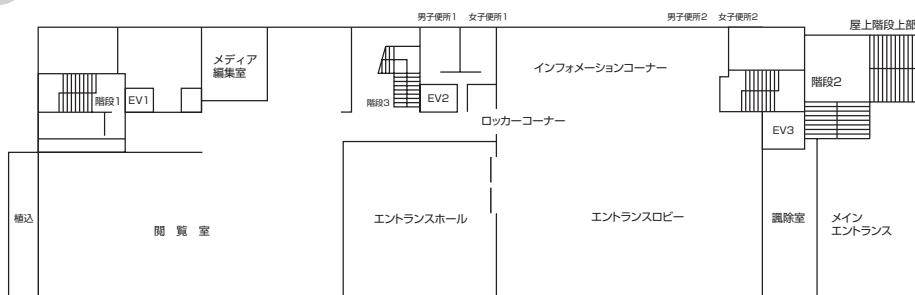


# 中央図書館配置図

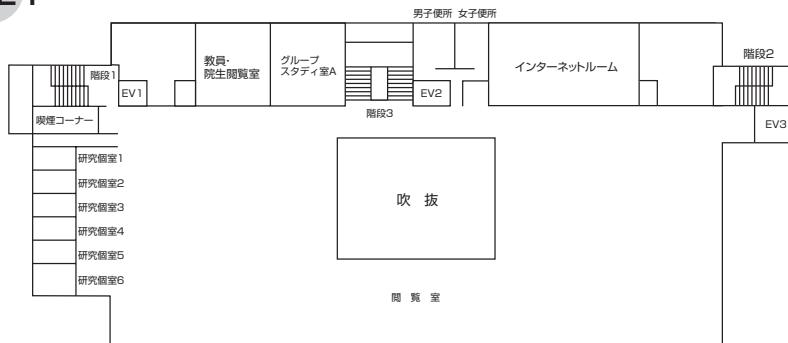
B1F



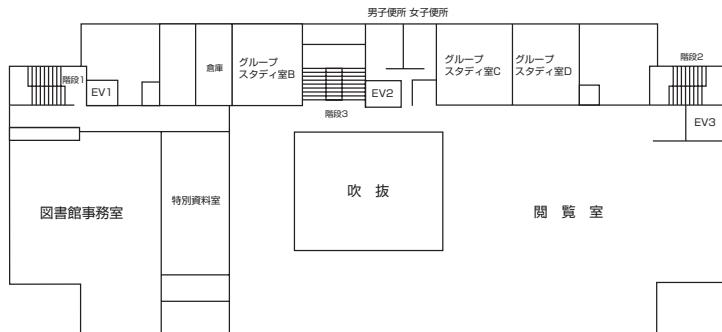
1F



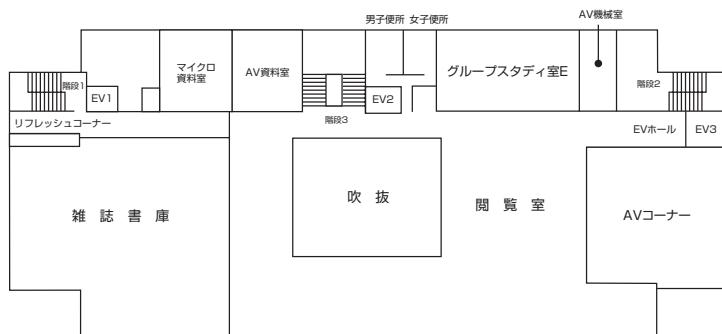
2F



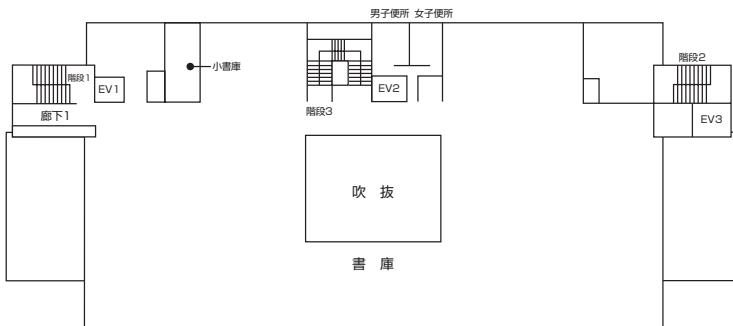
3F



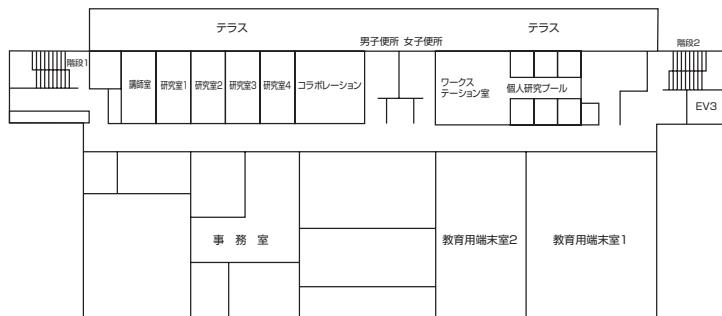
4F



5F

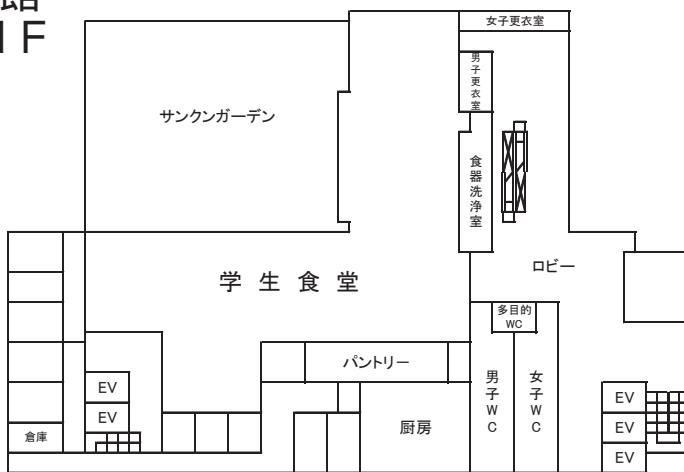


6F

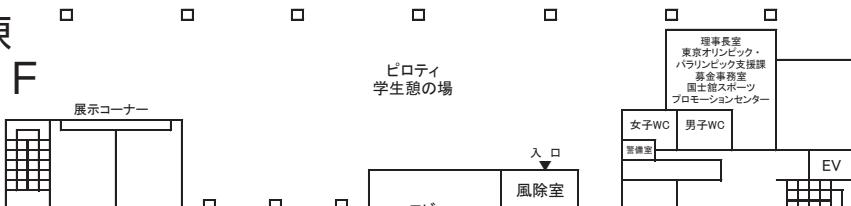


# 34号館A棟・B棟梅ヶ丘校舎配置図

## 34号館 B1F



## B棟 1F



## A棟 1F



## B棟 2F



## A棟 2F



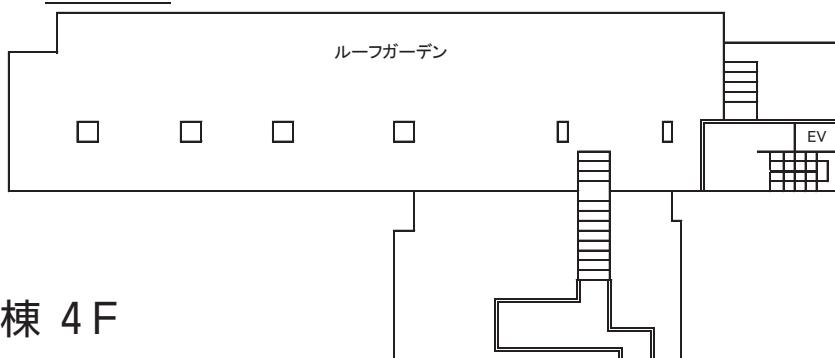
## B棟 3F



## A棟 3F



## B棟屋上ルーフガーデン



## A棟 4F



## A棟 5F



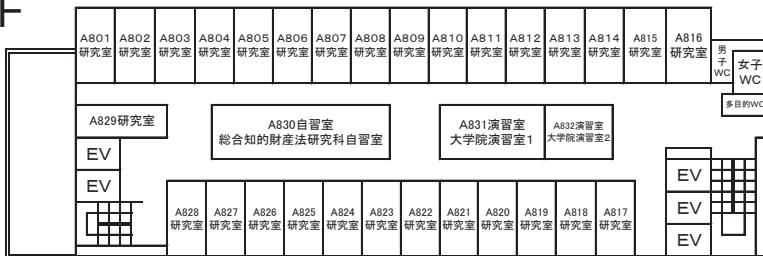
## A棟 6F



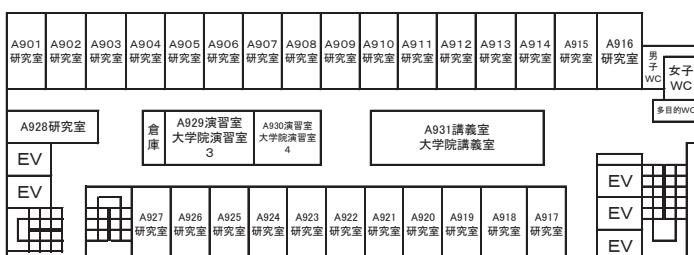
## A棟 7F



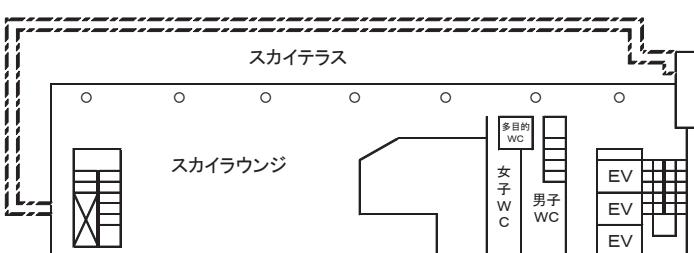
## A棟 8F



## A棟 9F

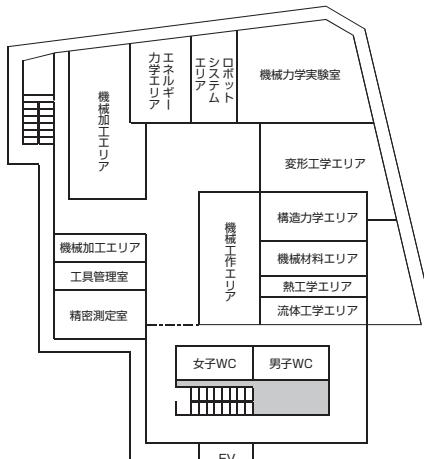


## A棟 10F

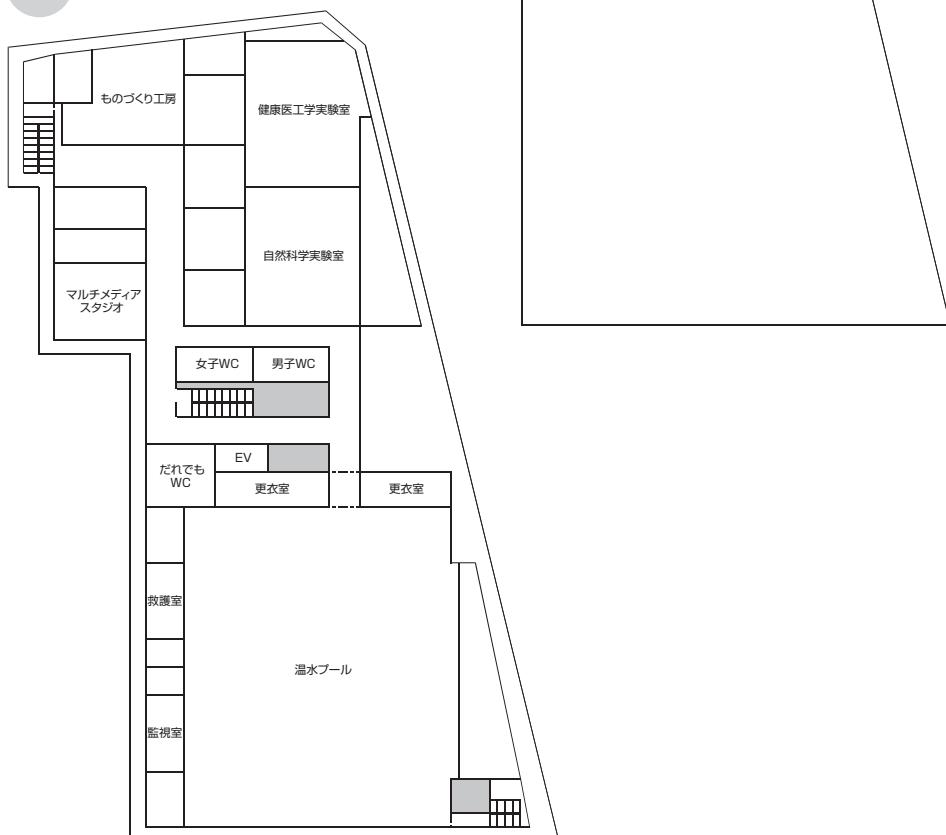


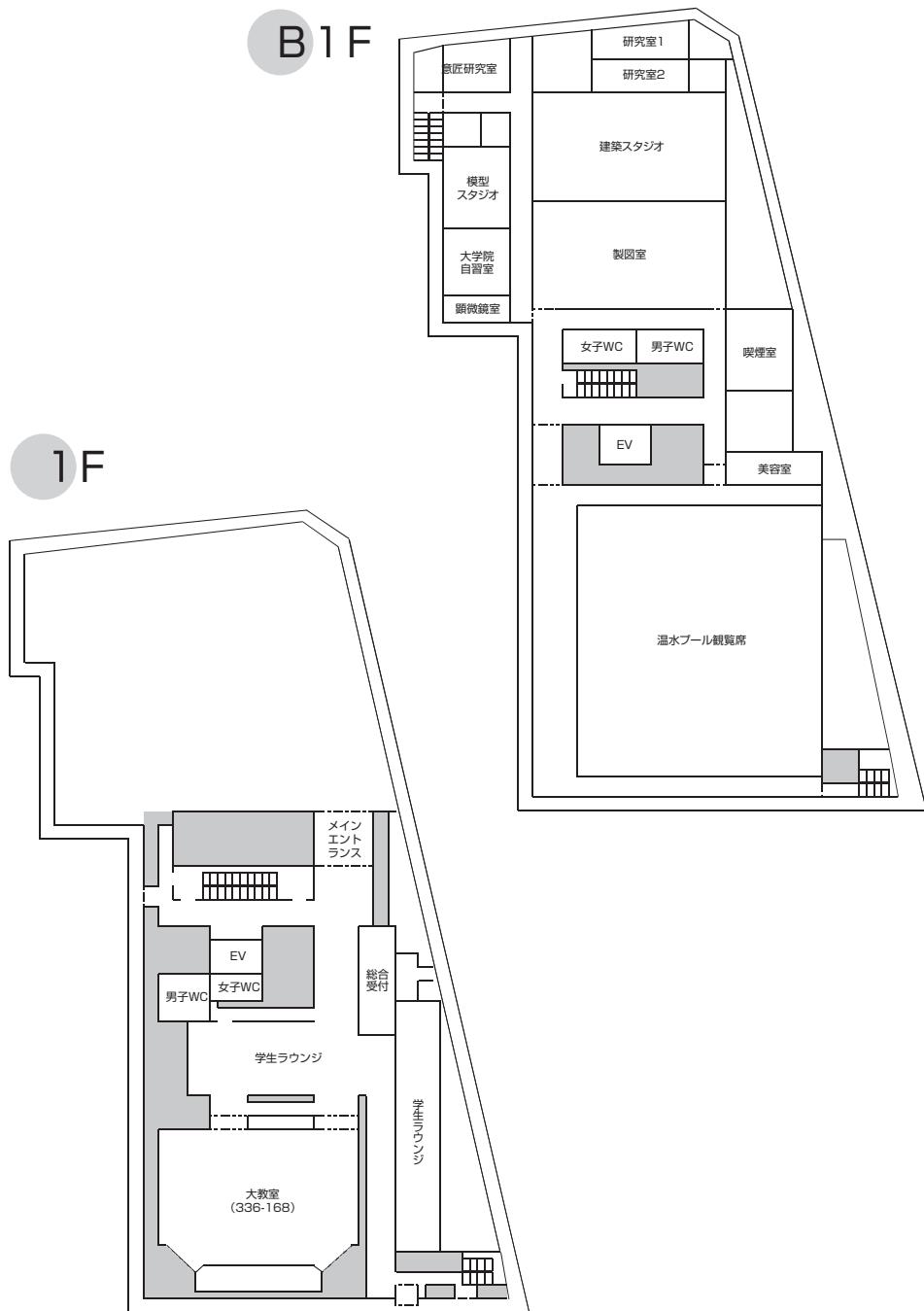
# メイプルセンチュリーホール

B3F

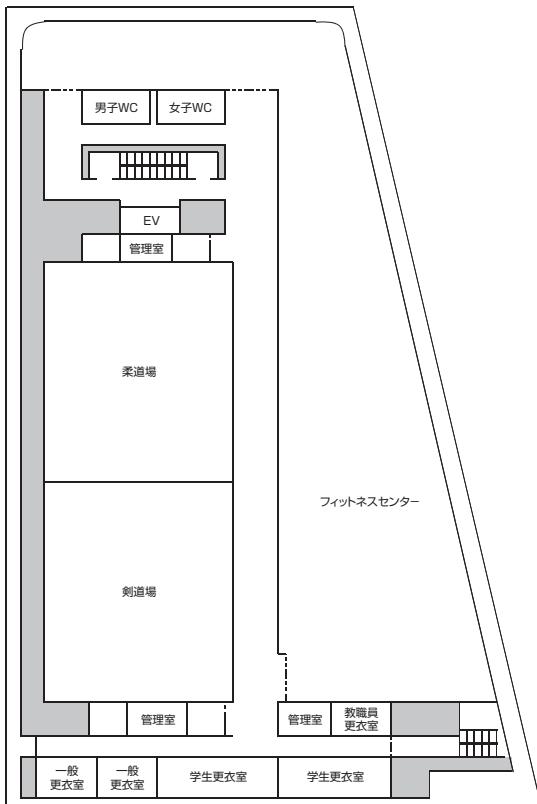


B2F

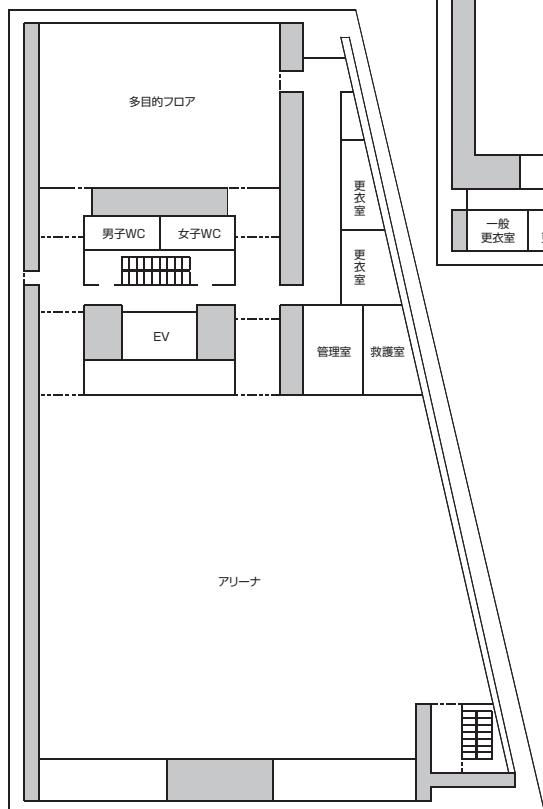


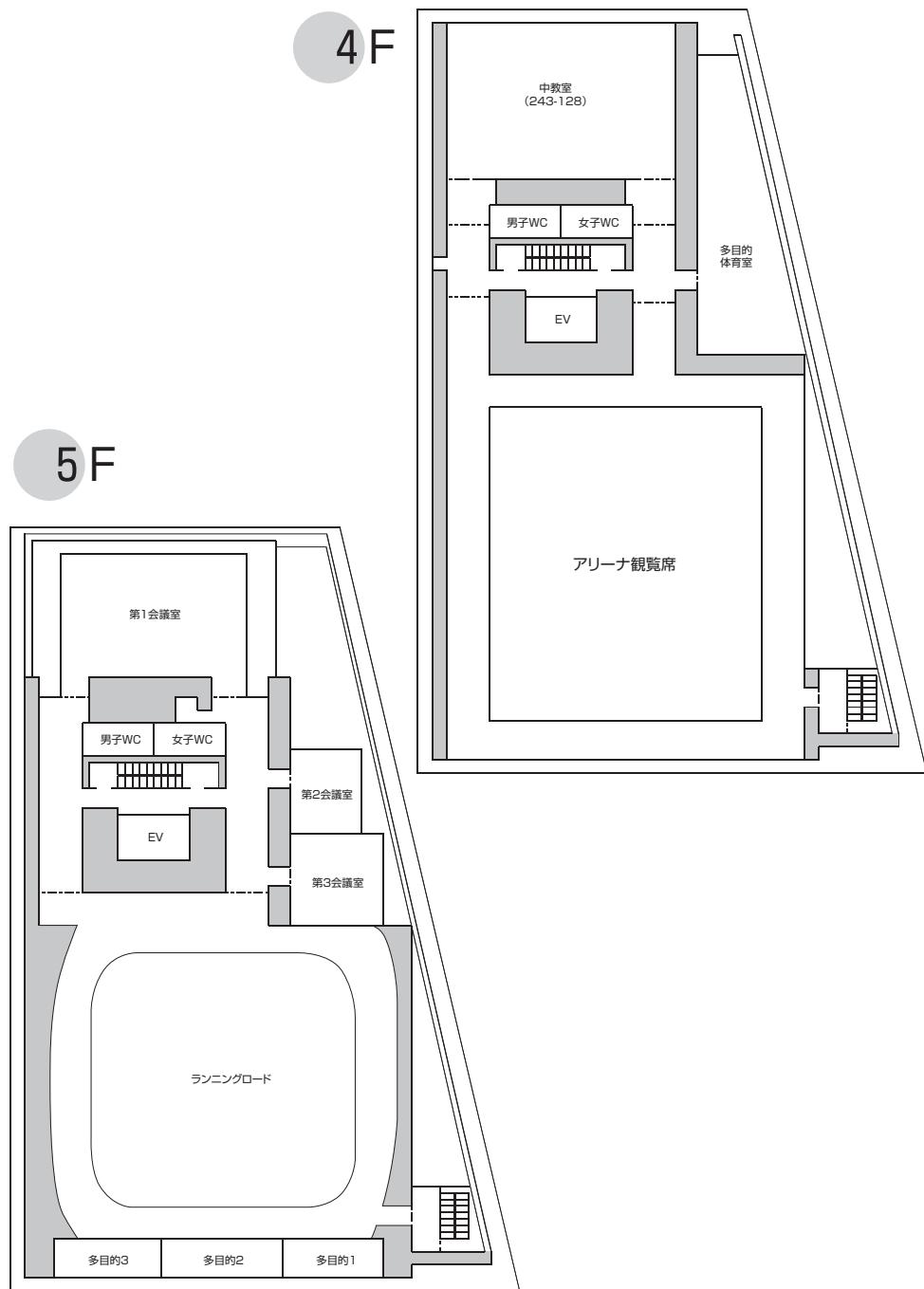


2F



3F







# VI

## 付録

1. 文学部学部長及び主任一覧

2. 掲示について

3. 諸届および各種証明書手続料等について

- (1) 諸届等
- (2) 教職及び諸資格課程受講料
- (3) 各種実習費等
- (4) 各種証明書及び手数料

4. 学生保険

5. 学会費について

6. 専任教員研究室一覧

# 文学部学部長及び主任一覧

2019 年度

## ■学部長・教務主任・学生主任

学 部 長	中村 一夫
教 務 主 任	小野瀬 優也
学 生 主 任	後藤 貴浩

## ■コース主任一覧

教 育 学 コ ー ス	鈴木 裕子
初 等 教 育 コ ー ス	正田 良
考古・日本史学コース	仁藤 智子
地 理・環 境 コ ー ス	加藤 幸治
日本文学・文化コース	田代 真

## ■学科主任一覧

教 育 学 科	鈴木 裕子
史学地理学科	勝田 政治
文 学 科	田代 真

2019 年 4 月 1 日

## ■学年担当一覧

コース	1年	2年	3年	4年
教 育 学	江川 陽介 郡司 菜津美 本間 貴子 川本 哲也	桜井 美加 助川 晃洋 堀井 雅道	鈴木 裕子 細越 淳二 村上 純一 後藤 貴浩	金子 真人 栗栖 淳 武藤 拓也
	志澤 彰	山室 和也	全 員	全 員
	久保田 裕次	石野 裕子	夏目 琢史	眞保 昌弘
	佐々木 明彦 桐越 仁美	磯谷 達宏 桐越 仁美	長谷川 均	内田 順文
日本文学・文化	松野 彩 吉原 裕一	田代 真 松野 敏之	濱中 修 平 浩一	村田 裕司 松崎 史周

## ■オフィスアワーについて

本学にはオフィスアワー制度が設けられている。

オフィスアワーとは、教員が学生の皆さんの授業履修や学生生活についての質問や相談等を受け付ける授業以外の時間のことをいう。

相談する際は、事前に連絡（アポイント）を取ることが望ましい。専任教員の相談時間等詳細については、別途掲示等で周知するので確認すること。なお、非常勤教員のオフィスアワーについては、授業前後の時間を利用すること。

## 掲示について

- ①大学から学生への連絡は原則として「掲示」により行われる。
- ②学生は常に掲示に留意して、必要な情報を得るとともに、指示には迅速かつ的確に対応しなければならない。
- ③掲示板の他に、PC、携帯電話（いずれも Web 利用可能な機器）、シラバス（携帯電話は除く）、休講情報、教室変更、呼び出しメッセージ等が個別のログイン名（学籍番号）とパスワード（西暦生年月日）で確認できる。
- ④文学部の掲示板は下表のとおりである。

	世田谷校舎
文学部掲示板	10号館2階廊下（教員コミュニティールーム前）

注：文学部掲示は学部共通、各コース・学生事務、レポート課題、試験計画等がある。

# 諸届および各種証明書手続料等について

## 1 諸届等

学生の学籍管理に基づく身上項目（氏名、国籍、本籍、保証人の氏名、続柄、住所）、また、異動項目（休学、復学、退学、再入学、復籍）に変更が生じた場合、その他必要とする願出、届出をする場合、所定の様式にて願又は届を速やかに提出しなければならない。

項目	提出要項	備考
保証人等変更届	事由発生後 すみやかに	用紙は HP からダウンロードし、教務課学部担当窓口へ提出 Kaede-i にログインしプロファイル画面で修正
学生氏名変更届		
本籍地変更届		
現住所変更		Kaede-i にログインしプロファイル画面で修正

以上の諸届、諸願の様式については「IV学則・諸規程」の「3. 国士館大学学籍管理規程施行細則」を参照する。

項目	添付書類	提出要項	備考
欠席届	診断書又は事由	欠席前後 1 週間以内	7 日以上欠席する場合、用紙は授業支援課にて受領、科目担当教員へ提出
試験欠席届		事由発生後 すみやかに提出	追試験受験希望者、教務課学部担当窓口へ提出
進路届		内定のつど 決定のつど	キャリア形成支援センターへ提出
学費延納願		納付期限前	用紙は HP からダウンロードし、教務課学部担当窓口へ提出
公欠願	理由書	事前	用紙は授業支援課にて受領、学部行事は事後に教務課学部担当窓口へ

## 2 教職及び諸資格課程受講料

教職及び諸資格課程の受講料、実習費、申請料等は証明書等自動発行機にて納入し、納入票を教務課教職担当窓口および学部担当窓口に提出する。提出が無いと受講が認められない。

### ①教職課程受講料

1 校種 1 教科につき 10,000 円（初等教育コースは免除）

教職課程履修要項参照

### ②諸資格課程受講料

資格	金額	納入時期
博物館学芸員	15,000 円	1年次 【春期に受講登録した場合】：4月末日迄（日曜・祝日の場合は前日迄） 【秋期に受講登録した場合】：9月末日迄（日曜・祝日の場合は前日迄）
社会教育主事	15,000 円	
図書館司書	15,000 円	
学校司書	10,000 円	
学校図書館司書教諭	10,000 円	2年次 【春期に受講登録した場合】：4月末日迄（日曜・祝日の場合は前日迄） 【秋期に受講登録した場合】：9月末日迄（日曜・祝日の場合は前日迄）

## 3 各種実習費等

資格	対象	金額	納入時期
教育実習費	小学校・幼稚園	17,000 円	実習を行う年度（4年次）の指定された期日
	中学校・高等学校	12,000 円	
	特別支援学校	12,000 円	
養護実習費	養護実習Ⅱ受講者	20,000 円	
博物館実習費	博物館実習Ⅱ受講者	15,000 円	
介護等体験費	小・中教職受講者	13,500 円	実習を行う年度（3年次）の指定された日まで
教員免許申請料	教員免許状申請者	1種類 3,500 円	申請時
学校図書館司書教諭申請料	学校図書館司書教諭資格申請者	1,500 円	申請時
卒業論文審査料	卒業論文提出者	2,500 円	提出時
保健体育実技実習費	教職保健体育受講者	25,000 円	毎年 4月 20 日まで
看護実習費	看護実習Ⅱ受講者	20,000 円	実習を行う年度（3年次）の 4月 20 日まで
測量学実習費	測量土補受講者	10,000 円	実習を行う年度（3年次）の 4月 20 日まで
考古学実習費	考古学実習Ⅰ～Ⅳ受講者	50,000 円	実習を行う年度の 4月 20 日まで

## 4 各種証明書及び手数料

種別	単位	金額	適用
学生証再発行手数料	1回	2,000	学生証再発行願※ 1
在籍証明書	1通	200	英文 300 円※ 1(英文も含む)
卒業(修了)見込証明書	1通	200	英文 300 円※ 1
成績証明書	1通	200	英文 500 円※ 1(英文も含む)
成績・卒業(修了)見込証明書	1通	200	※ 1
成績・卒業(修了)見込・健康診断証明書	1通	300	※ 1
単位修得(見込)証明書	1通	200	資格用
基礎資格及び学力に関する(見込)証明書	1通	200	教職用
教員免許状取得見込証明書	1通	200	※ 1
人物調査書	1通	200	卒業後2年まで発行可
推薦書	1通	200	英文 500 円、卒業後2年まで発行可
健康診断証明書	1通	200	英文 300 円※ 1 ※ 2
その他の証明書	1通	200	英文 500 円

### 注意

「※ 1」は、英文証明書を除き証明書自動発行機から、直接発行されます。

「※ 2」は、企業等で指定された健康診断証明書の様式がある場合は、証明書自動発行機で、「申請書」の「健康診断証明書発行願（定形外・用紙持込）」を講入し、健康管理室へ提出してください。

「※ 1」、「※ 2」以外の手数料や、各種セミナー等の受講料及び高学年生の実験実習費等は、証明書自動発行機で、各「申請書」を購入し、申請書に指定されている各学部担当窓口等へ提出してください。

### ■証明書等自動発行機（パピルスマイト）

区分		世田谷校舎・梅ヶ丘校舎	町田校舎	多摩校舎
通常時間	月～土	9：00～21：30	9：00～17：00	9：00～17：00

※在籍証明書等については、学生証（ICカード）を使用し証明書等自動発行機で発行する。

# 4

## 学生保険

付録

本学学生は全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」に加入している。「学生教育研究災害傷害保険」は学生が教育研究活動中（下表）に生じた事故により身体に傷害を被った場合、その都度により医療保険金（治療費、入院加算金）、後遺傷害保険金または死亡保険金の支払われ、「学生教育研究賠償責任保険」においては、学生が誤って相手側に与えた傷害や器物の損壊に対して損害賠償を保証される。

事故が発生した場合は、ただちに教務課学部担当窓口に連絡すること。（課外活動中の事故については、学生部・厚生課に連絡すること。）

正課中	授業、実験、実習、演習等	4日以上の治療日数が必要
公式行事中	入学式、オリエンテーション、学園祭、学部行事等	
大学施設利用中	上記以外で学内施設にいる間 寮内、大学が禁じた時間・場所または大学が禁じた行為を行っている間は除く	14日以上の治療日数が必要
	キャンパス内外での活動中	
通学中	正課、公式行事の大学への往復	

支払われる保険金等、その他細部については別冊「学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険のしおり」を参照または学生・厚生課に問合せること。

# 5

## 学会費について

学会費は指定された口座に納入する。

種類	コース	担当者名	納入時期	金額（円）	口座名
国土館大学 教育学会	教育学	堀井 雅道	1年次 7月	10,000 (4年分一括)	郵便振替 00140-6-161761
国土館大学 初等教育学会	初等教育	志澤 彰	1年次 4月	8,000 (4年分一括)	ゆうちょ銀行 普 0980421 (店番 008)
国土館大学 日本史学会	考古・日本史学	秋山 哲雄	1年次 4月	6,000 (4年分一括)	
国土館大学 地理学会	地理・環境	内田 順文	1年次 4月	12,000 (4年分一括)	郵便振替 00150-7-161762
国土館大学 国文学会	日本文学・文化	松野 彩	1年次 4月	16,000 (4年分一括)	郵便振替 00150-8-162136

※上記学会に関する質問等は各学会担当者まで問い合わせてください。

# 専任教員研究室一覧

## 教育学科

氏名	研究室	場所
青木 聰子	幼児教育準備室・研究室	34号館 A7F
江川 陽介	A816	34号館 A8F
太田 麻衣子	A909	34号館 A9F
小野瀬 優也	理科準備室・研究室	34号館 A7F
金子 真人	1032	10号館 4F
河野 寛	A823	34号館 A8F
川本 哲也	1050	10号館 4F
木阪 貴行	1049	10号館 4F
栗栖 淳	1030	10号館 4F
郡司 菜津美	1029	10号館 4F
後藤 貴浩	A920	34号館 A9F
桜井 美加	1033	10号館 4F
佐々木 浩	A925	34号館 A9F
志澤 彰	音楽準備室	34号館 A7F
正田 良	A808	34号館 A8F
助川 晃洋	1027	10号館 4F
鈴木 江理子	A921	34号館 A9F
鈴木 裕子	A901	34号館 A9F
千葉 昇	A908	34号館 A9F
野津 恒	1051	10号館 4F
菱刈 晃夫	A809	34号館 A8F
細越 淳二	A902	34号館 A9F
堀井 雅道	1031	10号館 4F
本間 貴子	1026	10号館 4F
松浦 孝明	1039	10号館 4F
松田 俊哉	美術準備室・研究室	34号館 A7F
武藤 拓也	1028	10号館 4F
村上 純一	1046	10号館 4F
山室 和也	A822	34号館 A8F

※学科順

## 史学地理学科

氏名	研究室	場所
秋山 哲雄	1042	10号館 4F
石野 裕子	A810	34号館 A8F
磯谷 達宏	A824	34号館 A8F
内田 順文	1025	10号館 4F
岡島 建	1002	10号館 2F
小川 快之	A807	34号館 A8F
勝田 政治	A911	34号館 A9F
加藤 幸治	A904	34号館 A9F
桐越 仁美	1001	10号館 2F
久保田 裕次	1044	10号館 4F
佐々木 明彦	1004	10号館 2F
眞保 昌弘	1041	10号館 4F
津田 資久	1054	10号館 4F
夏目 琢史	A918	34号館 A9F
仁藤 智子	1045	10号館 4F
長谷川 均	1003	10号館 2F

## 文学科

氏名	研究室	場所
田代 真	A814	34号館 A8F
中村 一夫	A913	34号館 A9F
濱中 修	1034	10号館 4F
平 浩一	1036	10号館 4F
藤田 梨那	1047	10号館 4F
藤森 馨	A922	34号館 A9F
松崎 史周	1035	10号館 4F
松野 彩	1037	10号館 4F
松野 敏之	1038	10号館 4F
村田 裕司	A928	34号館 A9F
吉原 裕一	1048	10号館 4F
鶯野 正明	1040	10号館 4F

## 各校舎アクセス

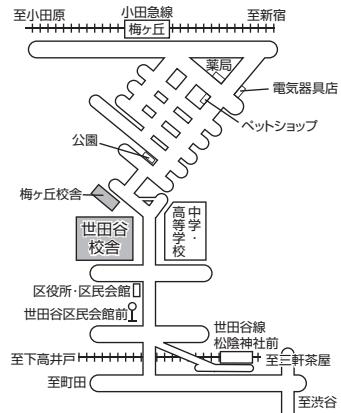
世田谷キャンパスまでの道のり

〒 154-8515 東京都世田谷区世田谷 4-28-1

### ●電車

小田急線梅ヶ丘駅下車・徒歩 9 分

東急世田谷線松陰神社前駅下車・徒歩 6 分



町田キャンパスまでの道のり

〒 195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1

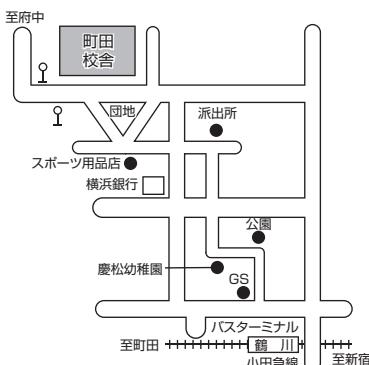
### ●電車・バス

本学スクールバス（町田校舎直行）

小田急バス・神奈川中央バス

鶴川駅発鶴川団地行

国士館大学前下車・徒歩 1 分



多摩キャンパスまでの道のり

〒 206-0025 東京都多摩市永山 7-3-1

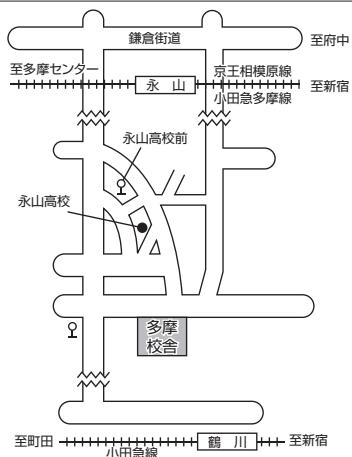
### ●電車・バス

本学スクールバス（多摩校舎直行）

小田急多摩線・京王相模原線永山駅下車・

バス「鶴川駅行」「永山 5 丁目行」

永山高校前下車・徒歩 7 分



# 國土館館歌

柴田徳次郎 作詞 / 東儀 鉄笛 作曲 / 石川 太郎 編曲

一 霧わけ昇る陽を仰ぎ  
梢に高き月を浴び  
皇國に殉す大丈夫の  
ここ武蔵野の國士館

二 松陰の祠に節を磨し  
豪徳の鐘氣を澄ます  
朝な夕なにつく呼吸は  
富獄風の天の風

三 区々現身の粗薪に  
大覺の火を打ち点し  
三世十方焼き尽くす  
至心の焰あふらばや

$\text{♩} = 104 \text{ mfp}$

きょく りうく わい けんつ ののし ぼしみ ひせあ あをま おまき ぎしに  
5 こじだ ずうい えとか にくく たのの かかひ きねを つきう きをち まと あまも びすし  
9 みあさ くさん になぜ にー ゆゆじ るうつ すなほ 一にう まつや すくき おきく のはす  
13 こふし こがし むくん さーの さーの のしお のろの しあほ こてあ くんふ しのら かかば んせや

(3rd time only)

